


# ポートレーズ鳴門 ダイナミックキャビン

## 2階個室等設置工事のうち建築工事

図 面 リ ス ト					
図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
	表紙、図面リスト	—	A-16	改修後 2階平面詳細図	1/80
特-01	特記仕様書(1)	—	A-17	改修前 2階展開図	1/80
特-02	特記仕様書(2)	—	A-18	改修後 2階展開図-1	1/80
特-03	特記仕様書(3)	—	A-19	改修後 2階展開図-2	1/80
特-04	特記仕様書(4)	—	A-20	改修後 2階壁リスト	1/100
特-05	特記仕様書(5)	—	A-21	改修前 2階天井伏図	1/100
特-06	特記仕様書(6)	—	A-22	改修後 2階天井伏図	1/100
			A-23	撤去建具表	1/100
			A-24	新設建具表	1/100
	《 意 匠 》		A-25	各部詳細図-1	1/10
A-01	全体配置図・付近見取図	1/2000, 50000	A-26	各部詳細図-2	1/5, 10
A-02	仕上表	—	A-27	各部詳細図-3	1/5, 10, 30
A-03	改修前 1階平面図(参考図)	1/100	A-28	各部詳細図-4	1/10, 20, 30
A-04	改修前 2階平面図	1/100	A-29	各部詳細図-5	1/10
A-05	改修後 2階平面図	1/100	A-30	各部詳細図-6	1/10, 30, 50
A-06	改修前 3階平面図(参考図)	1/100	A-31	各部詳細図-7	1/50
A-07	改修前 屋根伏図(参考図)	1/100	A-32	可動間仕切詳細図	1/5, 50
A-08	改修前 北立面図	1/100	A-33	フリーフロア-詳細図	1/20, 80
A-09	改修後 北立面図	1/100	A-34	家具詳細図-1	1/50
A-10	改修前 東立面図(参考図)	1/100	A-35	家具詳細図-2	1/50
A-11	改修前 南立面図(参考図)	1/100	A-36	サイン詳細図	1/10, 50
A-12	改修前 西立面図(参考図)	1/100	A-37	仮設計画図-1(参考図)	1/200
A-13	改修前 矩計図	1/80	A-38	仮設計画図-2(参考図)	1/200
A-14	改修後 矩計図	1/80	A-39	改修後 2階梁伏図	1/100
A-15	改修前 2階平面詳細図	1/80	A-40	改修後 2階軸組図	1/30, 100

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項												
一 章 一 般 共 通 事 項	1. 工事概要	2階屋外広場の一部を個室に改修及びホールの一部を便所に改修	⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	⑪ 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事事業車による土砂、工事事業資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。														
	1. 工事名称	ポートルース鳴門ダイナミックキャビン2階個室等設置工事のうち建築工事		⑧ 施工体制台帳及び施工体系図		(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承認したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある													
一 章 一 般 共 通 事 項	2. 工事場所	鳴門市撫養町大桑島	⑨ 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次のとおりとし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	⑫ 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。														
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>ダイナミックキャビン</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>S造 地上3階・地下0階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>51.207.85 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>806.04 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>別表第一 第1項イ</td></tr> </table>		建物名称		ダイナミックキャビン	構造・規模	S造 地上3階・地下0階	敷地面積	51.207.85 (m <sup>2</sup> )	延床面積	806.04 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第1の区分	別表第一 第1項イ	⑩ 施工中の安全確保	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。  ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーजन材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。		
建物名称	ダイナミックキャビン																			
構造・規模	S造 地上3階・地下0階																			
敷地面積	51.207.85 (m <sup>2</sup> )																			
延床面積	806.04 (m <sup>2</sup> )																			
消防法施行令別表第1の区分	別表第一 第1項イ																			
4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr><th>種目</th><th>工事概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建築一式工事</td><td>改修工事</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	建築一式工事	改修工事													◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。
種目	工事概要																			
建築一式工事	改修工事																			
一 章 一 般 共 通 事 項	5. その他	II. 建築工事共通仕様書	⑪ 適用基準	◎受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。															
	① 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>○ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>○ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版</li> <li>○ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>② 建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>		◎受注者は、地下埋設物の影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。													
一 章 一 般 共 通 事 項	② 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	⑫ 発生材の処理等	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。															
	③ 工事実績データの登録	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</li> <li>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</li> </ol>		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。														
一 章 一 般 共 通 事 項	④ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	⑬ 発生材の処理等	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。															
	⑤ 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。														
一 章 一 般 共 通 事 項	⑥ 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承認を受けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承認を受けること。</p>	⑭ 発生材の処理等	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から即す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。															
	⑦ 発生材の処理等	◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。		◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の質与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。																

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																														
一 章 一 般 共 通 事 項	⑬ 材料・製品等	<p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	<p>とみならず、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象外</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）について付保する。</p> <p>(2)付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p>	<p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁官務部監修「宮構工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業はポートレース非開催日もしくは、レース終了後の15時以降での作業とする。</li> <li>・工事中はダイナミックキャビン2階を完全に工事エリアとし、客が入らない措置を講じることで上記作業以外についてはレース開催中でも施工可能とする。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・2023年11月30日から開催されるG1開設70周年記念競走より当施設の運用を開始する。</li> <li>・競走水面に資材等が飛散しないよう、資機材の保管、養生には十分注意すること。</li> </ul> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については、協議の上決定する。</p> <p>◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない）。 ・警備員は、延20人（昼20人、夜0人；うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎産業廃棄物の種類ごとに処分すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>◎他工事との取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンプレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 ◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観覧室</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンプレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					測定対象室	測定箇所数	観覧室	1点		
		区分			サイズ																																																																																																	
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																					
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																					
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																					
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																	
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																																		
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																		
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																					
同上(リンプレン等)	○																																																																																																					
床、天井点検口	○																																																																																																					
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																		
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																					
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																			
縦樋(GLまで)	○																																																																																																					
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																		
同上補強	○																																																																																																					
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																																					
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																					
測定対象室	測定箇所数																																																																																																					
観覧室	1点																																																																																																					
一 章 改 修 一 般 共 通 事 項	① 施工条件 ② 重要備品等 ③ 施工調査 ④ 交通誘導警備員 ⑤ 産業廃棄物の処理 ⑦ 他工事との取り合い ⑧ 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>⑰ 工事看板等</p> <p>⑱ 設計変更箇所確認</p> <p>⑲ 工事検査及び技術検査</p> <p>⑳ 完成図等</p> <p>㉑ デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p> <p>㉒ 火災保険</p>																																																																																																				
⑭ 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>																																																																																																					
⑮ 施工	<p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は鳴門市へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																																																																																																					
⑯ 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等</p>																																																																																																					

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																						
9	技能士の適用	<p>測定は、次のいずれかにより行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3（3）「ロ 測定の方法」において定められた方法</li> <li>パッシブ型採取機器を用いる方法</li> </ul> <p>パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。</p> <p>(1)30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。</p> <p>(2)5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。</p> <p>(3)測定 イ(2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。</p> <p>なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。</p> <p>ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4)分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p> <p>(5)測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>○コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>○構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業</li> <li>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・セメント系防水工事作業</li> <li>・シーリング防水工事作業</li> <li>・改質アスファルトシート工法防水工事作業</li> <li>・改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業</li> <li>・FRP防水工事作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木製建具手加工作業</li> <li>・木製建具機械加工作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・カーペット系床仕上げ工事作業</li> <li>○鋼製下地工事作業</li> <li>○ボード仕上げ工事作業</li> <li>・カーテン工事作業</li> <li>・木質系床仕上げ工事作業</li> <li>・表具作業</li> <li>・壁装作業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>表装</td> <td>・表具作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備</td> <td>・冷凍空調和機器施工</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	○鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	○型枠工事作業	鉄骨	鉄工	○構造物鉄工作業	防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業</li> <li>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・セメント系防水工事作業</li> <li>・シーリング防水工事作業</li> <li>・改質アスファルトシート工法防水工事作業</li> <li>・改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業</li> <li>・FRP防水工事作業</li> </ul>	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業	金属	かわらぶき	・かわらぶき作業	左官	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製建具手加工作業</li> <li>・木製建具機械加工作業</li> </ul>		サッシ施工	○ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	○ガラス工事作業	塗装	塗装	○建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・カーペット系床仕上げ工事作業</li> <li>○鋼製下地工事作業</li> <li>○ボード仕上げ工事作業</li> <li>・カーテン工事作業</li> <li>・木質系床仕上げ工事作業</li> <li>・表具作業</li> <li>・壁装作業</li> </ul>	配管	表装	・表具作業	植栽	配管	・建築配管作業	機械設備	造園	・造園工事作業		機械設備	・冷凍空調和機器施工	<p>二章</p> <p>改修仮設工事</p> <p>1 一般事項 ◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。</p> <p>2 ベンチマーク ◎設計GLの設定は、2FLを±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>3 足場等 ◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に當補課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎外部足場（種類：枠組み足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート） ・壁つなぎ間隔（水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類：脚立足場、仕様：1枚布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ◎仮囲い（仕様：成形鋼板、H=2.0 m、L=36.6 m）（図示） ◎ゲート（有・無、仕様： ） ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの穴下穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：図示による）</p> <p>◎監督員事務所は（設ける（面積 10 m<sup>2</sup>程度））・設け(ない)</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1)机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2)ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3)請負加入電話の手機 (4)衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5)ファクシミリ他</p> <p>◎既存電力利用（出来る・出来(ない)）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る・出来(ない)）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に・用意して(ない)で業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ◎借地借家料 円</p> <p>三章</p> <p>鉄筋工事</p> <p>1 材料  <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>詳細図による</td> <td>詳細図による</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状：寸法：100×100</td> <td>径：6</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>2 材料試験 ◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>3 鉄筋の継手及び定着 ◎鉄筋の継手は（重(ね)継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	詳細図による	詳細図による	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：寸法：100×100	径：6	<p>4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 ◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶり厚さは、目地底からの寸法とする。</p> <p>10 配筋検査 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く） ◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（行う・行(な)い）。確認強度（ ）kN 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（金属系アンカー・接着系(ア)ンカー）とする。 ・金属系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。アンカー本体の径（ ）、埋込深さ（ ）とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合筋の種類は（ ）、径（ ）、長さ（ ）とする。 ・接着系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。</p> <p>1 一般事項 ◎I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度  <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調管理強度 Fn (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+3~6</td> <td>15</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td>2.3</td> <td>防水押工</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>◎構造体コンクリートの調管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 ◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は標仕表6.2.3による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種類は（A・B・C）種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5による。 ◎セメントの種類は、（普通ポル(ラ)ンドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。 ・高炉セメントB種適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（ ） ◎骨材は、標仕6.3.1（2）による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる・でき(ない)）。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試練りは（行う・行(な)い）。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2)抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+3~6	15	有		2.3	基礎	普通	21	21	15			2.3	防水押工
		工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																										
仮設	とび	○とび作業																																																																																																												
鉄筋	鉄筋施工	○鉄筋組立て作業																																																																																																												
コンクリート	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業																																																																																																												
型枠	型枠施工	○型枠工事作業																																																																																																												
鉄骨	鉄工	○構造物鉄工作業																																																																																																												
防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業</li> <li>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・セメント系防水工事作業</li> <li>・シーリング防水工事作業</li> <li>・改質アスファルトシート工法防水工事作業</li> <li>・改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業</li> <li>・FRP防水工事作業</li> </ul>																																																																																																												
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																												
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																																												
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																												
金属	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																																																												
左官	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																												
左官	左官	・左官作業																																																																																																												
建具	建具製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製建具手加工作業</li> <li>・木製建具機械加工作業</li> </ul>																																																																																																												
	サッシ施工	○ビル用サッシ施工作業																																																																																																												
	ガラス施工	○ガラス工事作業																																																																																																												
塗装	塗装	○建築塗装作業																																																																																																												
内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・カーペット系床仕上げ工事作業</li> <li>○鋼製下地工事作業</li> <li>○ボード仕上げ工事作業</li> <li>・カーテン工事作業</li> <li>・木質系床仕上げ工事作業</li> <li>・表具作業</li> <li>・壁装作業</li> </ul>																																																																																																												
配管	表装	・表具作業																																																																																																												
植栽	配管	・建築配管作業																																																																																																												
機械設備	造園	・造園工事作業																																																																																																												
	機械設備	・冷凍空調和機器施工																																																																																																												
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																																																																											
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	詳細図による	詳細図による																																																																																																											
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																																																																																											
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：寸法：100×100	径：6																																																																																																											
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																																																																																							
普通	21	21+3~6	15	有		2.3	基礎																																																																																																							
普通	21	21	15			2.3	防水押工																																																																																																							
鳴門市企業局 ポートレース事業課			工事名称	ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事 徳島県建築士事務所協会々員	図名	特記仕様書(3)			株式会社	宮建築設計	管理建築士	係	図番																																																																																																	
			縮尺	-/-	年月				1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	1級333707 清水 康代			No_特-03																																																																																																	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																											
	④ 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。  ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。  ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。 ◎ひび割れ誘発目地の位置（・図示による ○ @2500）		⑤ 高力ボルト接合	◎すべり係数試験は（行う・行わない）。 ただし、溶融垂鉛めつき工法の場合は、「13.溶融垂鉛めつき工法」によるものとする。  ◎ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。 (1) 表面粗度測定機による測定 (2) プラスト機器の性能表による確認 (3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。  ◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（行う・行わない）。  ◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。  ◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（行う・行わない）。  ◎締付け施工の確認は、JASS6 6.3〔締付け施工の確認〕に準じる。  ◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。 ◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。		① 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。  ◎降雨等に対する養生方法は、（上屋 <del>○</del> ト養生・下階天井養生・その他（ ））とする。																																																																																																																											
	④ レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。		⑥ 普通ボルト接合	◎普通ボルトの戻し止めは（二重ナット・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット）による。 ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻し止めは省略できない。  ◎普通ボルトの座金は（JIS B 1256・ ）による。	② 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>工法</th> <th>工法</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>屋上広場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程	工法	工法	工法	工法	施工箇所	屋上広場				1 既存保護層(立上り部等)撤去等					2 既存保護層(平場)撤去等	○				3 既存断熱層撤去等					4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○				5 既存防水層(平場)撤去等	○				6 既存下地の補修及び処置	○				7 防水層の新設	○				8 断熱材の新設					9 保護層の新設	○																																																																								
工程	工法	工法	工法	工法																																																																																																																															
施工箇所	屋上広場																																																																																																																																		
1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																																																																																																																			
2 既存保護層(平場)撤去等	○																																																																																																																																		
3 既存断熱層撤去等																																																																																																																																			
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○																																																																																																																																		
5 既存防水層(平場)撤去等	○																																																																																																																																		
6 既存下地の補修及び処置	○																																																																																																																																		
7 防水層の新設	○																																																																																																																																		
8 断熱材の新設																																																																																																																																			
9 保護層の新設	○																																																																																																																																		
	⑤ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <del>合板</del> ・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>巾木</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>巾木</td> </tr> </tbody> </table> ◎打ち直し仕上げの打ち増し厚さは（20）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。  ◎打ち直し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち直し面より2mm程度、引込める。	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり				標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし	合板	12	巾木	標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	合板	12	巾木		⑦ 溶接接合	◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。  ◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（行う・行わない）。  ◎開先の形状は構造図による。  ◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。  ◎スカラップの形状は、図示による。  ◎鋼製エンドタブの切断は（行う・行わない）。行う場合は図示による。  ◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。  ◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。  ◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（行う・行わない）。 試験を行う場合の平均出検査品質限界（AOQL）は（2.5%・4%）とする。	③ 既存下地の補修材料	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。  ◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は（10×30）とする。  ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																																																																								
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																																																														
県産木製型枠	—	なし																																																																																																																																	
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																																																																	
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし	合板	12	巾木																																																																																																																														
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし																																																																																																																																	
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	合板	12	巾木																																																																																																																														
三章 鉄骨工事	① 一般事項	◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（R）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。  ◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（ <del>○</del> ・置かなくともよい）  ◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板（30～35×45cm）（H.4.9.30 住指発第347号）を掲示すること。  ◎鋼材は次による。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td></td> <td>屋外広場階段・スロープ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎高力ボルトは、（JIS形高力ボルト・トルシア形高力ボルト2種・溶融垂鉛めつき高力ボルト）とする。径は、（M16）とし、使用箇所は図示による。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア形高力ボルト</td> <td>JSS II 09</td> </tr> <tr> <td>JIS B 1186</td> <td>JIS形高力ボルト</td> <td>2種（F10T）</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融垂鉛めつき高力ボルト</td> <td>1種（F8T）</td> </tr> </tbody> </table> ◎普通ボルト及びナットの材料等は、（JIS付属品（JIS B 1180 <del>○</del> 及びJIS B 1181）・JIS本体規格品（ISO規格））とする。 径は、（M12）とし、使用箇所は図示による。  ◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400		屋外広場階段・スロープ							規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09	JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種（F10T）	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融垂鉛めつき高力ボルト	1種（F8T）		⑧ 錆止め塗装	◎素地ごしらは、標仕表18.2.3（A・B・ <del>○</del> ）種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。  ◎塗料種別 鉄面 標仕表18.3.1の（A・B・C・D）種 亜鉛めつき面 標仕表18.3.2の（A・B・C）種  ◎塗料塗り種別 鉄面 標仕表18.3.3の（A・ <del>○</del> ）種 （工場1回、現場1回） 亜鉛めつき面 標仕表18.3.5の（A・B）種 （現場1回）  ◎鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を（行う・行わない）。 行う場合の塗料の種類は（A・B）種とする。  ◎耐火被覆材の接着する面の塗装の範囲は図示による。塗料の種類は（A・B）種とする。  ◎耐火被覆材の接着する面以外の塗装の範囲は図示による。塗装の範囲は、標仕7.8.2(1)(ア)～(オ)以外とする。  ◎鉄骨建方の精度は、（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。  ◎摩擦面の処理は、（プラスト処理・リン酸 <del>○</del> 処理）とする。  ◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。  ◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。 すべり試験の要領は、溶融垂鉛めつき高力ボルト技術協会の「めつき高力ボルト接合設計施工指針」による。	⑤ 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。																																																																																																				
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																																																																																																	
SS400		屋外広場階段・スロープ																																																																																																																																	
規格番号等	規格名称等	セットの種類																																																																																																																																	
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09																																																																																																																																	
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種（F10T）																																																																																																																																	
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融垂鉛めつき高力ボルト	1種（F8T）																																																																																																																																	
	② 材料			⑨ 工事現場施工	◎鉄骨建方の精度は、（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。  ◎摩擦面の処理は、（プラスト処理・リン酸 <del>○</del> 処理）とする。  ◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。  ◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。 すべり試験の要領は、溶融垂鉛めつき高力ボルト技術協会の「めつき高力ボルト接合設計施工指針」による。	⑥ アスファルト防水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>保護層の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">P1B</td> <td>屋根保護防水</td> <td>B-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絶縁工法</td> <td>B-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P1BI</td> <td>屋根保護防水</td> <td>BI-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絶縁断熱工法</td> <td>BI-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">P2AI</td> <td>屋根保護防水</td> <td>AI-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>密着断熱工法</td> <td>AI-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>AI-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">P2A</td> <td>屋根保護防水</td> <td>A-1</td> <td rowspan="3">屋上広場</td> <td rowspan="3">押エコン t=80</td> </tr> <tr> <td>密着工法</td> <td>A-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">M4C</td> <td rowspan="4">屋根露出防水</td> <td>C-1</td> <td></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">M3D</td> <td>屋根露出防水</td> <td>D-1</td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>絶縁工法</td> <td>D-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">PODI</td> <td rowspan="2">屋根露出防水</td> <td>DI-1</td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>絶縁断熱工法</td> <td>DI-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P1E</td> <td>屋内防水</td> <td>E-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P2E</td> <td>密着工法</td> <td>E-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎保護コンクリートの厚さは、水下で（ <del>○</del> ・60mm）以上とする。  ◎保護コンクリートの伸縮目地は、周辺部600mm、中間部3,000mmとする。  ◎入隅部の成形緩衝材は、製造所の仕様による。  ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。  ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。  ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。  ◎シーリング面への仕上げ塗材仕上げ等を（ <del>○</del> ・行わない）。  ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易 <del>○</del> 接着性試験・引張接着性試験）を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。  ◎種類及び施工箇所  <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td></td> <td>ガラス押エ</td> <td></td> <td>5*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコーン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリサルファイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>建具廻り ECP</td> <td></td> <td>20*10 15*10 10*10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎屋内については、漏水試験を行う。  ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（3・5・7・10）年間の防水工事性能保証書を提出すること。	工法	種別	施工箇所	保護層の内容	備考	P1B	屋根保護防水	B-1			絶縁工法	B-2			P1BI	屋根保護防水	BI-1			絶縁断熱工法	BI-2			P2AI	屋根保護防水	AI-1			密着断熱工法	AI-2				AI-3			P2A	屋根保護防水	A-1	屋上広場	押エコン t=80	密着工法	A-2		A-3	M4C	屋根露出防水	C-1			C-2		C-3		C-4		M3D	屋根露出防水	D-1			絶縁工法	D-2		PODI	屋根露出防水	DI-1			絶縁断熱工法	DI-2		P1E	屋内防水	E-1			P2E	密着工法	E-2			記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコーン系		ガラス押エ		5*5		SR-2	2成分シリコーン系						PS-2	ポリサルファイド系						MS-2	変成シリコーン		建具廻り ECP		20*10 15*10 10*10	簡易	PU-2	ポリウレタン系					
工法	種別	施工箇所	保護層の内容	備考																																																																																																																															
P1B	屋根保護防水	B-1																																																																																																																																	
	絶縁工法	B-2																																																																																																																																	
P1BI	屋根保護防水	BI-1																																																																																																																																	
	絶縁断熱工法	BI-2																																																																																																																																	
P2AI	屋根保護防水	AI-1																																																																																																																																	
	密着断熱工法	AI-2																																																																																																																																	
		AI-3																																																																																																																																	
P2A	屋根保護防水	A-1	屋上広場	押エコン t=80																																																																																																																															
	密着工法	A-2																																																																																																																																	
		A-3																																																																																																																																	
M4C	屋根露出防水	C-1																																																																																																																																	
		C-2																																																																																																																																	
		C-3																																																																																																																																	
		C-4																																																																																																																																	
M3D	屋根露出防水	D-1																																																																																																																																	
	絶縁工法	D-2																																																																																																																																	
PODI	屋根露出防水	DI-1																																																																																																																																	
		絶縁断熱工法	DI-2																																																																																																																																
P1E	屋内防水	E-1																																																																																																																																	
P2E	密着工法	E-2																																																																																																																																	
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																																																													
SR-1	1成分シリコーン系		ガラス押エ		5*5																																																																																																																														
SR-2	2成分シリコーン系																																																																																																																																		
PS-2	ポリサルファイド系																																																																																																																																		
MS-2	変成シリコーン		建具廻り ECP		20*10 15*10 10*10	簡易																																																																																																																													
PU-2	ポリウレタン系																																																																																																																																		
	③ 材料試験	◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。  ◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。  ◎板厚方向の引張試験を（行う・行わない）。		⑩ 錆止め塗料		⑩ シーリング																																																																																																																													
	④ 工作一般	◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。  ◎床書き現寸図は作成（する・しない）。  ◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。  ◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。		⑬ 溶融垂鉛めつき工法		13. 漏水試験																																																																																																																													

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																						
六章 建具 改修 工事	① 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>	⑪ 自閉式上吊り引戸装置	<table border="1"> <tr><td>設置場所</td><td>多目的WC・観客室</td></tr> <tr><td>適用戸の総質量(kg)</td><td>約40kg</td></tr> <tr><td>手動開き力(N)</td><td>15N以下(40kg以下)、20N以下(40kg超)</td></tr> <tr><td>手動閉じ力(N)</td><td>15N以下(40kg以下)、20N以下(40kg超)</td></tr> <tr><td>閉じ速度の調整</td><td>ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと</td></tr> <tr><td>制動区間</td><td>閉り際で明らかに減速すること</td></tr> <tr><td>開閉繰り返し</td><td>20万回の耐久試験で、上吊り機構、触れ止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと。なお、自閉装置及び制御装置については、10万回を超えたのち、1回の調整を行うことができるものとする。</td></tr> <tr><td>耐衝撃性</td><td>1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと</td></tr> </table> <p>◎製造所：評価名簿による</p>	設置場所	多目的WC・観客室	適用戸の総質量(kg)	約40kg	手動開き力(N)	15N以下(40kg以下)、20N以下(40kg超)	手動閉じ力(N)	15N以下(40kg以下)、20N以下(40kg超)	閉じ速度の調整	ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと	制動区間	閉り際で明らかに減速すること	開閉繰り返し	20万回の耐久試験で、上吊り機構、触れ止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと。なお、自閉装置及び制御装置については、10万回を超えたのち、1回の調整を行うことができるものとする。	耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと	③ 木工事	<p>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</p> <table border="1"> <tr><td>撤去区分</td><td>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</td></tr> <tr><td>壁下地を含む全面</td><td></td></tr> <tr><td>ボード面まで</td><td></td></tr> <tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td></td></tr> </table> <p>◎天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr><td>撤去区分</td><td>既存壁取合の補修範囲及び内容</td></tr> <tr><td>天井下地を含む全面</td><td></td></tr> <tr><td>ボード面まで</td><td>照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入</td></tr> <tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td></td></tr> </table> <p>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p> <p>◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を経営者に提出する。含水率は（A・B）種とする。</p>	撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ		撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面		ボード面まで	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入	ボード面を残し仕上げのみ																																																									
	設置場所	多目的WC・観客室																																																																																												
	適用戸の総質量(kg)	約40kg																																																																																												
手動開き力(N)	15N以下(40kg以下)、20N以下(40kg超)																																																																																													
手動閉じ力(N)	15N以下(40kg以下)、20N以下(40kg超)																																																																																													
閉じ速度の調整	ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと																																																																																													
制動区間	閉り際で明らかに減速すること																																																																																													
開閉繰り返し	20万回の耐久試験で、上吊り機構、触れ止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと。なお、自閉装置及び制御装置については、10万回を超えたのち、1回の調整を行うことができるものとする。																																																																																													
耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと																																																																																													
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																													
壁下地を含む全面																																																																																														
ボード面まで																																																																																														
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																														
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																													
天井下地を含む全面																																																																																														
ボード面まで	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入																																																																																													
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																														
② 改修工法等	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>かぶせ工法</td><td>撤去工法</td></tr> <tr><td>撤去の範囲</td><td></td><td>図示による</td></tr> <tr><td>既成建具の種類</td><td></td><td>図示による</td></tr> <tr><td>新設建具の種類</td><td></td><td>図示による</td></tr> <tr><td>建具周囲の補修工法及び範囲</td><td></td><td>図示による</td></tr> <tr><td>シーリングの種類</td><td></td><td>図示による</td></tr> <tr><td>サッシアンカー養生範囲</td><td></td><td></td></tr> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲		図示による	既成建具の種類		図示による	新設建具の種類		図示による	建具周囲の補修工法及び範囲		図示による	シーリングの種類		図示による	サッシアンカー養生範囲			⑭ ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>品 種</td><td>厚 さ</td><td>備 考</td></tr> <tr><td>強化ガラス</td><td></td><td>5、10</td><td></td></tr> <tr><td>型板ガラス</td><td></td><td>4</td><td></td></tr> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <tr><td>建具の種類</td><td>材 種</td><td>ガラス溝の大きさ</td></tr> <tr><td>鋼 製</td><td>SR-1</td><td>建具製造所の仕様による。</td></tr> <tr><td>アルミニウム製</td><td>SR-1</td><td></td></tr> <tr><td>ステンレス製</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>木 製</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>樹 脂 製</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p> <table border="1"> <tr><td>名 称</td><td>種 類</td><td>張 り 面</td></tr> <tr><td>ガラス飛散防止フィルム</td><td>第2種</td><td>内張り</td></tr> </table> <p>◎品質はJIS A 5759による。</p>	種類	品 種	厚 さ	備 考	強化ガラス		5、10		型板ガラス		4		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製	SR-1	建具製造所の仕様による。	アルミニウム製	SR-1		ステンレス製			木 製			樹 脂 製			名 称	種 類	張 り 面	ガラス飛散防止フィルム	第2種	内張り	⑦ 床張り用合板等	<p>◎木材の品質</p> <p>・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。</p> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎普通合板</p> <table border="1"> <tr><td>施工箇所</td><td>品名</td><td>厚さ(mm)</td><td>単板の樹種名</td><td>接着の程度</td><td>板面の品質</td><td>防虫処理</td><td>備考</td></tr> <tr><td>観覧室床</td><td>㊦㊦</td><td>12</td><td></td><td>1類</td><td>C-D</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎パーティクルボード</p> <table border="1"> <tr><td>施工箇所</td><td>厚さ(mm)</td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>耐水性による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>備考</td></tr> <tr><td>観覧室床</td><td>20</td><td>無研磨</td><td>18947</td><td>M47</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考	観覧室床	㊦㊦	12		1類	C-D			施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐水性による区分	難燃性による区分	備考	観覧室床	20	無研磨	18947	M47			
区分	かぶせ工法	撤去工法																																																																																												
撤去の範囲		図示による																																																																																												
既成建具の種類		図示による																																																																																												
新設建具の種類		図示による																																																																																												
建具周囲の補修工法及び範囲		図示による																																																																																												
シーリングの種類		図示による																																																																																												
サッシアンカー養生範囲																																																																																														
種類	品 種	厚 さ	備 考																																																																																											
強化ガラス		5、10																																																																																												
型板ガラス		4																																																																																												
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																												
鋼 製	SR-1	建具製造所の仕様による。																																																																																												
アルミニウム製	SR-1																																																																																													
ステンレス製																																																																																														
木 製																																																																																														
樹 脂 製																																																																																														
名 称	種 類	張 り 面																																																																																												
ガラス飛散防止フィルム	第2種	内張り																																																																																												
施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考																																																																																							
観覧室床	㊦㊦	12		1類	C-D																																																																																									
施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐水性による区分	難燃性による区分	備考																																																																																							
観覧室床	20	無研磨	18947	M47																																																																																										
③ アルミニウム製建具	<table border="1"> <tr><td>種 別</td><td>耐風圧性</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>枠の見込寸法</td><td>使用箇所</td><td>表面処理</td></tr> <tr><td>B種</td><td>S-5</td><td>A-4</td><td>W-5</td><td>70</td><td>観覧場</td><td>か-標準色</td></tr> </table> <p>◎防虫網の材質（ステンレス製（SUS316） ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製）</p> <p>◎防虫網の材質は、ステンレス（SUS304）線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント（JIS K 5629）を1回塗りする。</p>	種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-4	W-5	70	観覧場	か-標準色	⑮ ガラス用フィルム	<p>◎品質はJIS A 5759による。</p>																																																																													
種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																																																																								
B種	S-5	A-4	W-5	70	観覧場	か-標準色																																																																																								
⑤ 鋼製建具	<table border="1"> <tr><td>耐風圧性</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td><td>面内変形追随性</td><td>使用箇所</td><td>表面処理</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>観覧室</td><td></td></tr> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理							観覧室		七章 内装 改修 工事	① 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <p>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>撤去工法</td><td>撤去範囲</td><td>備 考</td></tr> <tr><td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td><td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td><td>全面・一部(図示)</td><td></td></tr> <tr><td>合成樹脂塗床</td><td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td><td>同 上</td><td>部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td></tr> <tr><td>フローリング張床</td><td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td><td>同 上</td><td></td></tr> <tr><td>床タイル</td><td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td><td>同 上</td><td></td></tr> <tr><td>床組</td><td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td><td>同 上</td><td></td></tr> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <tr><td>下地の状況</td><td>下地処理方法</td><td>備 考 欄</td></tr> <tr><td>凹凸部処理</td><td>ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td><td>合成樹脂床の場合</td></tr> <tr><td>欠損部 下地モルタル撤去部</td><td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td><td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td></tr> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修</p> <p>・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照</p> <p>・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を（行う・行わない）</p> <table border="1"> <tr><td>機械等の区分</td><td>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</td></tr> <tr><td>油圧クラッシャー使用</td><td></td></tr> <tr><td>ダイヤモンドカッター使用</td><td></td></tr> <tr><td>ハンドブレーカー使用</td><td></td></tr> <tr><td>アグレッシブウォータージェット使用</td><td></td></tr> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)		合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上		床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシャー使用		ダイヤモンドカッター使用		ハンドブレーカー使用		アグレッシブウォータージェット使用		⑧ 諸金物等	<p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又はJIS B 1135の規格品とする。</p>																													
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理																																																																																							
						観覧室																																																																																								
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																											
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)																																																																																												
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																											
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																												
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																																																												
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																												
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																												
凹凸部処理	ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																												
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																												
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																													
油圧クラッシャー使用																																																																																														
ダイヤモンドカッター使用																																																																																														
ハンドブレーカー使用																																																																																														
アグレッシブウォータージェット使用																																																																																														
⑥ 鋼製軽量建具	<table border="1"> <tr><td>気密性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td><td>面内変形追随性</td><td>使用箇所</td><td>備 考</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>MWC、WVC、投票所</td><td>鋼板</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備 考					MWC、WVC、投票所	鋼板													② 撤去並びに下地補修	<p>◎コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p>	⑨ 軽量鉄骨壁下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナ等の種類は、（ 50、65、90 型）とし、改標仕6.7.1による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（改標仕6.7.4(5)による）</p> <p>◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。</p>																																																																	
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備 考																																																																																									
				MWC、WVC、投票所	鋼板																																																																																									
⑨ 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕5.8.1による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕5.8.2による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕5.8.3による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は改標仕5.8.4による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎既存マスターキーに合わせる。その他の鍵の製作本数は（ 3組）</p>		<p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕6.6.1による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=( 36 ) m/s 地表面粗度区分 ( I ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ ) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表 ( 35 )</p> <p>◎屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p> <p>◎屋外の軒、ピロティータン等における耐風圧性を考慮した補強は図示による。</p>	⑩ 軽量鉄骨天井下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p>																																																																																									

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																		
八章 ブロック・ALC・押出セメント板改修工事	⑪ ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">種類・種類</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニル床タイル</td> <td>NC</td> <td>KT</td> <td>マブル</td> <td>2.0</td> <td>塩ビ</td> <td>1.5以上</td> <td>100</td> <td>球杉</td> <td>ホ-ド</td> <td>熱溶接工法</td> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>NC</td> <td>FS</td> <td>マブル</td> <td>2.0</td> <td>塩ビ</td> <td>1.5以上</td> <td>100</td> <td>球杉</td> <td>WC</td> <td>熱溶接工法</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎帯電防止床タイル：種類（KT）、厚さ（4.0）、性能（ ）</p> <p>◎耐動荷重性床シート：種類（ ）、厚さ（ ）</p> <p>◎ビニル幅木：材質（軟質・硬質）、高さ（60・70・100）、厚さ（1.5）</p> <p>◎視覚障害者用床タイル：種類・色（ ）、形状・寸法（ ）</p>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	材質	厚さ	高さ	ビニル床タイル	NC	KT	マブル	2.0	塩ビ	1.5以上	100	球杉	ホ-ド	熱溶接工法	ビニル床シート	NC	FS	マブル	2.0	塩ビ	1.5以上	100	球杉	WC	熱溶接工法	⑤ つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛メッキ</td> <td></td> <td>-</td> <td>A種</td> <td></td> <td>C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼</td> <td></td> <td>B種</td> <td>C種</td> <td></td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ-ド面</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	亜鉛メッキ		-	A種		C種		鉄鋼		B種	C種		B種		区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	ホ-ド面	B種	B種		⑥ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	⑧ ウッドデッキ ◎床材：図示による ◎製造所：ABC商会 アースデッキソリッドグレイン程度 ◎平部：ARS工法程度、◎スロープ部：ジャック工法程度
	材質	種類・種類					色柄	厚さ	幅木				接着剤	施工箇所	備考																																																											
			材質	厚さ	高さ																																																																					
ビニル床タイル	NC	KT	マブル	2.0	塩ビ	1.5以上	100	球杉	ホ-ド	熱溶接工法																																																																
ビニル床シート	NC	FS	マブル	2.0	塩ビ	1.5以上	100	球杉	WC	熱溶接工法																																																																
区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考																																																																				
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																					
亜鉛メッキ		-	A種		C種																																																																					
鉄鋼		B種	C種		B種																																																																					
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																							
ホ-ド面	B種	B種																																																																								
⑮ カーペット敷き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>品質</th> <th>帯電性</th> <th>厚さ</th> <th>工法</th> <th>防火性能</th> <th>下敷</th> <th>品質検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーペット</td> <td>種</td> <td>ル-パイル</td> <td></td> <td>7.5</td> <td>全面接着</td> <td>無</td> <td></td> <td>防炎</td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	品質	帯電性	厚さ	工法	防火性能	下敷	品質検査	カーペット	種	ル-パイル		7.5	全面接着	無		防炎	④ 押出成形セメント板	◎押出成形セメント板は、JIS A 5441による規格品とする。	⑨ 消火器BOX ◎製造所：新協和 SK-FEB-TG210程度																																																				
種類	種別	品質	帯電性	厚さ	工法	防火性能	下敷	品質検査																																																																		
カーペット	種	ル-パイル		7.5	全面接着	無		防炎																																																																		
⑯ セッコウボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等の 区分</th> <th>小ねじ・釘・ 接着剤の種類</th> <th>下地の 種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セッコウボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>下地・仕上</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS・ホ-ド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.0</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>ホ-ド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>天井</td> <td>目透シ</td> <td>6.0</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板</td> <td>床</td> <td>突付</td> <td>12.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の種類	下地の 種類	備考	セッコウボード JIS A 6901の規格品	壁	下地・仕上	12.5	不燃		LGS・ホ-ド		化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃		LGS		ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	9.0	不燃		ホ-ド		けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁							普通合板 農林省告示第233号	天井	目透シ	6.0	不燃		LGS		普通合板	床	突付	12.0					◎パネル相互の目地幅は、長辺（10）mm、短辺（15）mm以上とする。	⑩ ダイノックフィルム貼り ◎製造所：住友3M ウッドグレイン程度															
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の種類	下地の 種類	備考																																																																			
セッコウボード JIS A 6901の規格品	壁	下地・仕上	12.5	不燃		LGS・ホ-ド																																																																				
化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃		LGS																																																																				
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	9.0	不燃		ホ-ド																																																																				
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁																																																																									
普通合板 農林省告示第233号	天井	目透シ	6.0	不燃		LGS																																																																				
普通合板	床	突付	12.0																																																																							
⑳ 既製家具	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	◎パネル相互の目地幅は、長辺（10）mm、短辺（15）mm以上とする。	◎出隅及び入隅のパネル接合目地は伸縮目地で目地幅は（15）mmとし、シーリング材（寸法15×10mm）を充填する。	◎耐火性能は（2時間耐火・1時間耐火・30分耐火）とする。	◎耐火構造以外の目地及び隙間の処理は（・パネル製造所の指定・ ）とする。	◎外壁パネル構法における耐風圧性能（ ）、耐震性能（ ） また、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。	◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo=（36）m/s 地表面相度区分（I・II・III・IV）	◎間仕切壁パネル構法における耐震性能（ ）	◎アスベストを使用していない製品とする。	◎製造所： 評価名簿による。	◎やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。																																																															
㉑ 断熱材	◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	◎耐火性能は（2時間耐火・1時間耐火・30分耐火）とする。	◎耐火構造以外の目地及び隙間の処理は（・パネル製造所の指定・ ）とする。	◎外壁パネル構法における耐風圧性能（ ）、耐震性能（ ） また、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。	◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo=（36）m/s 地表面相度区分（I・II・III・IV）	◎間仕切壁パネル構法における耐震性能（ ）	◎アスベストを使用していない製品とする。	◎製造所： 評価名簿による。	◎やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開口の大きさ</th> <th>切断後のパネルの残り部分の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パネルに開口を設ける場合</td> <td>短辺</td> </tr> <tr> <td>パネルを切り欠く場合</td> <td>長辺</td> </tr> </tbody> </table>	開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅	パネルに開口を設ける場合	短辺	パネルを切り欠く場合	長辺																																																										
開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅																																																																									
パネルに開口を設ける場合	短辺																																																																									
パネルを切り欠く場合	長辺																																																																									
八章 塗装改修工事	① 一般事項 ◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	① フリーアクセスフロア (OAフロア)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>構法</th> <th>寸法</th> <th>高さ</th> <th>耐震性能</th> <th>所定荷重</th> <th>表面仕上げ材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票所</td> <td>パ-ル工法</td> <td>600*600</td> <td>150</td> <td>0.6</td> <td>3000N</td> <td>帯電防止塩ビ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎タイルカーペットは、帯電防止性能のある防災品とし、フリーアクセスフロアメーカー標準品を使用すること。厚（ ）mm</p> <p>◎施工にあたっては、施工前にフリーアクセスパネル及びタイルカーペットの割付施工図を提出し、承認後に製作施工を行うこと。</p>	施工箇所	構法	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考	投票所	パ-ル工法	600*600	150	0.6	3000N	帯電防止塩ビ		③ 移動間仕切	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>構法</th> <th>寸法</th> <th>高さ</th> <th>耐震性能</th> <th>所定荷重</th> <th>表面仕上げ材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観覧室</td> <td></td> <td></td> <td>150~210</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	施工箇所	構法	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考	観覧室			150~210					⑥ 手すり及びタラップ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>操作方法的種類</th> <th>表面材の材質</th> <th>表面仕上</th> <th>遮音性</th> <th>使用箇所</th> <th>圧接装置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レバ-式</td> <td>ホ-鋼板</td> <td>ダ-インフィルム</td> <td>遮音</td> <td>観覧室</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	操作方法的種類	表面材の材質	表面仕上	遮音性	使用箇所	圧接装置	備考	レバ-式	ホ-鋼板	ダ-インフィルム	遮音	観覧室			⑦ サイン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>表面処理</th> <th>直径</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SUS</td> <td>ミガキ</td> <td>図示</td> <td>屋上広場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。</p> <p>◎図示による</p>	材種	表面処理	直径	取付箇所	備考	SUS	ミガキ	図示	屋上広場										
施工箇所	構法	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考																																																																			
投票所	パ-ル工法	600*600	150	0.6	3000N	帯電防止塩ビ																																																																				
施工箇所	構法	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考																																																																			
観覧室			150~210																																																																							
操作方法的種類	表面材の材質	表面仕上	遮音性	使用箇所	圧接装置	備考																																																																				
レバ-式	ホ-鋼板	ダ-インフィルム	遮音	観覧室																																																																						
材種	表面処理	直径	取付箇所	備考																																																																						
SUS	ミガキ	図示	屋上広場																																																																							
④ 耐候性塗料塗り (DP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>錆止め塗料塗りの種別</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ECP面</td> <td>A種</td> <td>B種</td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>A種</td> <td>A種</td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考	ECP面	A種	B種		1級		コンクリート面	A種	A種		1級		⑥ 手すり及びタラップ	◎手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。	⑦ サイン	◎図示による																																																			
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考																																																																					
ECP面	A種	B種		1級																																																																						
コンクリート面	A種	A種		1級																																																																						



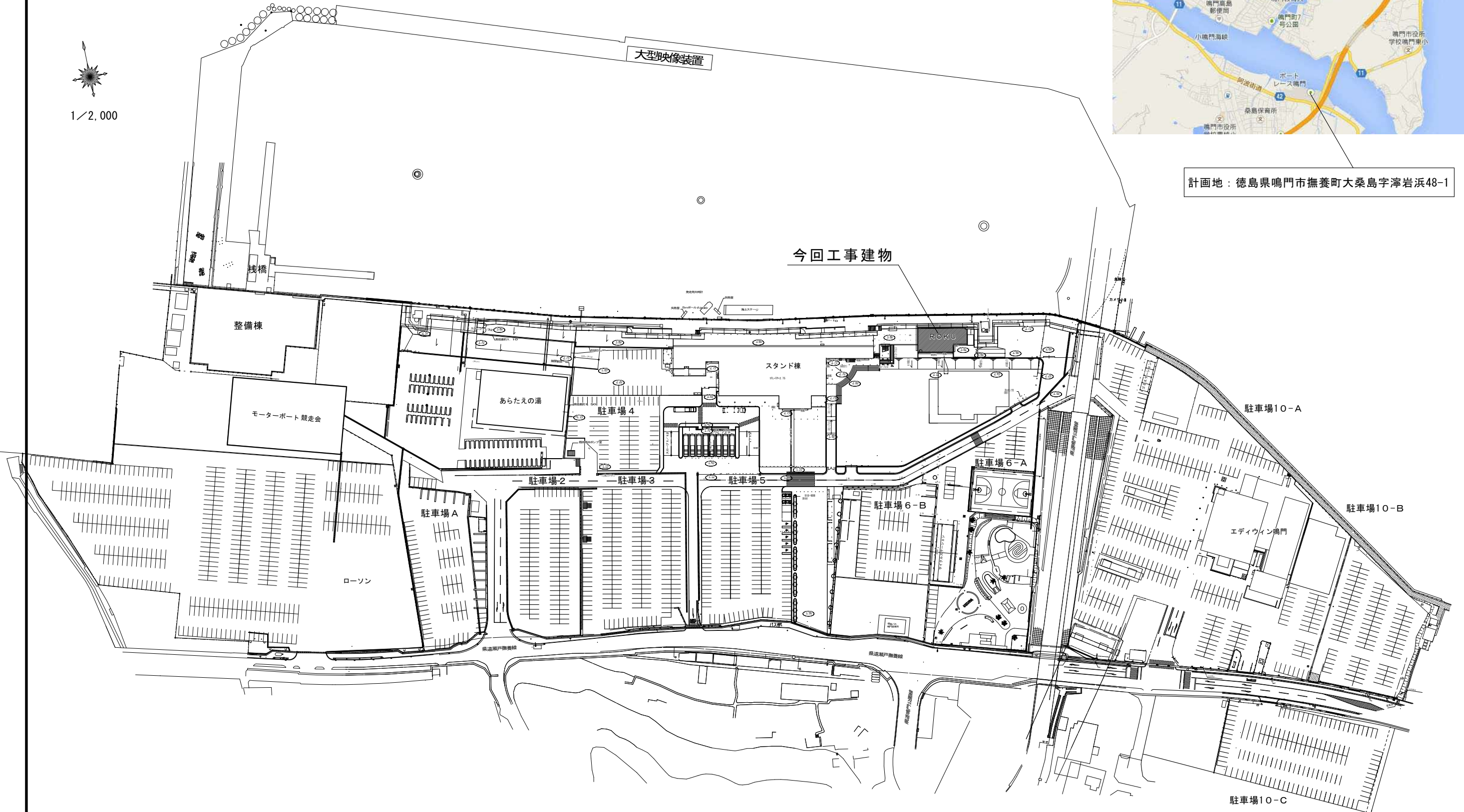
1/2,000



1/50,000



計画地：徳島県鳴門市撫養町大桑島字津岩浜48-1



鳴門市企業局 ボートレース事業課



工事名称: ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図名: 全体配置図・付近見取図  
縮尺: 1/2000, 50000 年月

株式会社 宮 建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士 1級333707  
清水 康代

係 図番 No. A-01



凡 例									
	基準線	FS	ビニル床シート張り t2.0	(溶接工法)	RC	鉄筋コンクリート	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	
	基準線	FS(抗菌)	ビニル床シート張り t2.0	抗菌仕様 (溶接工法)	ALC	軽量気泡コンクリート板t100	EP	つや無合成樹脂エマルジョンペイント塗り	
	設計地盤面	KT	ビニル床タイル t2.0		CB	コンクリートブロック種t100	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	
	鉄筋コンクリート造 壁 (1/10~1/50)	GW50	グラスウール 24kg/m3 t50		ECP60	押出成形セメント板t60	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	
	鉄筋コンクリート造 壁 (1/200, 1/100)	GB-NC9.5	不燃せっこうボード t9.5	不燃 NM-0441	M	モルタル	CL	クリアッカー塗り	
	押出成形セメント板	GB-R12.5	せっこうボード t12.5	不燃 NM-8619	S	鉄骨下地	DP	フッ素樹脂系耐候性塗料塗り	
	軽量鉄骨壁下地	GB-R9.5	せっこうボード t9.5	準不燃 QM-0524	LGS	軽量鉄骨下地	VP	塩化ビニル樹脂エマル塗り	
		GB-F12.5	強化せっこうボード t12.5	不燃 NM-8615	W	木下地			
		GB-D9.5	化粧せっこうボード t9.5	準不燃 QM-0524	B	ボード下地			
	天井点検口(600x600) 天井伏図参照	FK6・FK8・FK12	無石綿けい酸カルシウム板 t6・t8・t12	不燃 NM-8578	AL	アルミニウム			
	床下点検口(600x600) 平面図参照	化粧FK3	珪藻土化粧けい酸カルシウム板 t3	不燃 NM-2183	SUS	ステンレス			
	消火器10型・埋込みボックス		(目地アルミジョイント・見切材アルミ)		Cコテ	コンクリートこて仕上			
	縦樋	化粧FK6	化粧けい酸カルシウム板 t6	不燃 NM-8424	C金コテ	コンクリート金こて仕上			
			(目地アルミジョイント・見切材アルミ)		M金コテ	モルタル金こて仕上			
PS	パイプシャフト	DR9・DR12	カーボナール化粧吸音板t9	不燃 NM-8599					
EPS	電気設備用パイプシャフト								

外部仕上表 ※改修前仕上表において[ ]表記のあるものは既存のままとし、それ以外は撤去とする。

		改修前	改修後	改修前	改修後
屋上広場 床	押エコンクリート t80 ワイヤメッシュ入り (6φ-100角) 一部撤去 アスファルト防水一部撤去 成形伸縮目地材 巾:25mm (目地深さは防水層まで) 一部撤去	押エコンクリート t80 ワイヤメッシュ入り (6φ-100角) 一部新設 アスファルト防水一部新設 人工木デッキ仕上げ (観覧室部分は内装仕上げ表による)			
屋上広場 壁	押出成形セメント板 t60の上DP塗 見切:アルミパネルt=2.0曲加工 フッ素樹脂焼付塗装	既存のまま			
屋上広場 天井	FK t=6.0 (耐風下地) EP一部撤去	FK t=6.0 (耐風下地) EP一部新設 (観覧室部分は内装仕上げ表による)			

内部仕上表

階	改修前室名 改修後室名	下地	床		床高	巾木			壁			廻縁	天 井			天井高	備 考	内装制限
			仕 上	撤 去		下地	仕 上	撤 去	下地	仕 上	塗 装		下地	仕 上	塗 装			
2	ホール	C金コテ	KT張り t=2.0撤去		±0	B撤去	ビニル巾木 H=100撤去	LGS撤去	GB-R t=12.5+12.5撤去	EP	塩ビ撤去	LGS撤去	GB-D t=9.5張り撤去		CH=2300			
	身障者便所	C金コテ	FS(抗菌)張り t=2.0新設		±0	LGS新設	ビニル巾木 H=100新設	LGS新設	GB-R t=12.5+12.5+化粧FK t6.0新設		塩ビ新設	LGS新設	GB-D t=9.5張り新設		CH=2300	ビクトサイン新設		
	ホール	C金コテ	KT張り t=2.0新設		±0	LGS新設	ビニル巾木 H=100新設	LGS新設	GB-R t=12.5+12.5新設 既存ボード下地	EP EP塗替	塩ビ新設	LGS新設	GB-D t=9.5張り新設 GB-R t=9.5張り塗新設	EP				
	投票所	C金コテ	帯電防止塩ビタイル (OA一体型H=150) 撤去		+150	B撤去	ビニル巾木 H=300撤去	LGS撤去	GB-R t=12.5+12.5撤去	EP	塩ビ撤去	LGS撤去	GB-D t=9.5張り撤去		CH=2150			
	投票所	C金コテ	帯電防止塩ビタイル t=4.0 (OA7φ H=150) 新設		+150	LGS新設	ビニル巾木 H=100新設	LGS新設	GB-R t=12.5+12.5新設	EP	塩ビ新設	LGS新設	GB-D t=9.5貼り新設		CH=2150			
	MWC	C金コテ	FS(抗菌)張り t=2.0新設		±0	LGS新設	ビニル巾木 H=100新設	LGS撤去	GB-R t=12.5+12.5化粧FK t6.0新設		塩ビ新設	LGS撤去	GB-D t=9.5貼り新設		CH=2300	ビクトサイン新設		
	WVC	C金コテ	FS(抗菌)張り t=2.0新設		±0	LGS新設	ビニル巾木 H=100新設	LGS新設	GB-R t=12.5+12.5化粧FK t6.0新設		塩ビ新設	LGS新設	GB-D t=9.5貼り新設		CH=2300	ビクトサイン新設		
	屋外広場	C金コテ	押エコン t=80一部撤去 アスファルト防水一部撤去		-410~-500	C	アスファルト防水一部撤去	S	押出成形セメント板 t=60の上 フッ素樹脂吹付タイル		塩ビ撤去	LGS撤去	FK t=6.0 張り撤去	EP	CH=2550~2600			
	観覧室	C金コテ	フリーフロア下地新設 ラワンベニヤ t=12張り新設 タイルカーペット張り t=7.5新設		-260	LGS新設	化粧巾木 H=60新設	LGS新設	GB-F t=12.5+12.5+化粧FK t3.0新設 GB-R t=12.5+12.5+化粧FK t3.0新設 GB-R t=12.5(GL工法)+化粧FK t3.0新設		塩ビ新設	LGS新設	GB-NC t=9.5 カラーDR9張り新設		CH=2500			

鳴門市企業局 ポートレース事業課

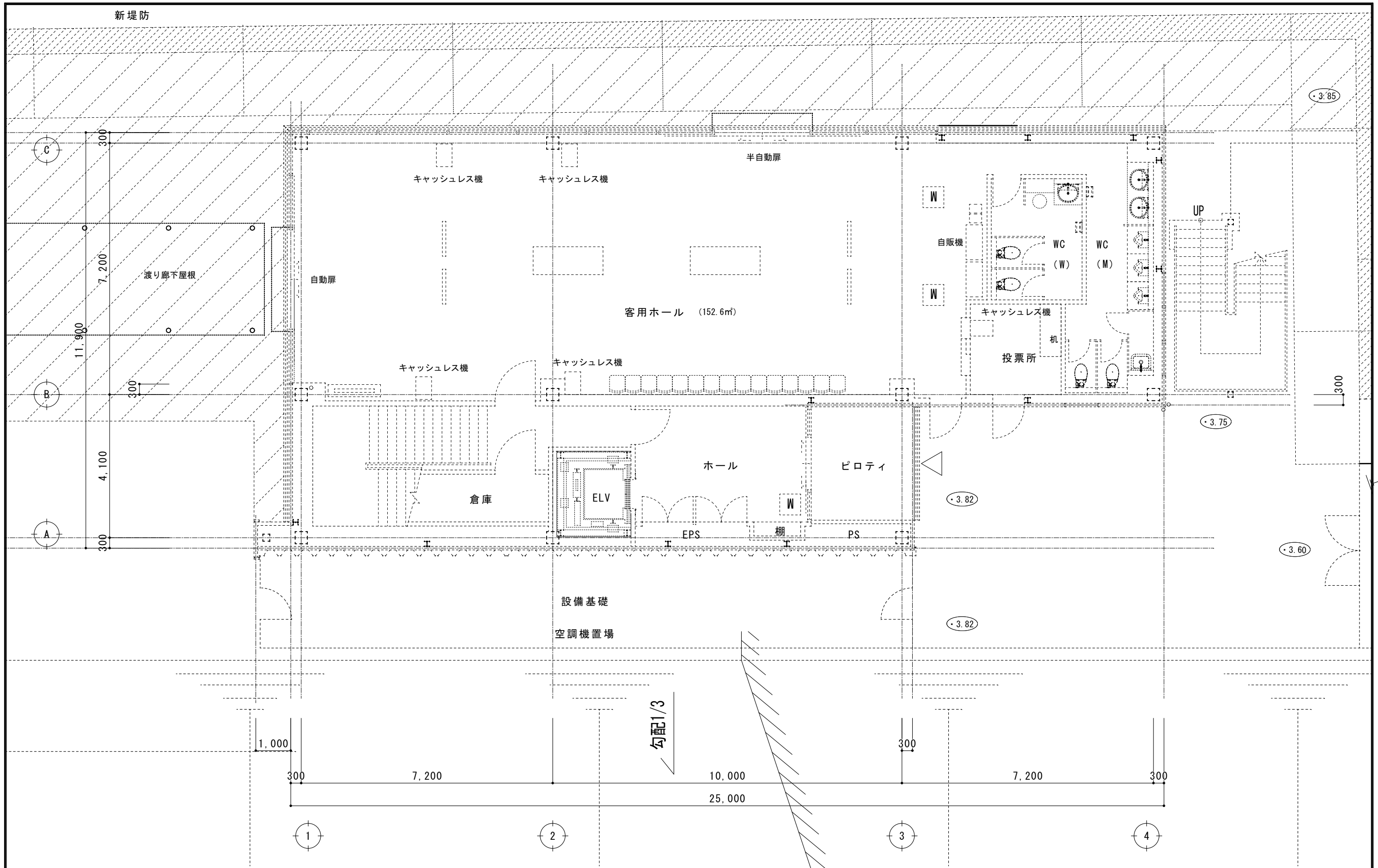


工 事 名称 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員


図 名 仕上表  
縮 尺 1/100 年 月

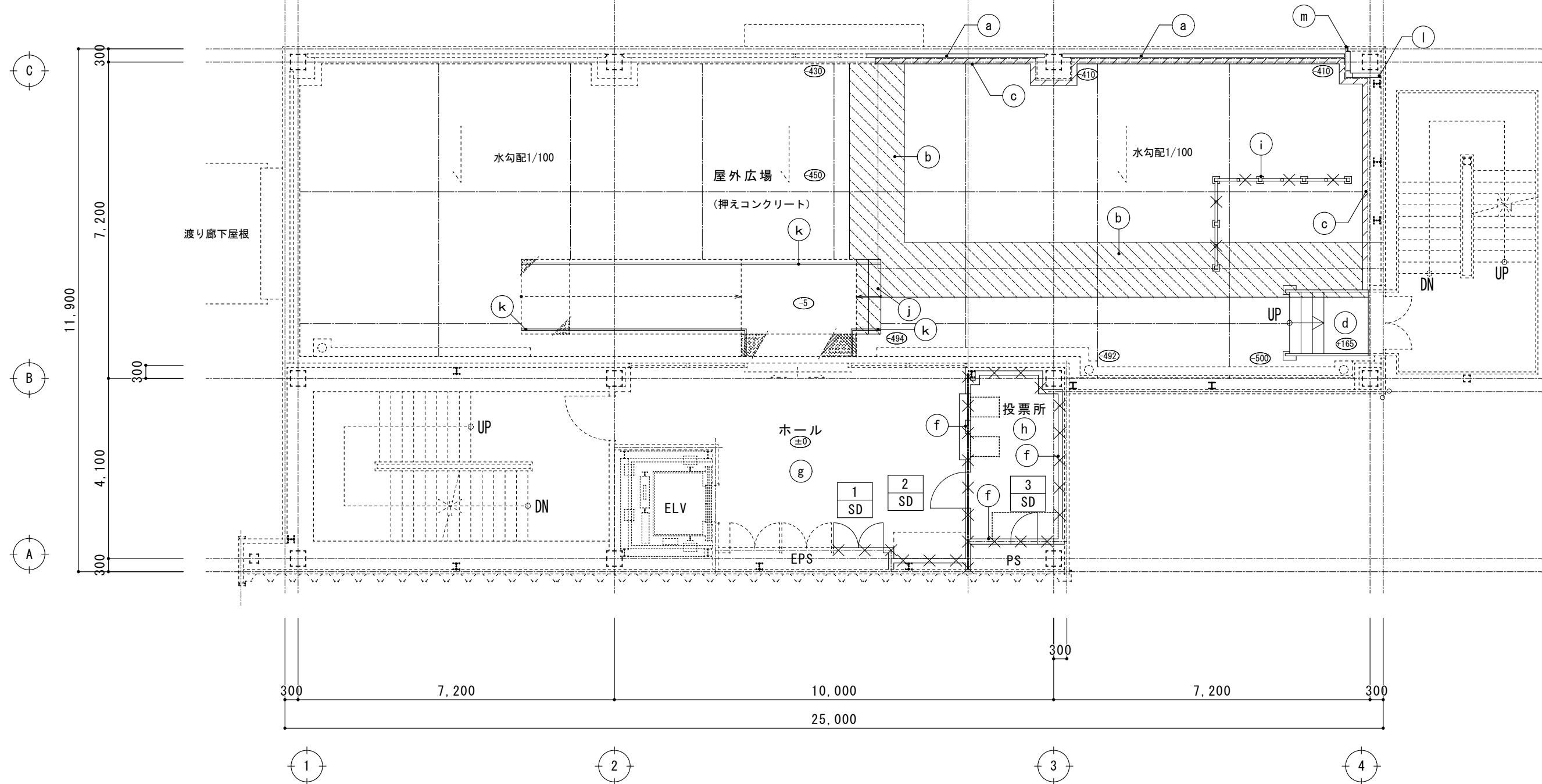
株式会社 宮 建 築 設 計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理 建 築 士 係 図 番  
1級333707 清水 康代 No. A-02



改修前 1階平面図 (参考図) 1/100

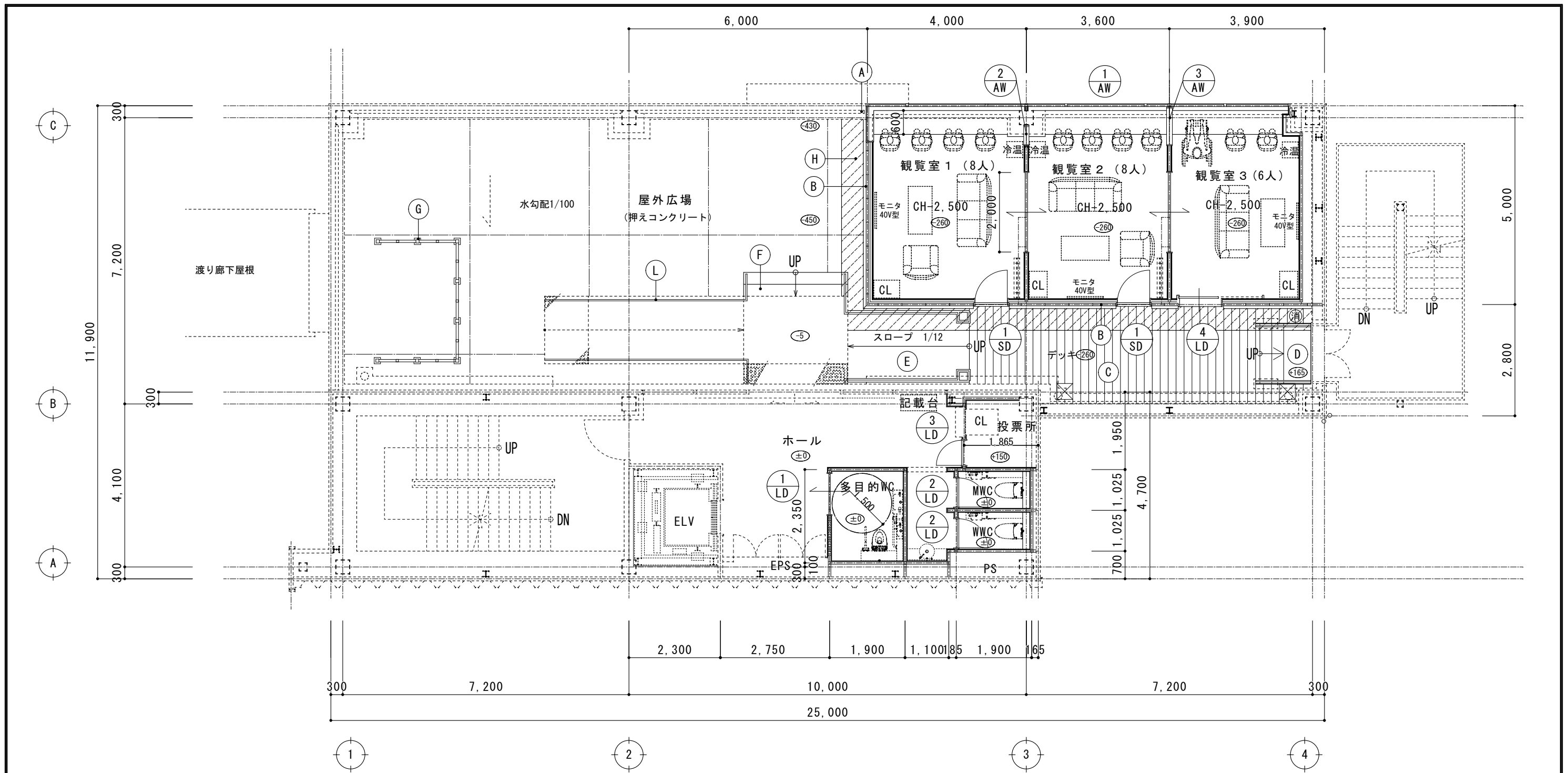
鳴門市企業局 ポートレース事業課		工事名称 ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事 徳島県建築士事務所協会々員	図名	改修前 1階平面図 (参考図)		株式会社 宮 建築設計 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	管理建築士 1級333707 清水 康代	係	図番 No. A-03
			縮尺	1/100	年月				



改修前 2階平面図 1/100

撤去凡例

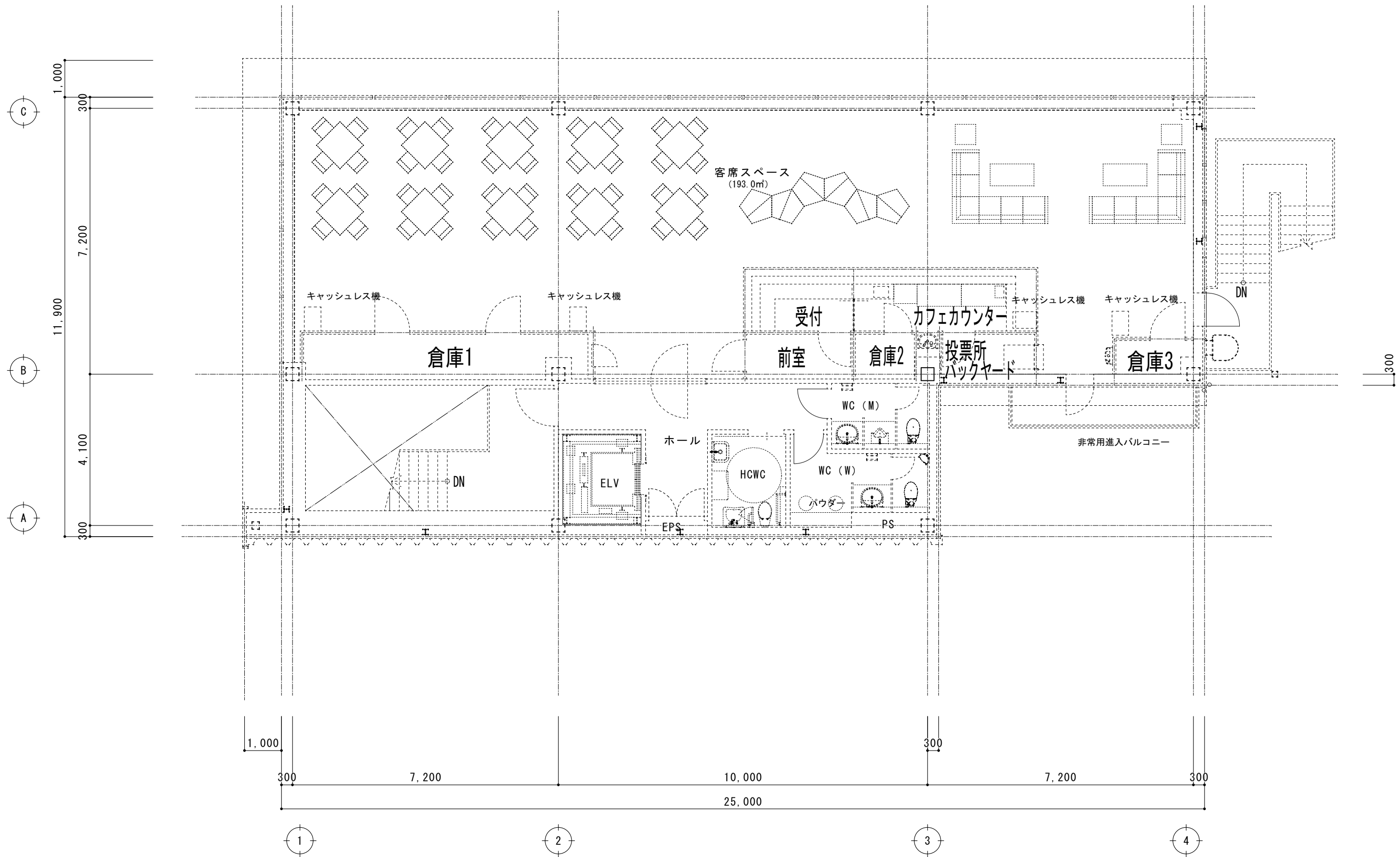
記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法
(a)	アルミ手摺撤去	(e)	アルミ水切り撤去 (改修前立面図参照)	(i)	アルミスクリーン取り外し H=2100	(m)	アルミ見切り撤去
(b)	防水押えコンクリート t=80撤去 ワイヤーメッシュ共	(f)	LGS間仕切り壁撤去	(j)	RC階段撤去		
(c)	立上りコンクリートあご撤去	(g)	KT t2.0撤去	(k)	鉄骨手摺撤去	(○)	各階基準FLよりの床レベルを示す 特記なきものはFL±0
(d)	鉄骨階段撤去	(h)	帯電防止塩ビタイル撤去 OAフロア共H=150	(l)	押出成形セメント板 t=60の上DP塗撤去	(□)	撤去建具記号を示す。



改修後 2階平面図 1/100 ※内部改修内容は詳細図による。  
 ※(消)は消火器BOX+粉末消火器10型を記す

改修凡例

記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法
(A)	既存アルミ手摺端部塞ぎ	(E)	鉄骨スロープ新設	(I)	アルミ水切り新設 (改修後北立面図参照)		
(B)	押出成形セメント板 t60の上DP塗 外壁断熱: 吹付硬質ウレタンフォーム t20	(F)	鉄骨階段新設 (中央)	(J)	サイン新設 (配置については、平面詳細図参照)		
(C)	人工木デッキ新設	(G)	アルミスクリーンリ再取付+新設 H=2100	(L)	ステンレス手摺新設		
(D)	鉄骨階段新設 (東側)	(H)	アスファルト防水新設 (立上り共) 押エコンクリート t=80ワイヤーメッシュ新設			(○)	新設建具記号を示す。



鳴門市企業局 ポートレース事業課



工事名称  
 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
 2階個室等設置工事のうち建築工事  
 徳島県建築士事務所協会々員

図名  
 改修前 3階平面図 (参考図)  
 縮尺  
 1/100

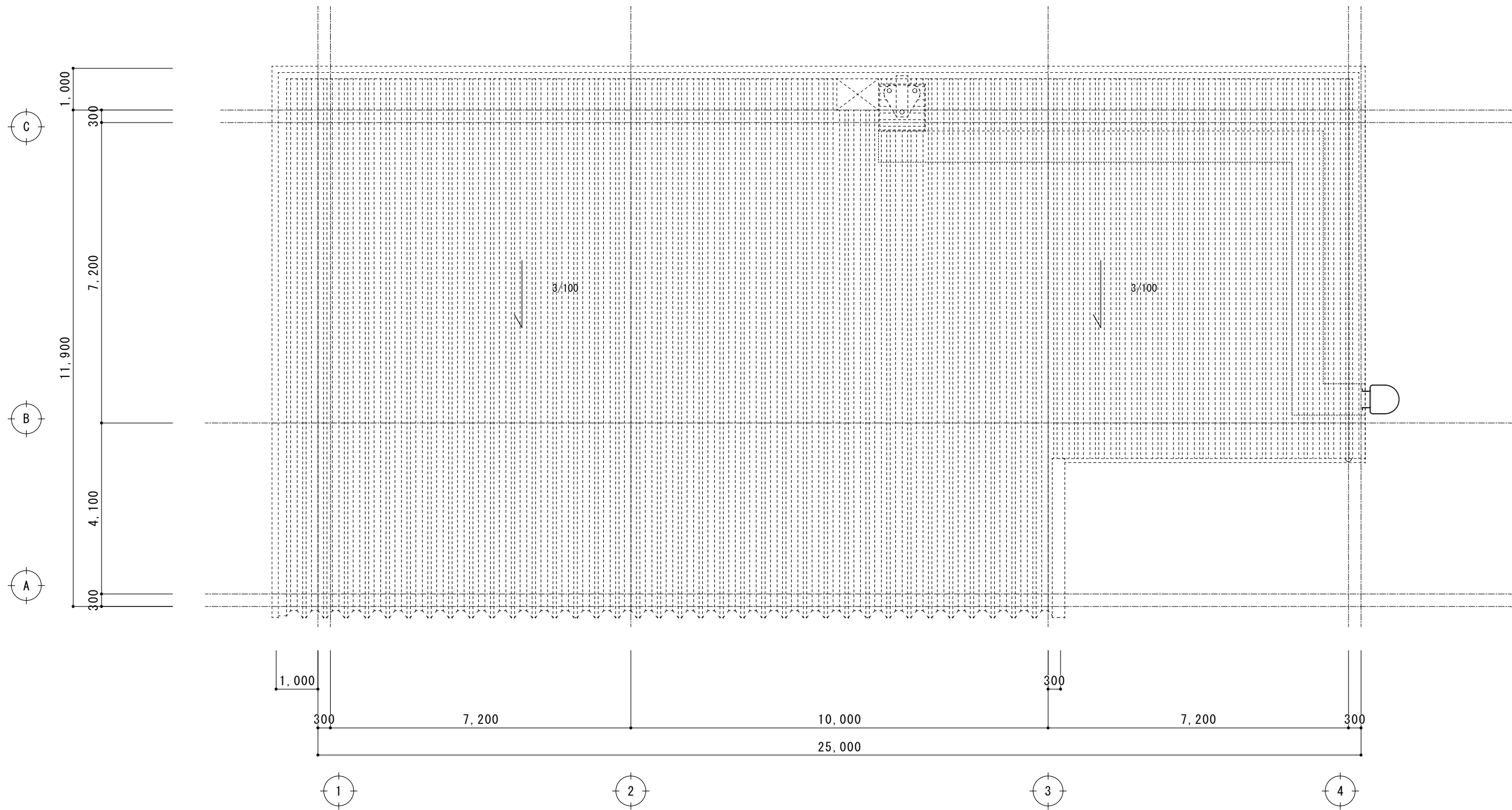
株式会社 宮建築設計  
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士  
 1級333707  
 清水 康代

係

図番

No. A-06



改修前 屋根伏図 (参考図) 1/100

鳴門市企業局 ポートレース事業課



工事名称  
 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
 2階個室等設置工事のうち建築工事  
 徳島県建築士事務所協会々員

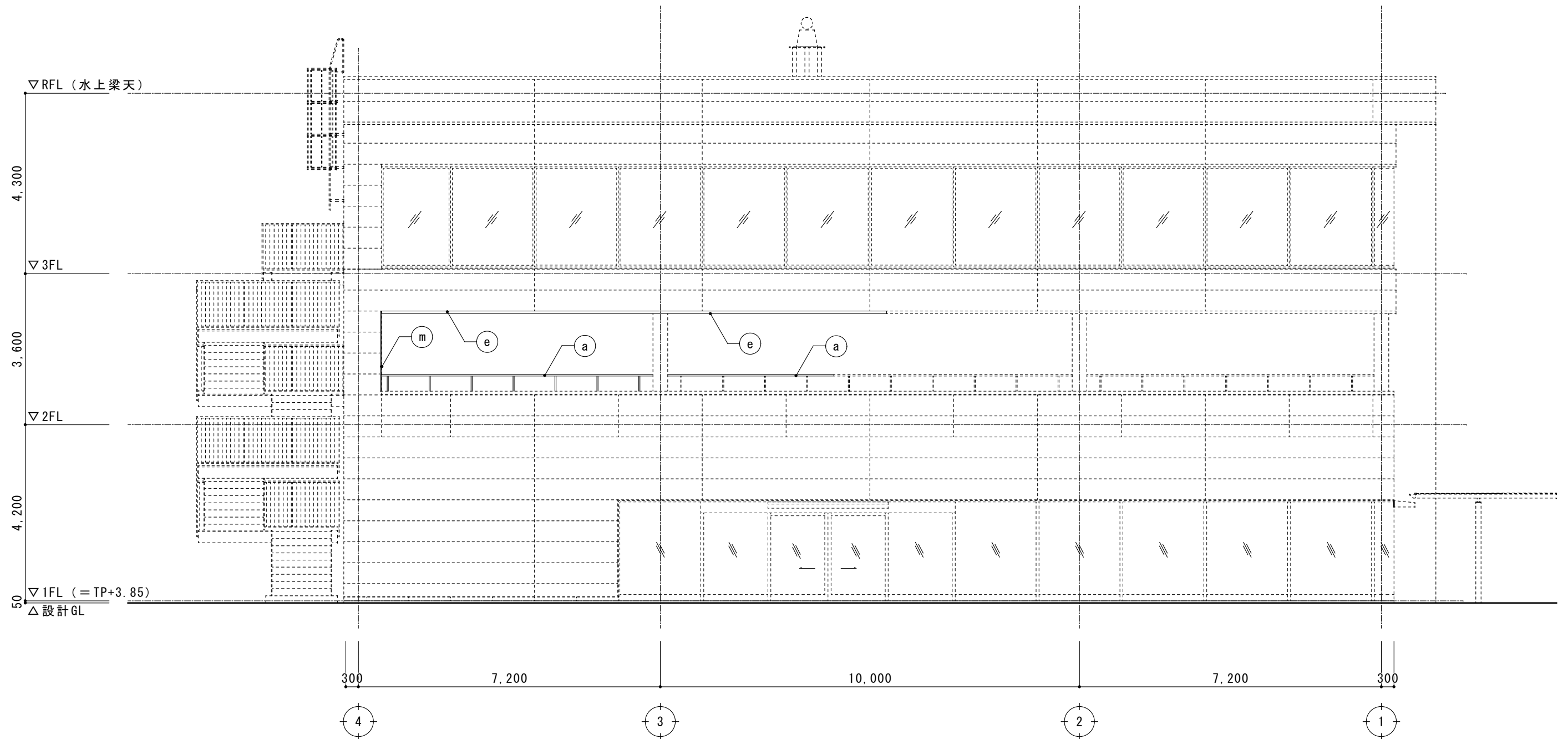
図名  
 改修前 屋根伏図 (参考図)  
 縮尺  
 1/100

株式会社 宮建築設計  
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士  
 1級333707  
 清水 康代

係

図番  
 No. A-07

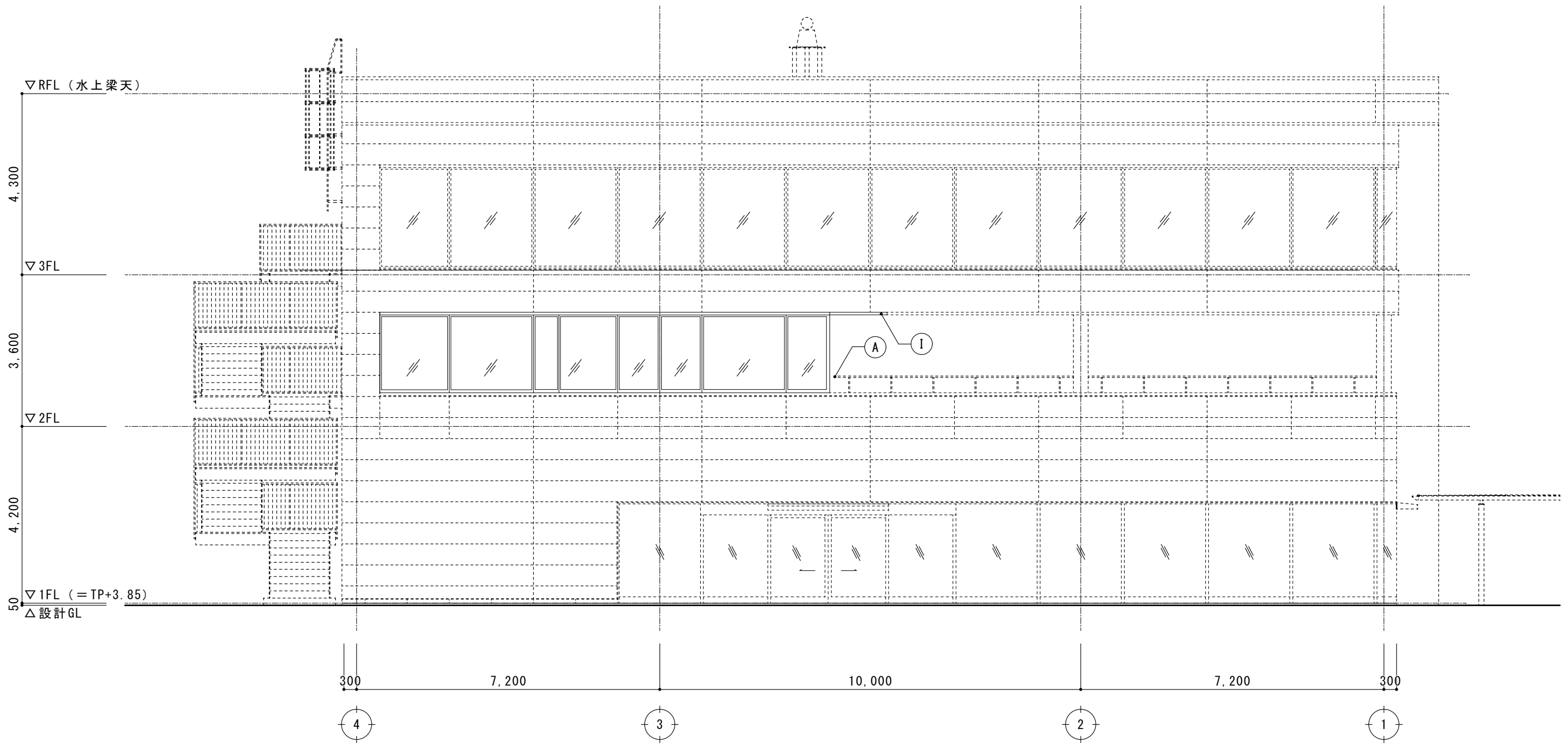


改修前 北立面図 1/100

撤去凡例

記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法
(a)	アルミ手摺撤去	(e)	アルミ水切り撤去 (改修前立面図参照)	(i)	アルミスクリーン取り外し H=2100	(m)	アルミ見切り撤去
(b)	防水押えコンクリート t=80撤去 ワイヤーメッシュ共	(f)	LGS間仕切り壁撤去	(j)	RC階段撤去		
(c)	立上りコンクリートあご撤去	(g)	KT t2.0撤去	(k)	鉄骨手摺撤去	○	各階基準FLよりの床レベルを示す 特記なきものはFL±0
(d)	鉄骨階段撤去	(h)	帯電防止塩ビタイル撤去 OAフロア共H=150	(l)	押出成形セメント板 t=60の上DP塗撤去	□	撤去建具記号を示す。

鳴門市企業局 ポートレース事業課		工事名称 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事 徳島県建築士事務所協会々員	図名	改修前 北立面図		株式会社 宮建築設計 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	管理建築士	1級333707 清水 康代	係	図番 No. A-08
			縮尺	1/100	年月					

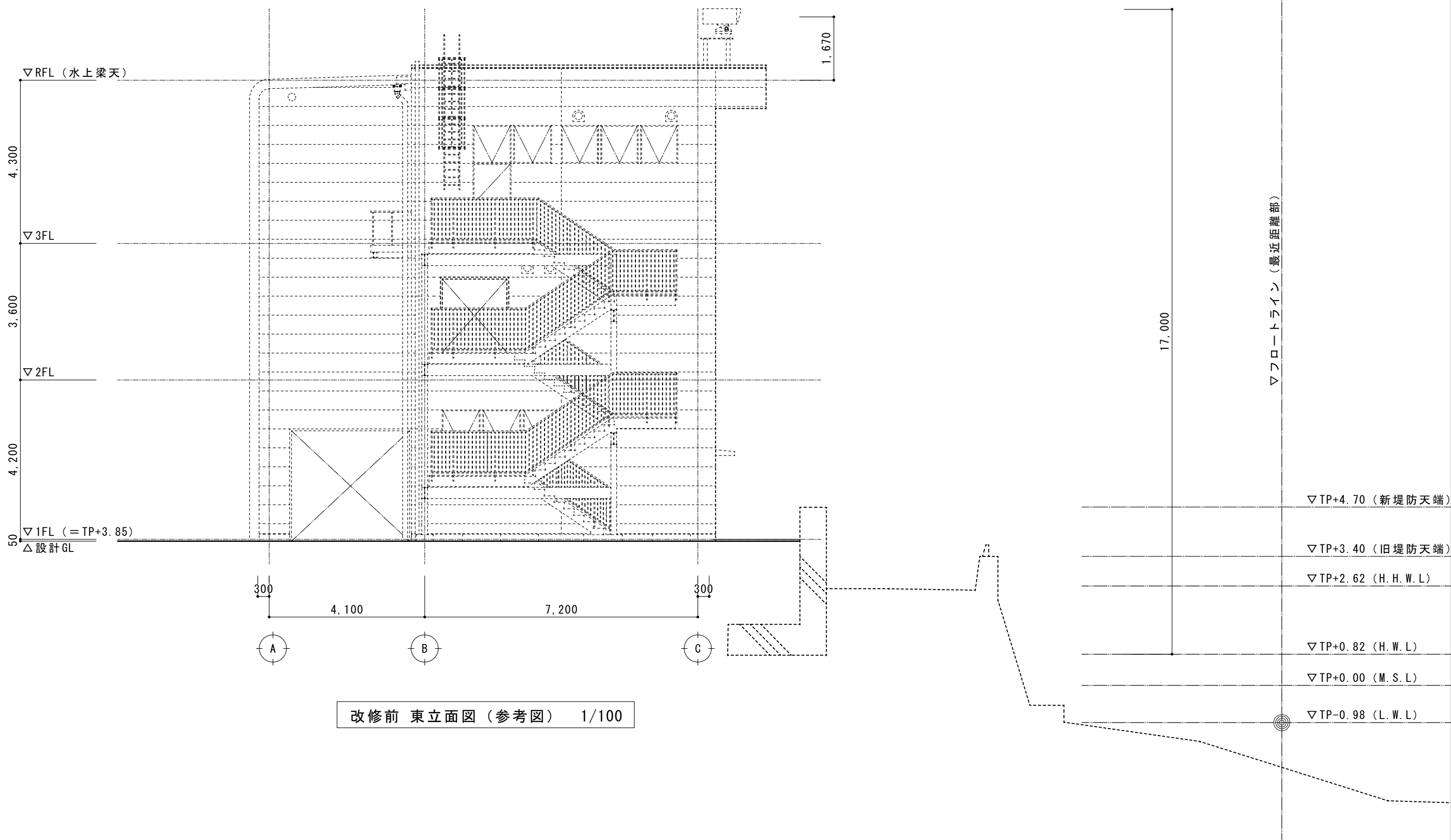


改修後 北立面図 1/100

改修凡例

記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法	記号	種類・寸法
Ⓐ	既存アルミ手摺端部塞ぎ	Ⓔ	鉄骨スロープ新設	ⓐ	アルミ水切り新設 (改修後北立面図参照)		
Ⓑ	押出成形セメント板 t60の上DP塗 外壁断熱: 吹付硬質ウレタンフォーム t20	ⓑ	鉄骨階段新設 (中央)	ⓑ	サイン新設 (配置については、平面詳細図参照)		
Ⓒ	人工木デッキ新設	ⓒ	アルミスクリーンリ再取付+新設 H=2100	ⓓ	ステンレス手摺新設		
Ⓓ	鉄骨階段新設 (東側)	ⓓ	アスファルト防水新設 (立上り共) 押エコンクリート t=80ワイヤーメッシュ新設			Ⓧ	新設建具記号を示す。





改修前 東立面図 (参考図) 1/100

鳴門市企業局 ポートレース事業課



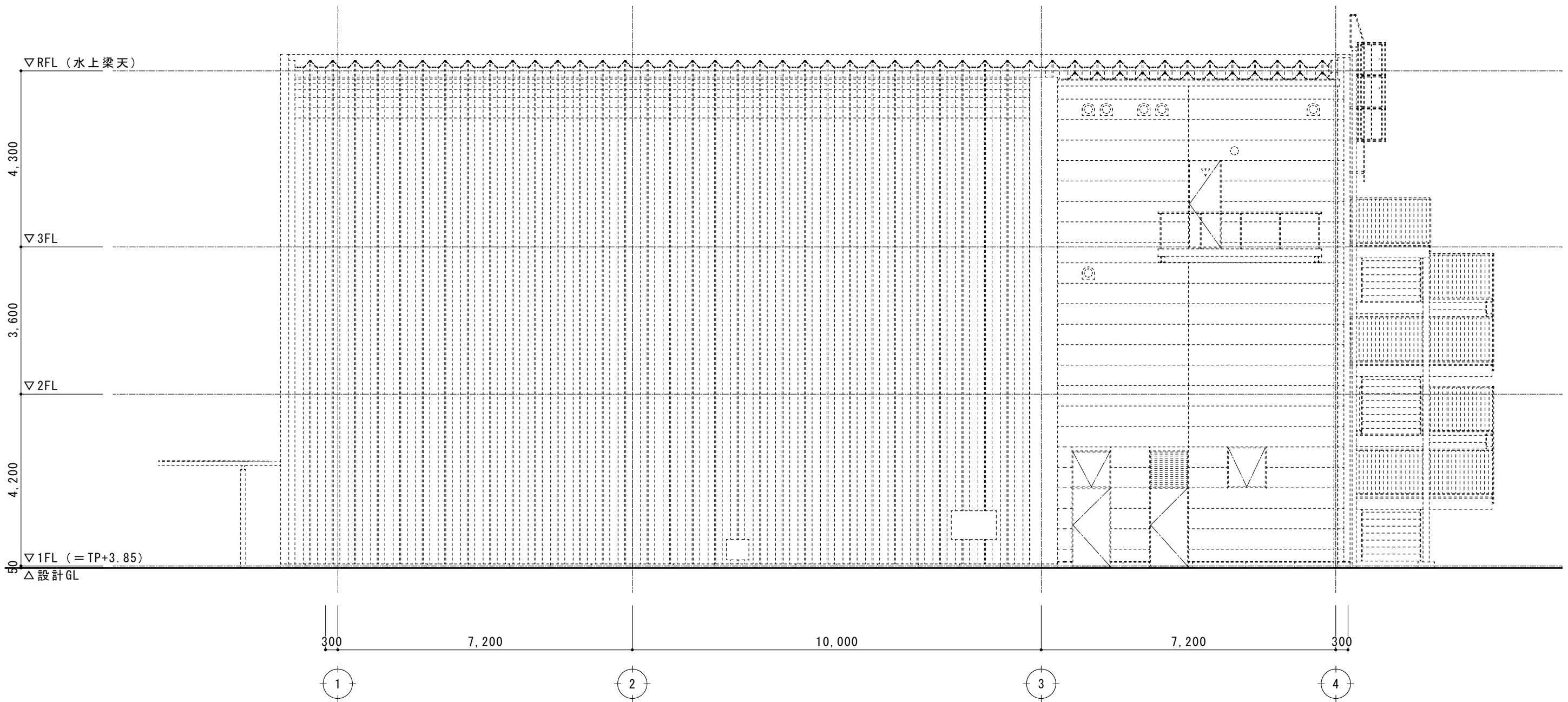
工事名称  
 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
 2階個室等設置工事のうち建築工事  
 徳島県建築士事務所協会々員

図名  
 改修前 東立面図 (参考図)  
 縮尺  
 1/100

株式会社 宮建築設計  
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士  
 1級333707  
 清水 康代

係  
 図番  
 No. A-10



改修前 南立面図 (参考図) 1/100

鳴門市企業局 ボートレース事業課



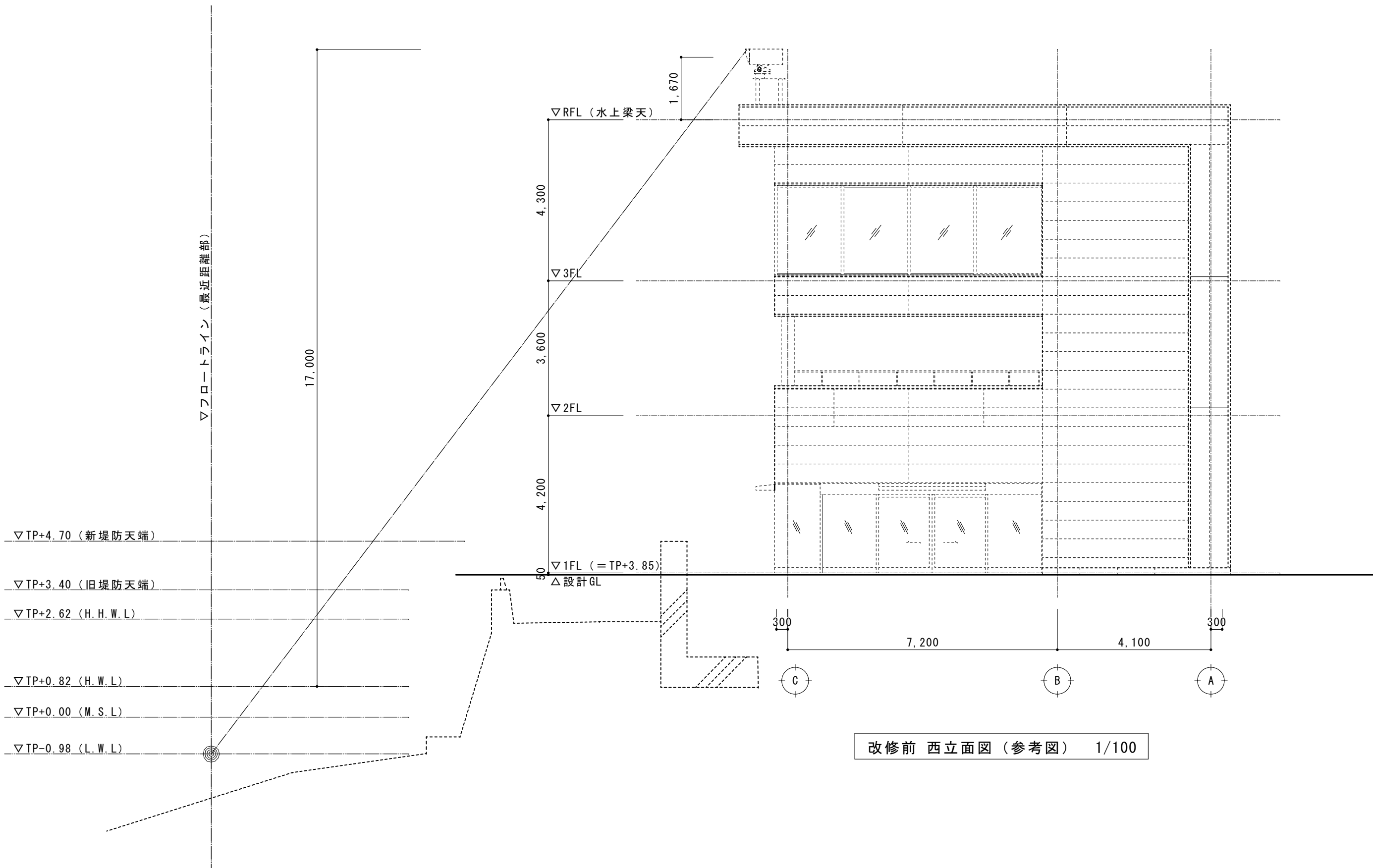
工 事 名称  
ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図 名  
改修前 南立面図 (参考図)  
縮 尺  
1/100

株式会社 宮 建 築 設 計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理 建築 士  
1級333707  
清水 康代

係  
図 番  
No. A-11



改修前 西立面図 (参考図) 1/100

鳴門市企業局 ポートレース事業課



工事名称  
 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
 2階個室等設置工事のうち建築工事  
 徳島県建築士事務所協会々員

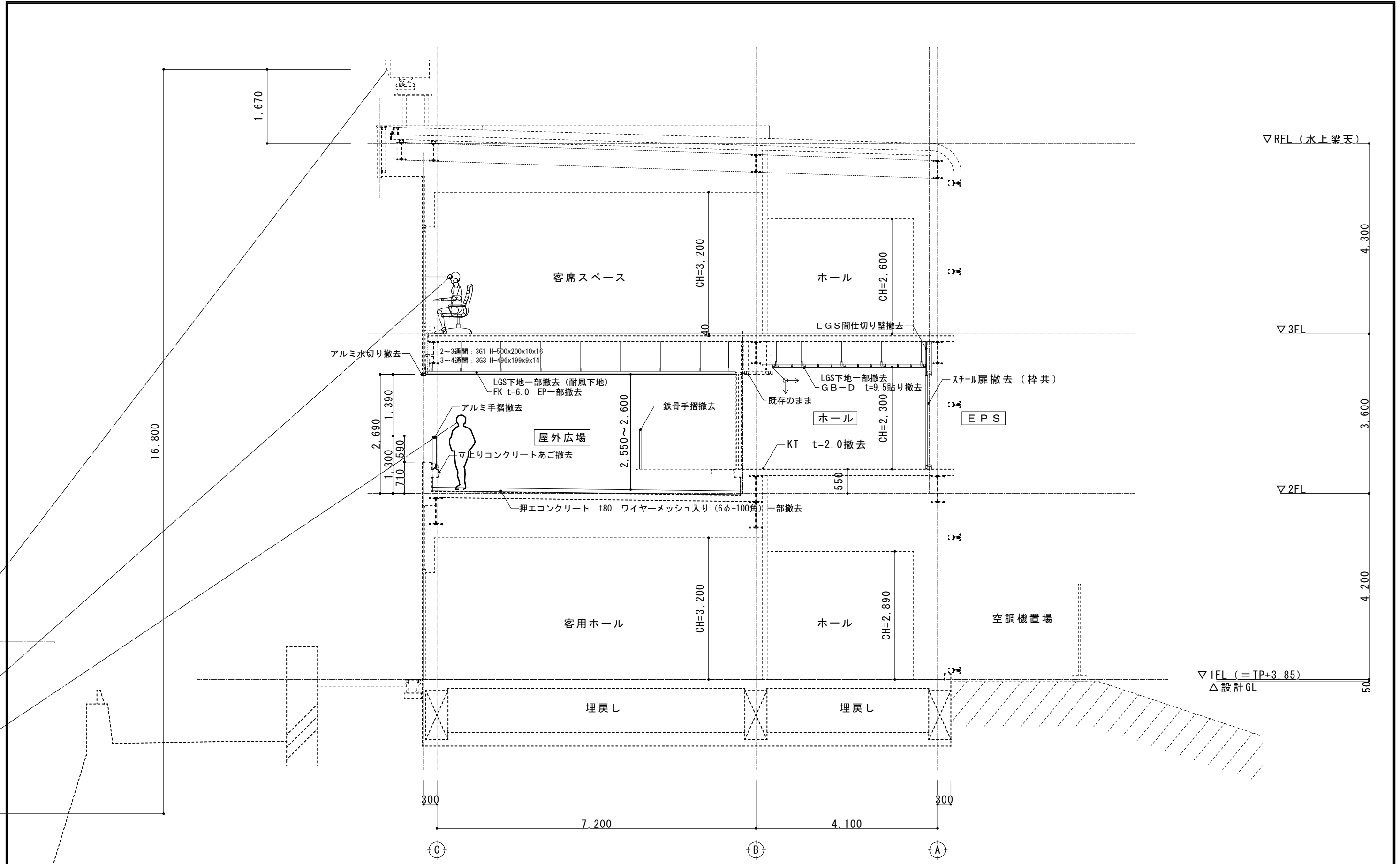
図名  
 改修前 西立面図 (参考図)  
 縮尺  
 1/100

株式会社 宮 建築設計  
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)


管理建築士  
 1級333707  
 清水 康代

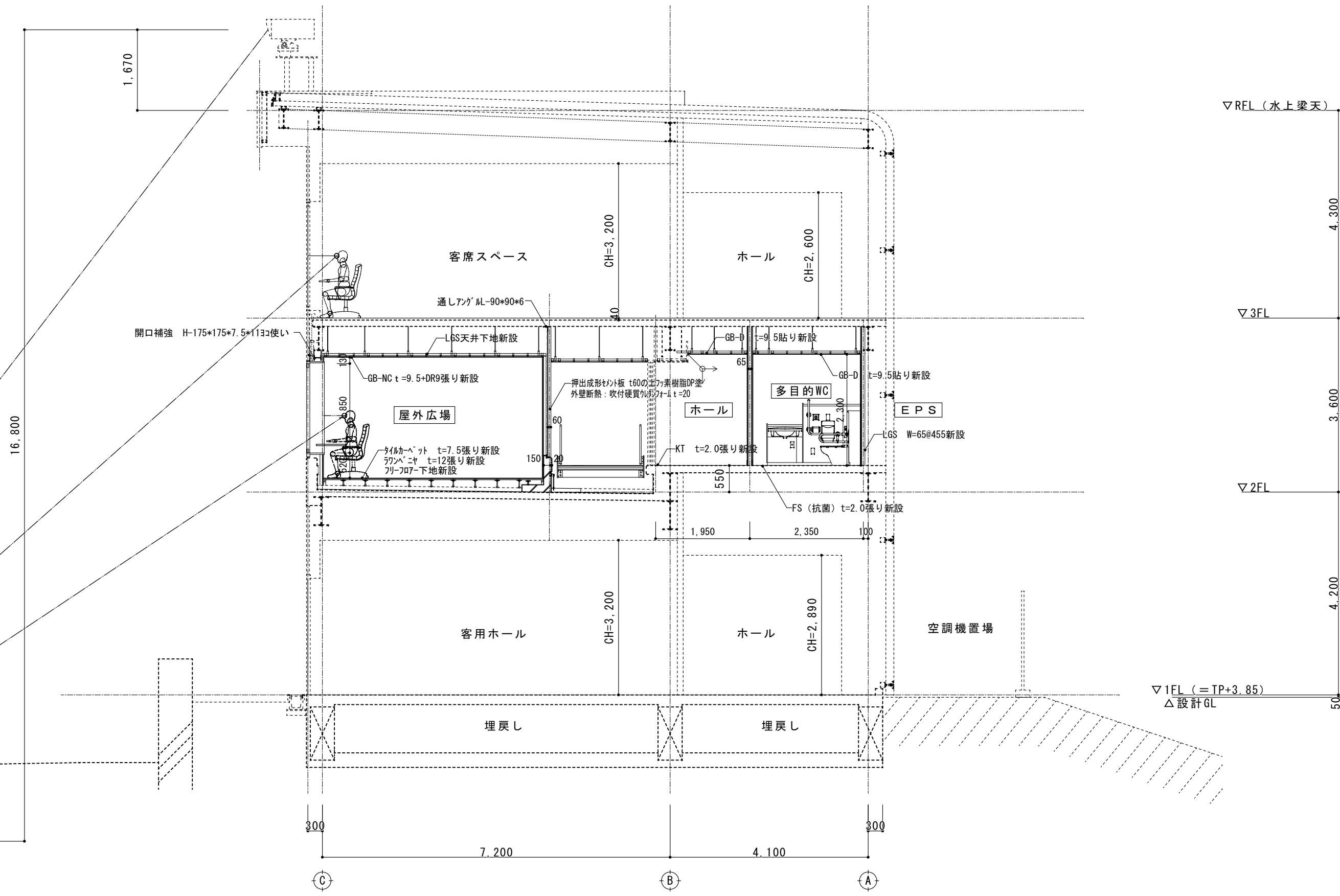
係

図番  
 No. A-12



改修前 矩計図 1/80

鳴門市企業局 ポートレース事業課	 MIYA	工事名称 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事 徳島県建築士事務所協会々員	図名 改修前 矩計図	株式会社 宮 建築設計		管理建築士 1級333707 清水 康代	係	図番 No. A-13
				縮尺 1/80	年月			



改修後 矩計図 1/80

鳴門市企業局 ポートレース事業課



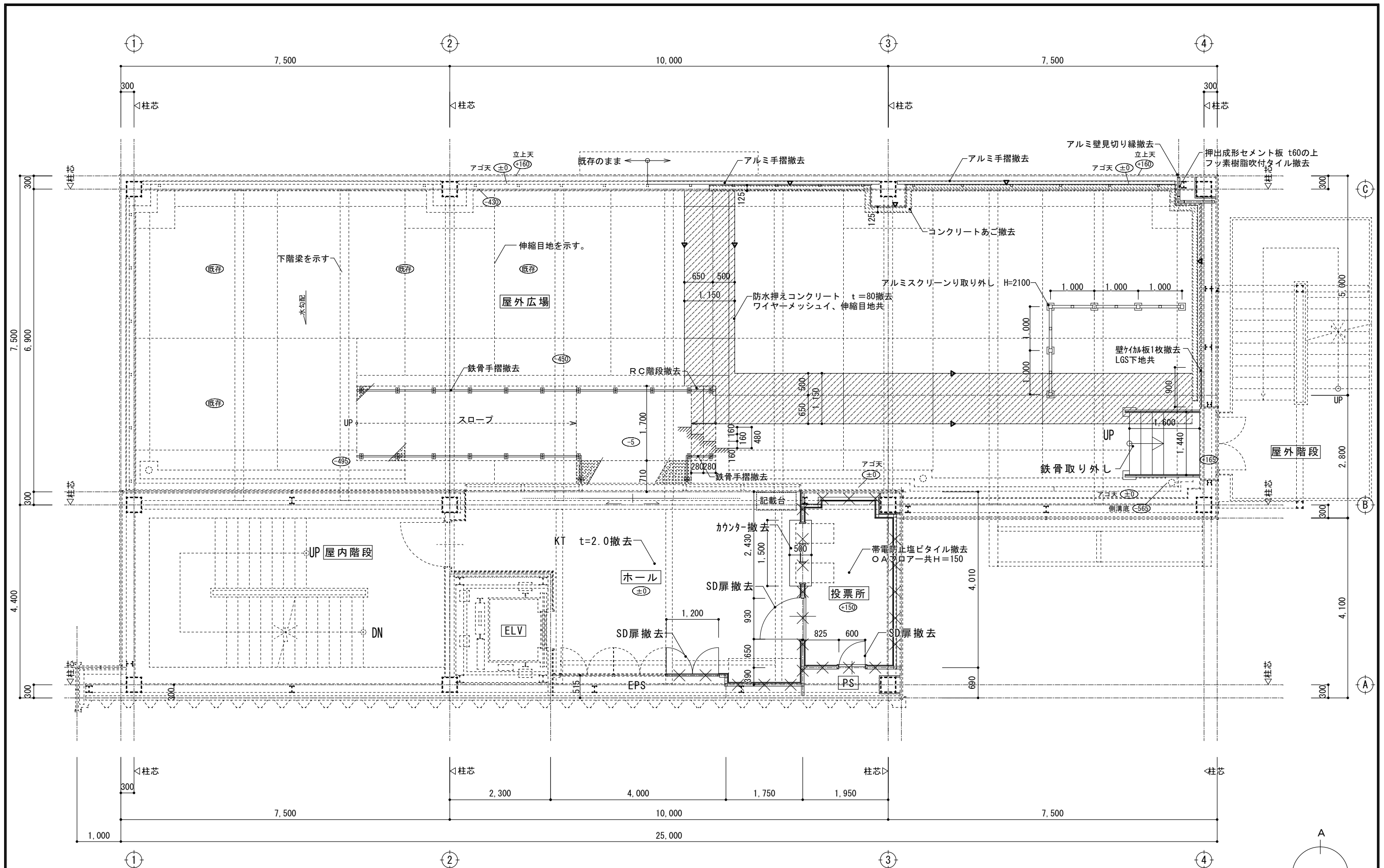
工事名称  
 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
 2階個室等設置工事のうち建築工事  
 徳島県建築士事務所協会々員

図名  
 改修後 矩計図  
 縮尺  
 1/80

株式会社 宮建築設計  
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士  
 1級333707  
 清水 康代

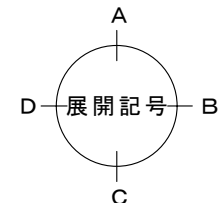
係  
 図番  
 No. A-14




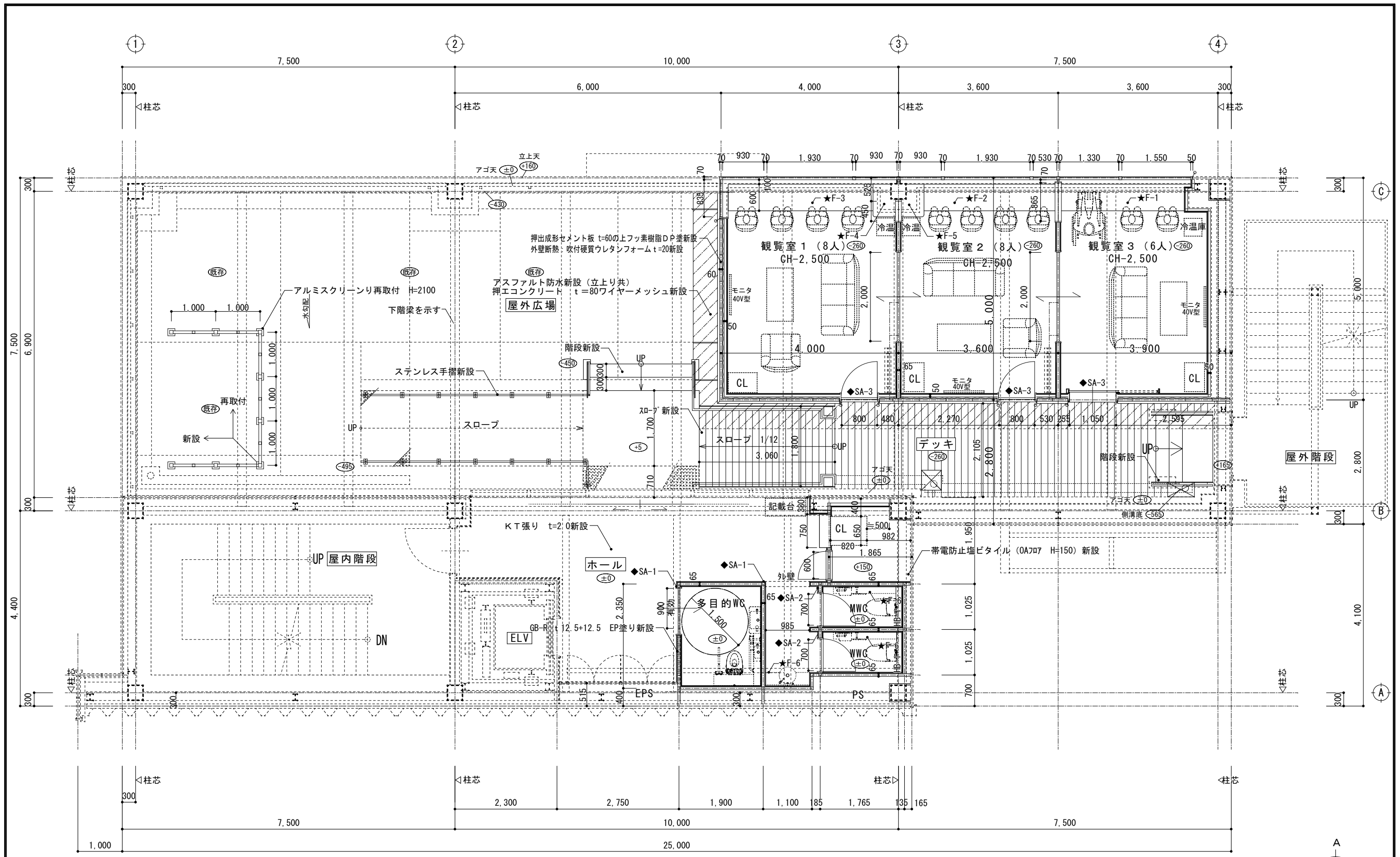
改修前 2階平面詳細図 1/80

×印はLGS間仕切り壁+石膏ボード張り撤去を記す

▲印はカッター切りを記す

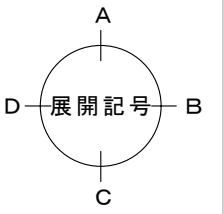


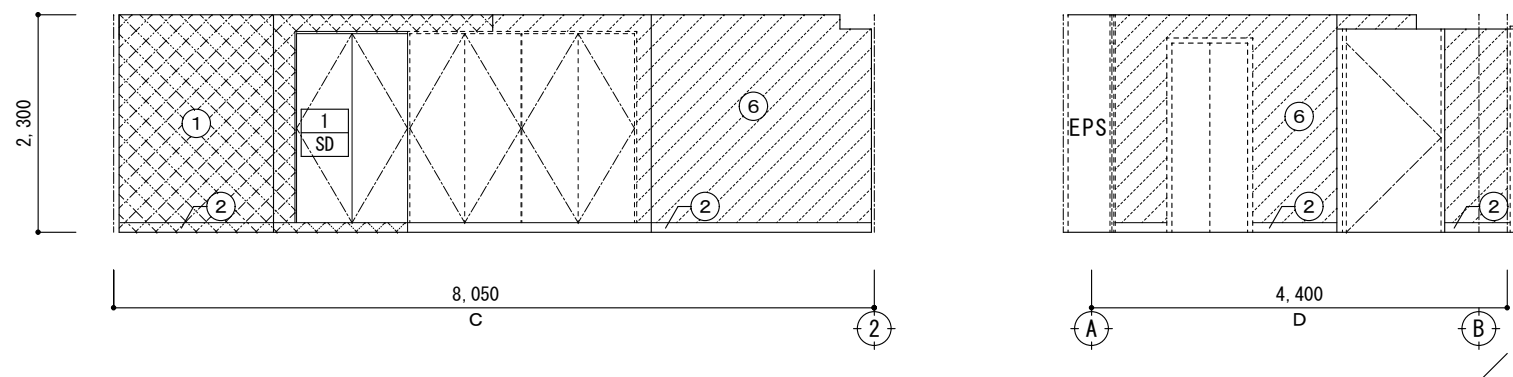
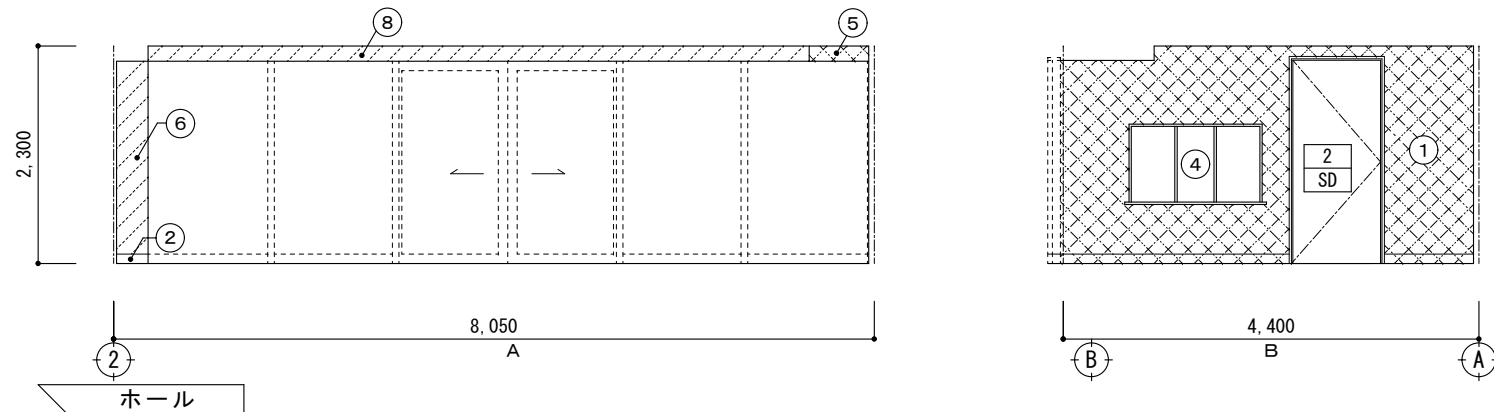
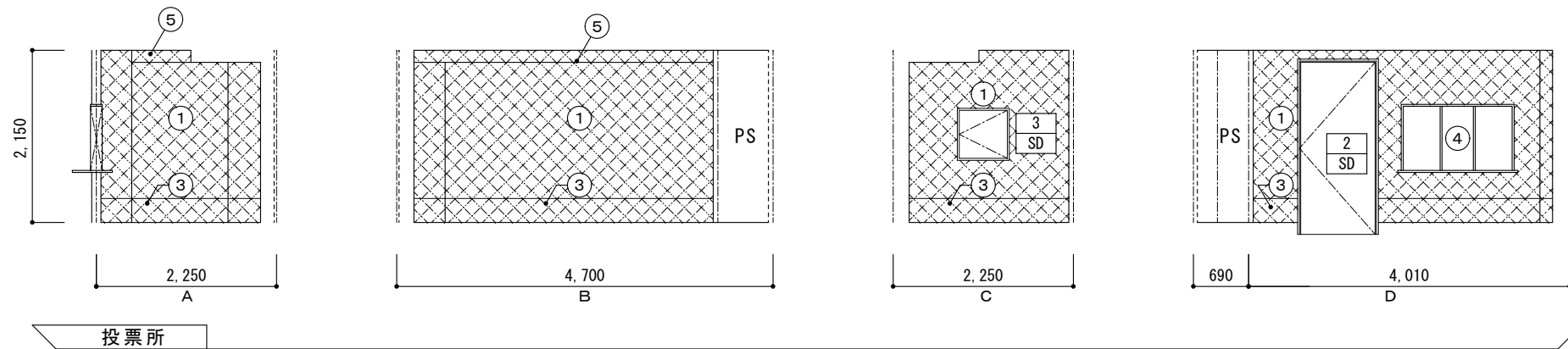
鳴門市企業局 ポートレース事業課		工 事 名称 ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事 徳島県建築士事務所協会々員	図 名 改修前 2階平面詳細図 縮 尺 1/80	年 月	株 式 会 社 宮 建 築 設 計 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	管理 建築 士 1級333707 清水 康代	係	図 番 No. A-15



符号	仕様
★F-※	家具番号を示す。(家具詳細図参照)
◆SA-※	サイン番号を示す。(サイン詳細図参照)
HB-1	配管用ラインノ種別を示す。(各部詳細図参照)

改修後 2階平面詳細図 1/80

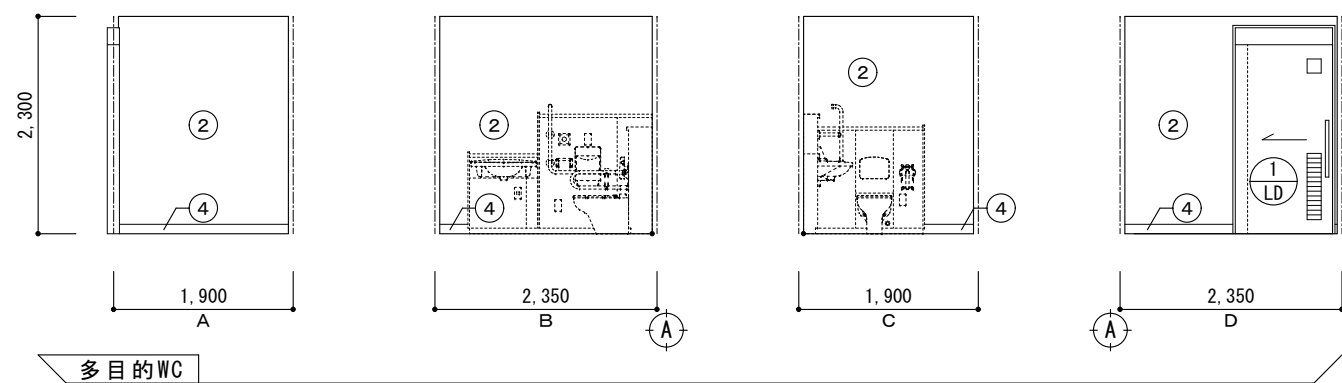
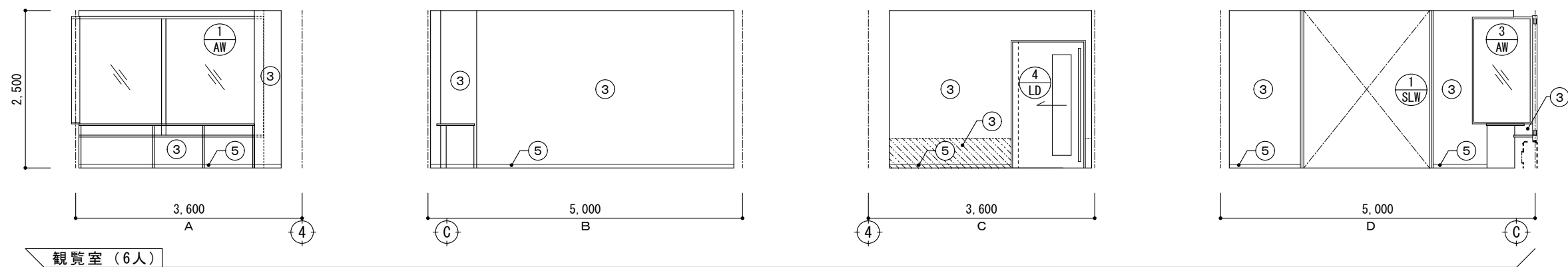
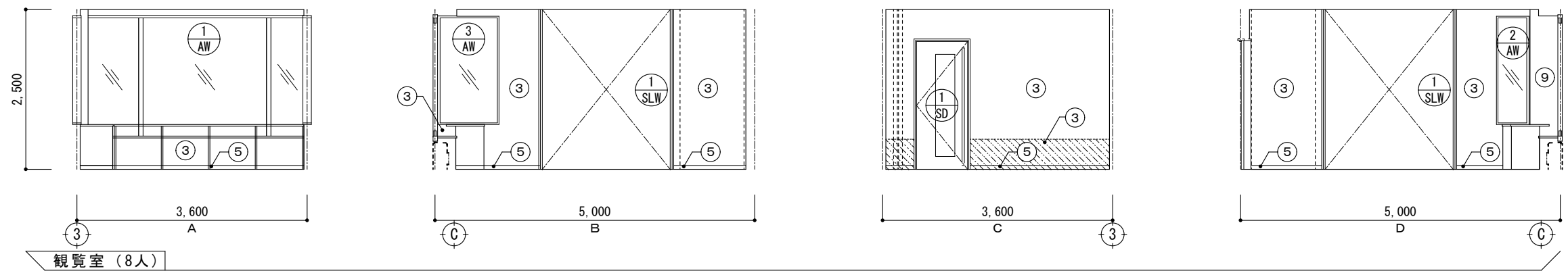
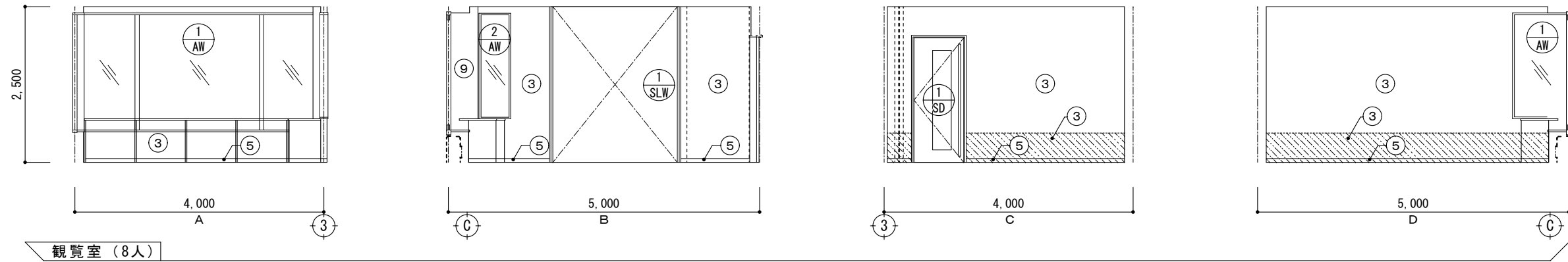




凡 例	
符号	仕上表
①	GB-R t=12.5+12.5 EP【撤去】
②	ビニル巾木 H=100【撤去】
③	ビニル巾木 H=300【撤去】
④	カウンター・壁パネル【撤去】
⑤	GB-R t=9.5(目透かし) 張り EP塗り【撤去】
⑥	GB-R t=12.5+12.5 EP【既存のまま】
⑦	ビニル巾木 H=100【既存のまま】
⑧	GB-R t=9.5(目透かし) 張り EP塗り【既存のまま】
⑨	
⑩	

は、壁仕上+壁下地 (LGS共) 【撤去】 範囲を示す。  
 は、壁仕上のみ【撤去】 範囲を示す。  
 は、【既存のまま】 範囲を示す。  
 は、建具【撤去】を示す。  
 【 】 書きは、工事範囲を示す。  
 ※撤去範囲の軽鉄壁下地の上ボート張りについては、天井面までとする。  
 ボート下地種別については、仕上表参照





凡例	
符号	仕上表
①	EP【新設】
②	化粧FK t=6.0【新設】
③	化粧FK t=3.0【新設】
④	ビニル巾木 H=100【新設】
⑤	化粧巾木 H=60【新設】
⑥	GB-R t=9.5(目透かし)張り EP塗り【新設】
⑦	GB-R t=9.5(目透かし)張り EP塗り【既存のまま】
⑧	EP【塗り替え】
⑨	既存鉄部EP-G【塗り替え】
⑩	

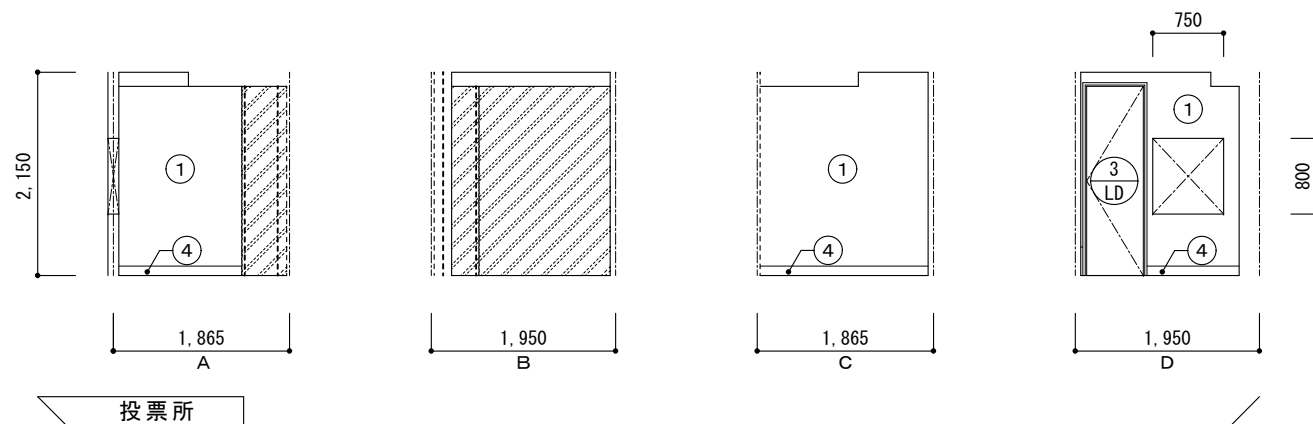
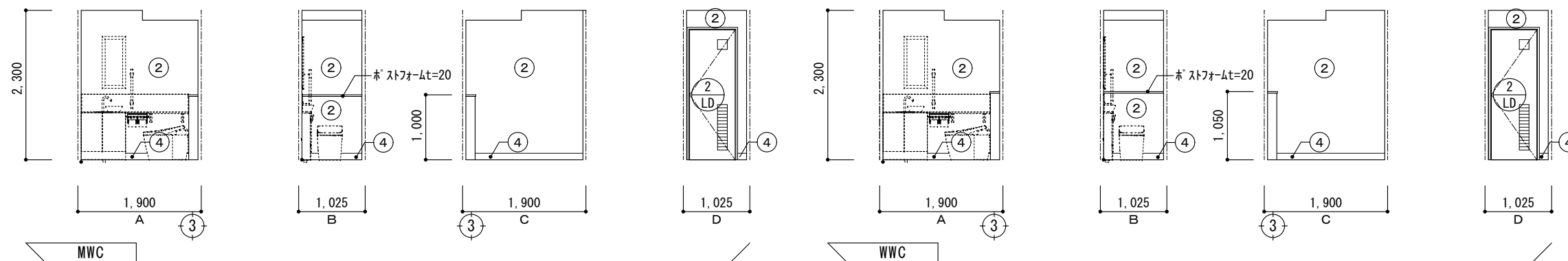
  

	は、壁仕上+壁下地 (LGS共)【新設】範囲を示す。
	は、仕上のみ改修範囲を示す。
	は、壁仕上+GB(R) 12.5 (GL工法)【新設】範囲を示す。
	は、既存のまま範囲を示す。

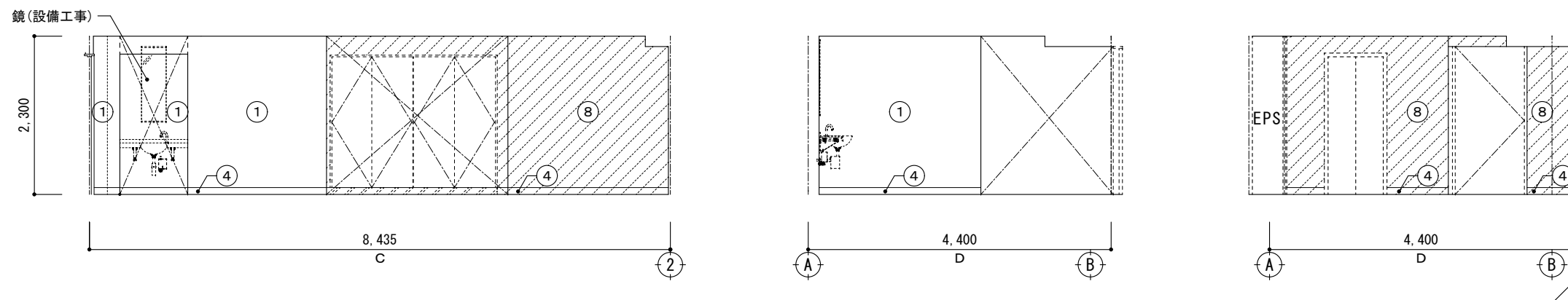
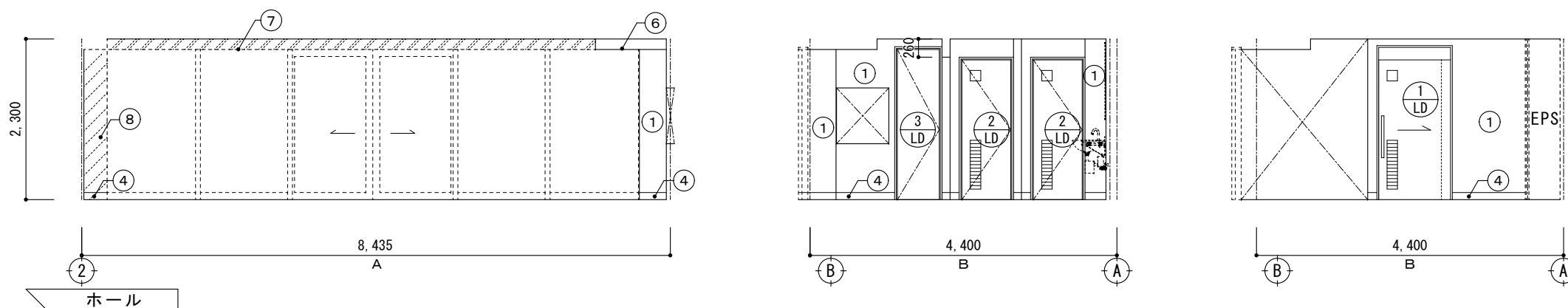
	は、建具【新設】を示す。
--	--------------

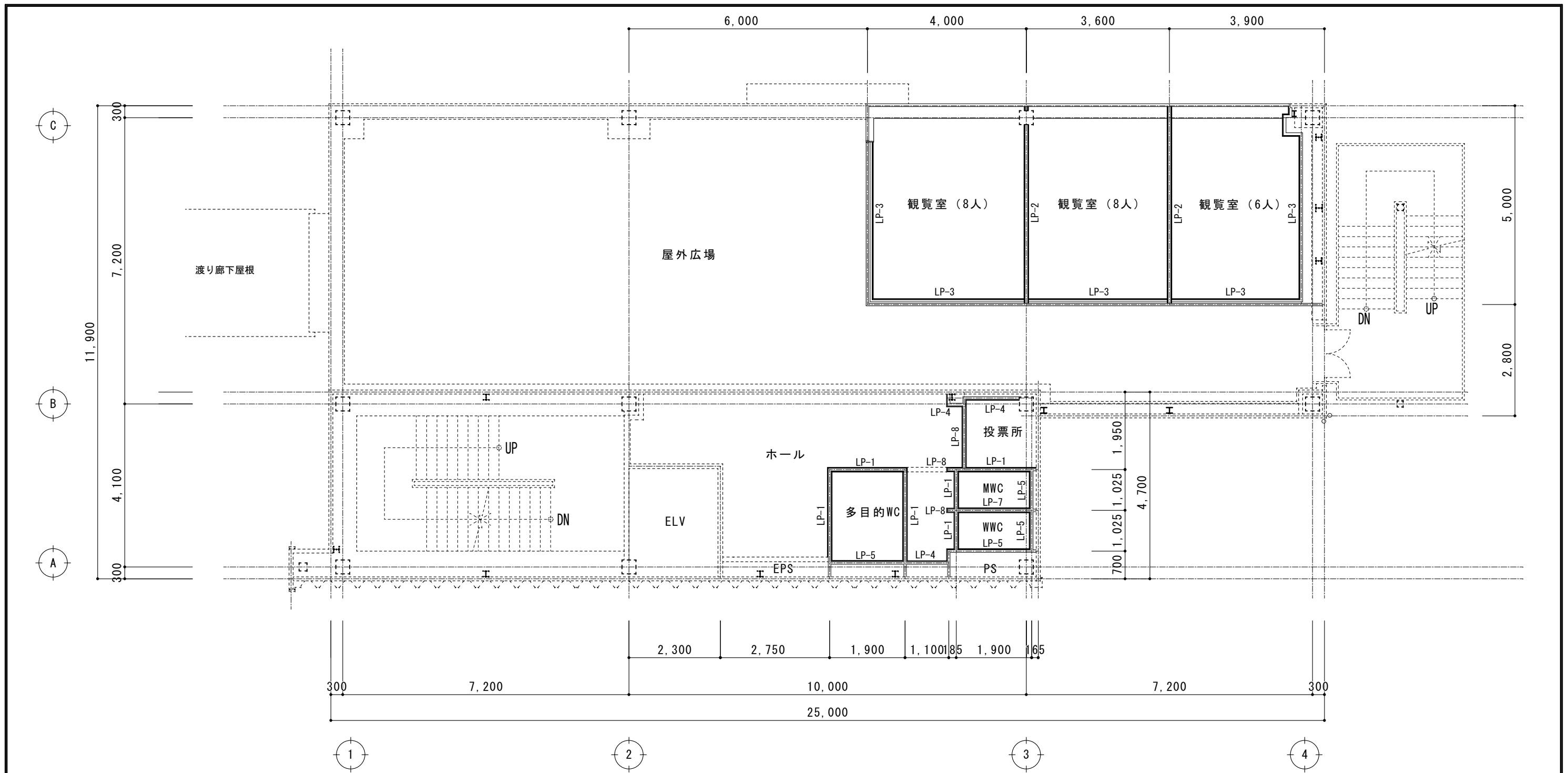
【 】書きは、工事範囲を示す。  
壁下地の仕様については、壁引参照。



凡 例	
符号	仕上表
①	EP【新設】
②	化粧FK t=6.0【新設】
③	化粧FK t=3.0【新設】
④	ビニル巾木 H=100【新設】
⑤	化粧巾木 H=60【新設】
⑥	GB-R t=9.5(目透かし)張り EP塗り【新設】
⑦	GB-R t=9.5(目透かし)張り EP塗り【既存のまま】
⑧	EP【塗り替え】
⑨	既存鉄部EP-G【塗り替え】
⑩	

   は、壁仕上+壁下地(LGS共)【新設】範囲を示す。  
   は、仕上のみ改修範囲を示す。  
   は、壁仕上+GB(R)12.5(GL工法)【新設】範囲を示す。  
   は、既存のまま範囲を示す。  
00  
AW は、建具【新設】を示す。  
**【  】** 書きは、工事範囲を示す。  
 壁下地の仕様については、壁リト参照。

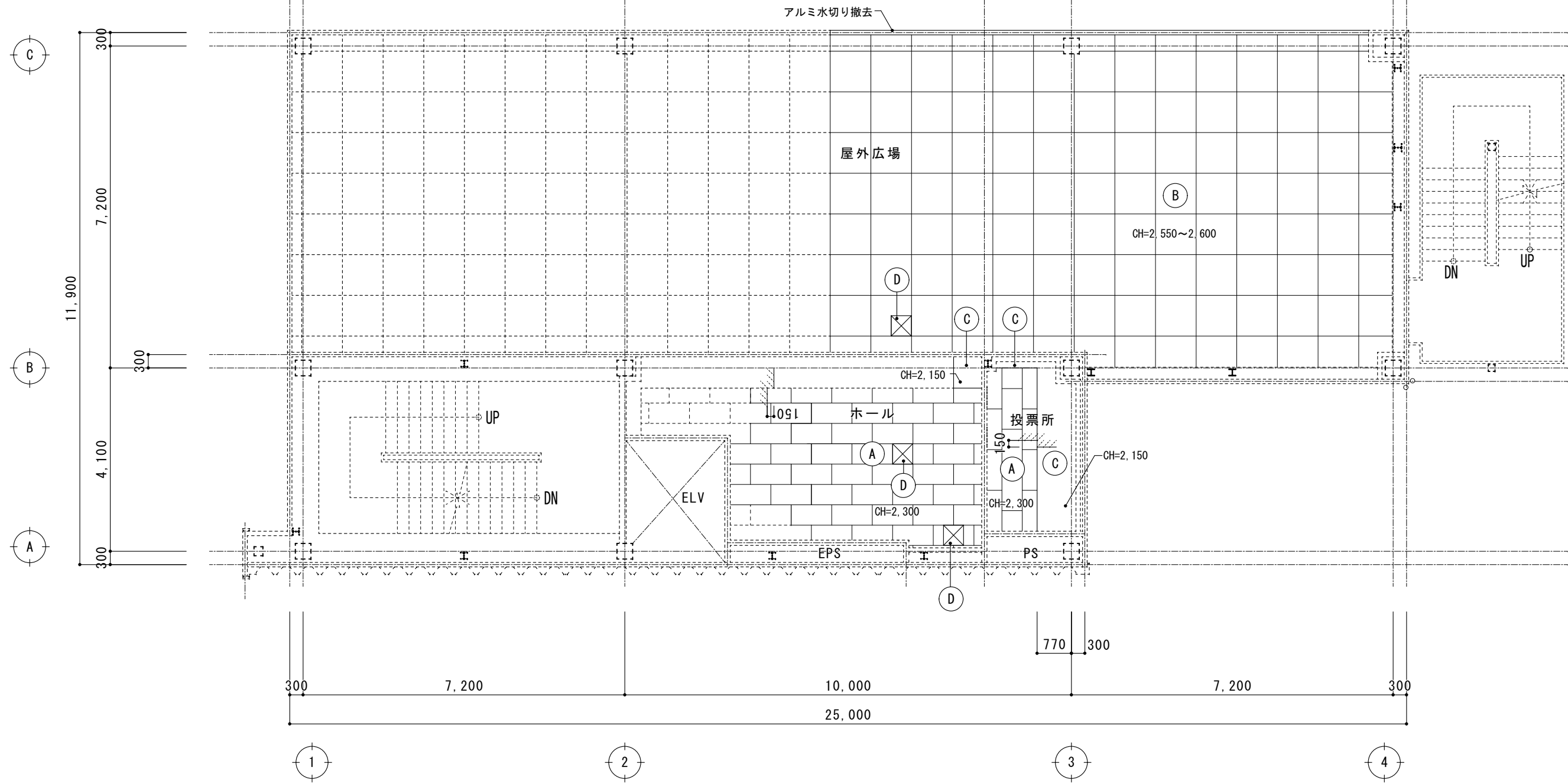




改修後 2階壁リスト 1/100

凡例

記号				記号			
LP-1	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5EP塗り	LP-5	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5化粧FK6.0張り
	規格	屋根裏・スラブ面まで			規格	屋根裏・スラブ面まで	
LP-2	仕様	LGS W=65 @455	両面：GB-F 12.5+12.5化粧FK3.0張り	LP-6	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5化粧FK6.0張り
	規格	屋根裏・スラブ面まで・防火上主要な間仕切り（1時間耐火）1時間耐火（FP060NP-0174）			規格	天井面まで	
LP-3	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5化粧FK3.0張り	LP-7	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5化粧FK6.0張り
	規格	天井面まで			規格	屋根裏・スラブ面まで	
LP-4	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5仕上げ	LP-8	仕様	LGS W=65 @455	片面：GB-R 12.5+12.5仕上げ
	規格	天井面まで			規格	天井面まで	

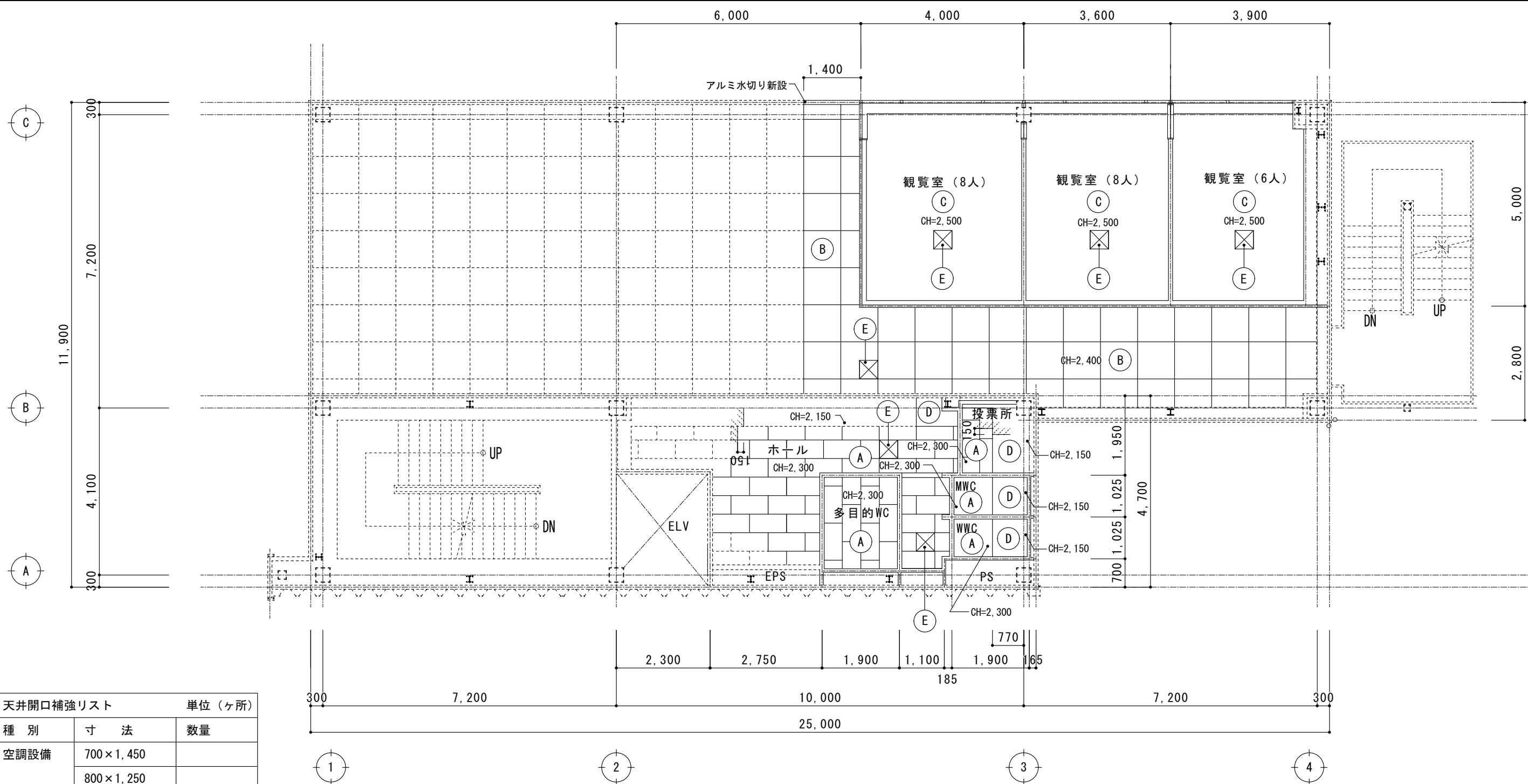


改修前 2階天井伏図 1/100

天井撤去材仕上げ表

記号	下地	仕上表
Ⓐ	LGS	GB-D t=9.5張り
Ⓑ	LGS	FK t=6.0(耐風下地・目透かし)張り EP塗り
Ⓒ	LGS	GB-R t=9.5(目透かし)張り EP塗り
Ⓓ		天井点検口 7㉓450角

※CH高さは、2FL+550からの高さを示す。



改修後 2階天井伏図 1/100

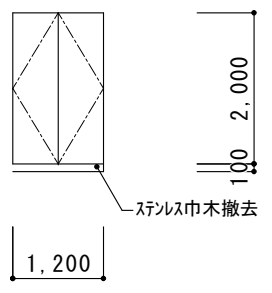
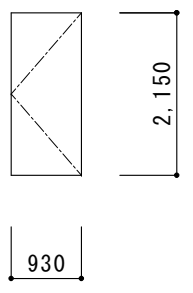
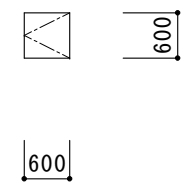
天井開口補強リスト		単位 (ヶ所)
種別	寸法	数量
空調設備	700×1,450	
	800×1,250	
	950×950	
	500×1,050	
電気設備	460×460	
	350×350	
	400×400	
	300×300	
	200×200	
換気設備	600×600	
建築	450×450	3

天井新設材仕上げ表

記号	下地	仕上表
Ⓐ	LGS	GB-D t=9.5張り
Ⓑ	LGS	FK t=6.0(耐風下地・目透かし)張り EP塗り
Ⓒ	LGS	GB-NC t=9.5+ガラ-DR t=9.0張り
Ⓓ	LGS	GB-R t=9.5(目透かし)張り EP塗り
Ⓔ		天井点検口 7㍓450角

※CH高さは、2FL+550からの高さを示す。

撤去建具表

符号・数量	1 SD	1ヶ所	2 SD	1ヶ所	3 SD	1ヶ所		
姿 図								
名 称	片開きスチールドア		片開きスチールドア (フラッシュ)		片開きスチールドア			
使用力所	E P S		投票所		P S			
見 込・材 質	枠80扉40・スチール		枠120扉40・スチール		枠80扉40・スチール			
硝 子	_____		_____		_____			
金 物	_____		_____		_____			
備 考								
符号・数量								
名 称								
使用力所								
材質・塗装								
硝 子								
金 物								
備 考								

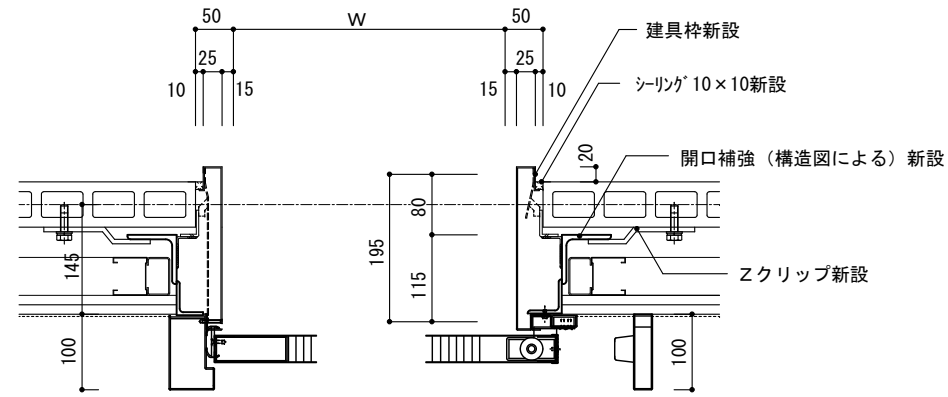
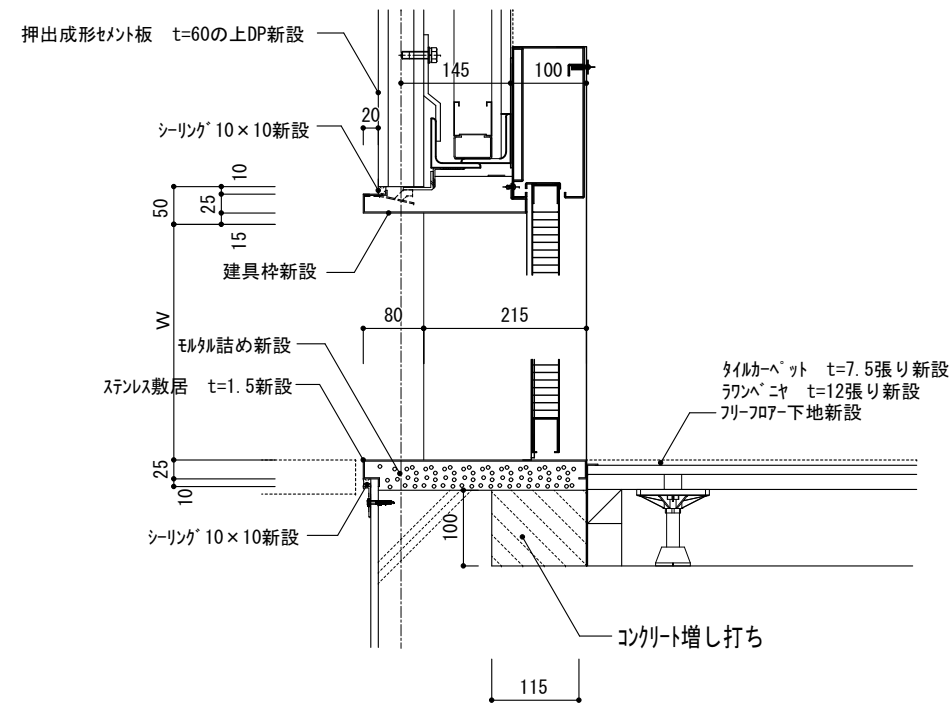
新設建具表		①SD	2ヶ所	①LD	1ヶ所	②LD	2ヶ所	③LD	1ヶ所	④LD	1ヶ所
符号・数量											
名称		片開きスチールドア		半自動閉鎖装置付き片開きスチールドア		片開きスチールドア		片開きスチールドア		半自動閉鎖装置付き片開きスチールドア	※外部用
使用力所・見込		観覧室・枠195扉40		多目的WC・枠135扉40		WWC・MWC・枠135扉40		投票所・枠135扉40		観覧室・枠285扉40	
材質・塗装		亜鉛メッキ鋼板・タインックフィルム貼り		化粧鋼板・枠EP-G塗		亜鉛メッキ鋼板・枠扉共EP-G塗		亜鉛メッキ鋼板・枠扉共EP-G塗		亜鉛メッキ鋼板・タインックフィルム貼り	
硝子		透明強化5mm・飛散防止フィルム貼り		型板4.0mm		型板4.0mm		———		透明強化5mm・飛散防止フィルム貼り	
金物		丁番、シンタ <sup>®</sup> -錠、大型押し棒、		表示付きシンタ <sup>®</sup> -錠、大型引き棒、		表示付きシンタ <sup>®</sup> -錠、レハ <sup>®</sup> -ハンドル、丁番		シンタ <sup>®</sup> -錠、レハ <sup>®</sup> -ハンドル、丁番		シンタ <sup>®</sup> -錠、大型引き棒、スチール額縁	
		スチール額縁、SUS敷居、付属金物一式		SUS沓ス <sup>®</sup> リ、付属金物一式		SUS沓ス <sup>®</sup> リ、付属金物一式		SUS沓ス <sup>®</sup> リ、付属金物一式		SUS沓ス <sup>®</sup> リ、付属金物一式	
符号・数量		①AW			1ヶ所	②AW		③AW		④AW	1ヶ所
符号・数量											
名称		アルミ8連FIX窓				アルミFIX窓		アルミFIX窓		アルミFIX窓	
使用力所・見込		観覧室・枠70				観覧室・枠70		観覧室・枠70		観覧室・枠70	
材質・塗装		アルミ(カラー)				アルミ(カラー)		アルミ(カラー)		アルミ(カラー)	
硝子		透明強化10mm				透明強化10mm・飛散防止フィルム貼り		透明強化10mm・飛散防止フィルム貼り		透明強化10mm・飛散防止フィルム貼り	
金物		アルミ額縁、B面飛散防止フィルム、付属金物一式				アルミ額縁、付属金物一式		アルミ額縁、付属金物一式		アルミ額縁、付属金物一式	
備考		ECP枠									



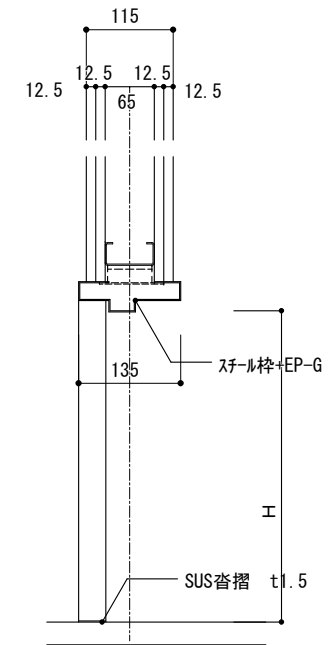




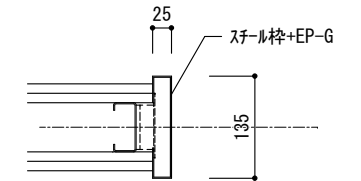
押出成形セメント板 t=60+半自動閉鎖式軽量スール戸詳細図 1/10



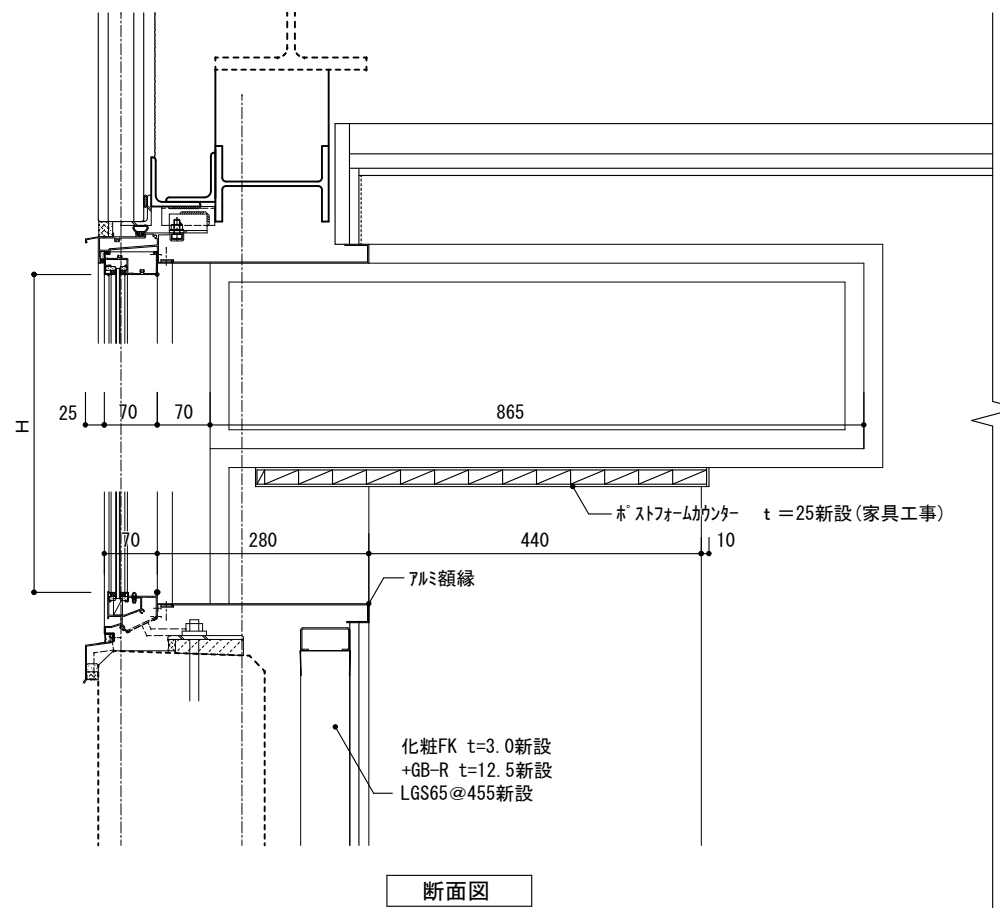
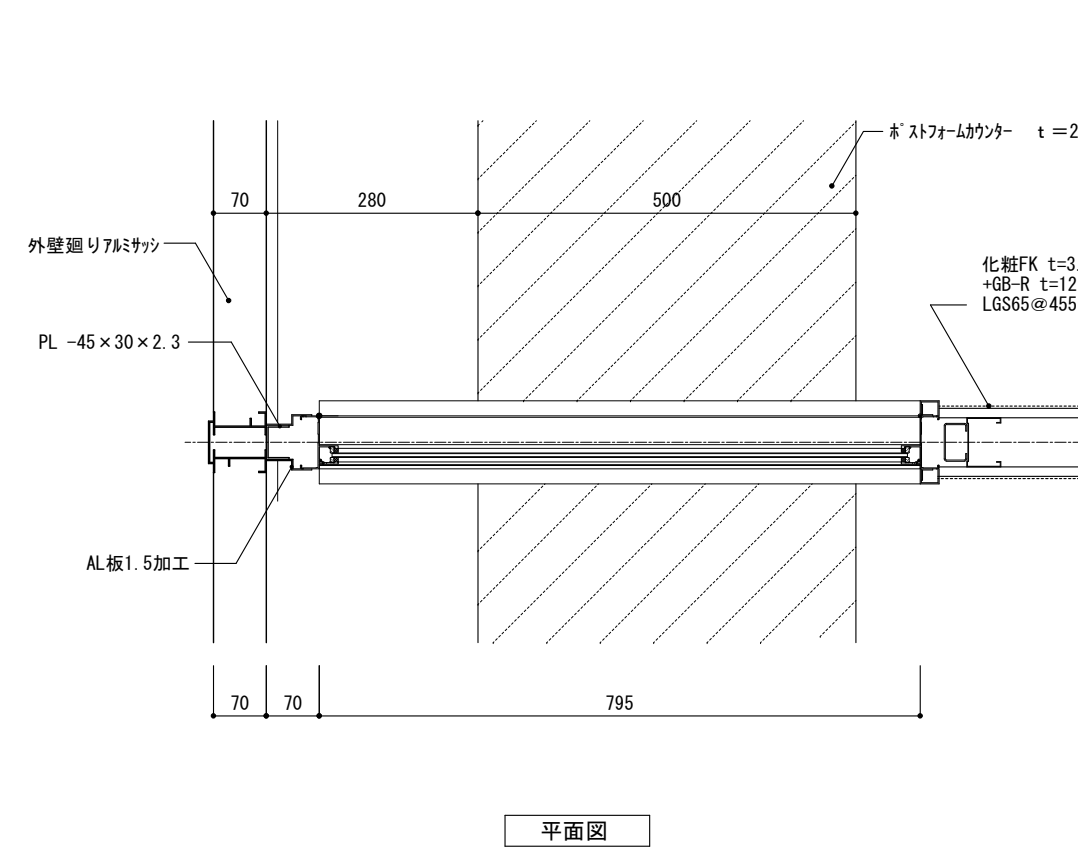
屋内鋼製建具枠詳細図 1/10



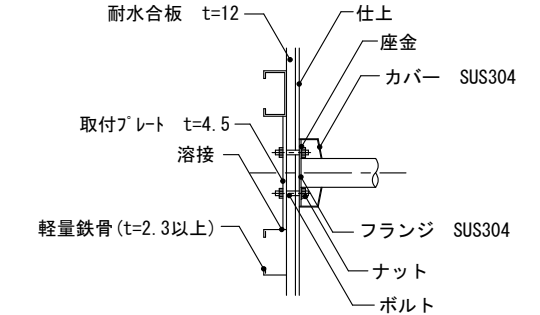
屋内鋼製一方枠詳細図 1/10



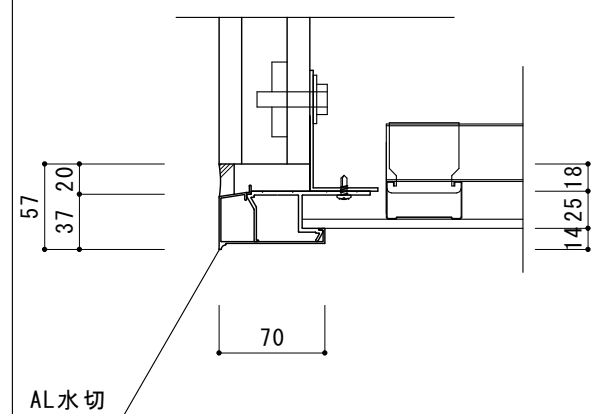
観覧空間仕切り壁7mm建具 1/10

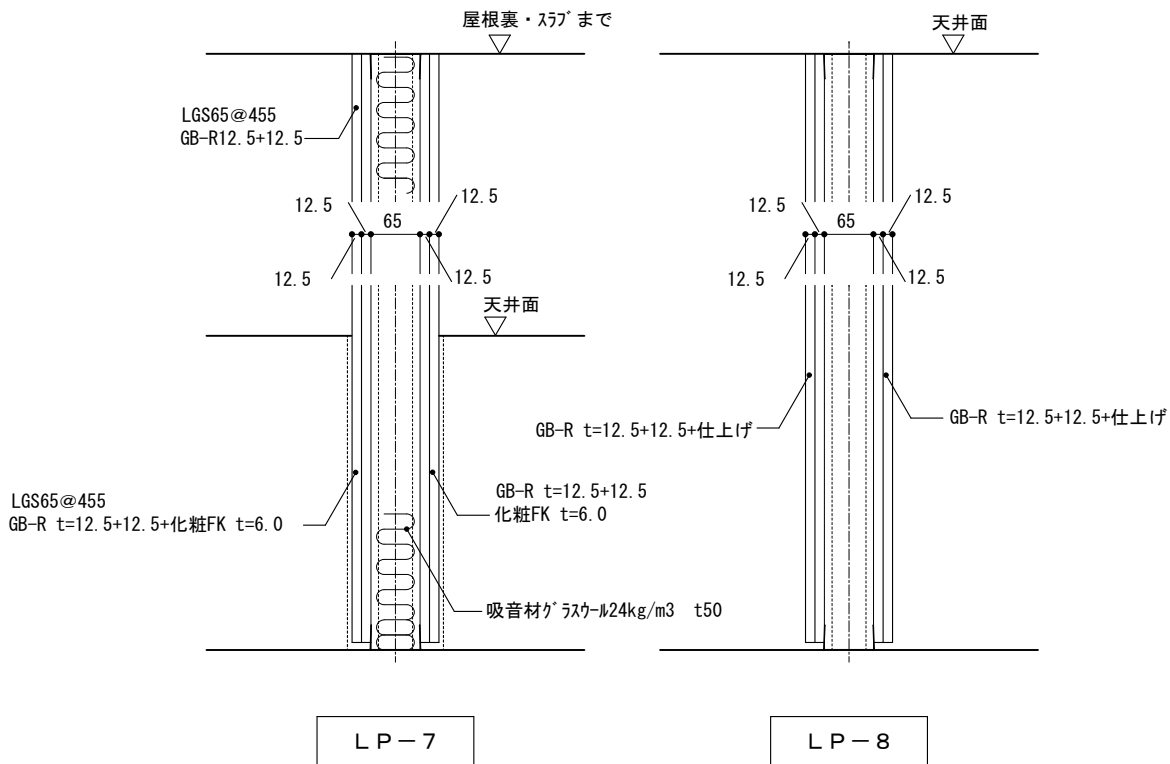
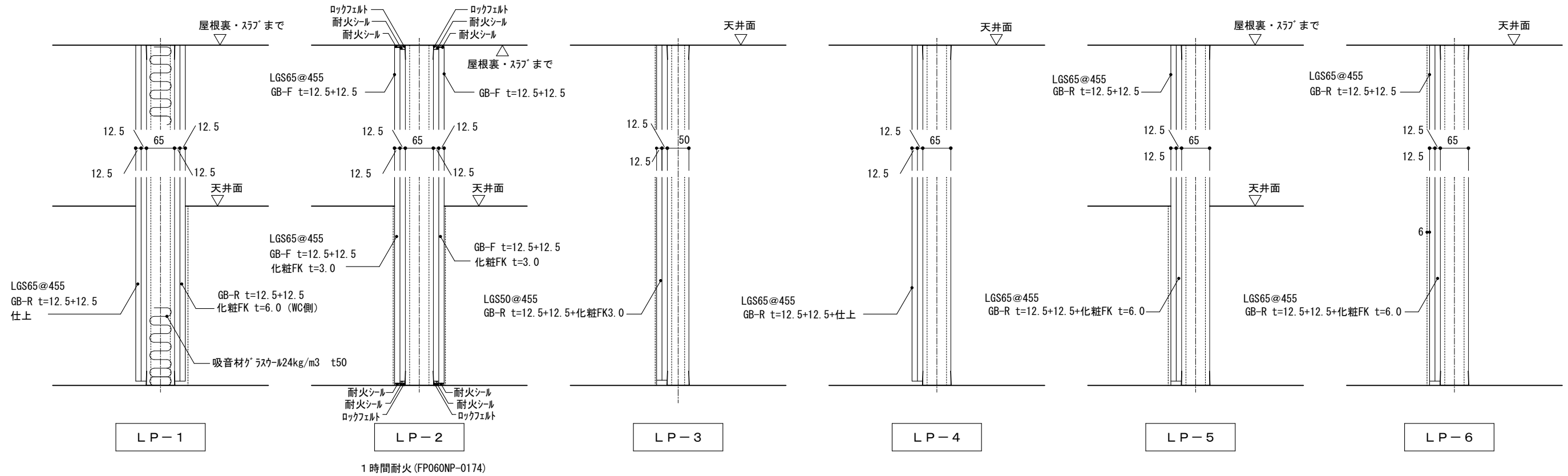


手摺詳細図 (軽量鉄骨壁下地) 1/10

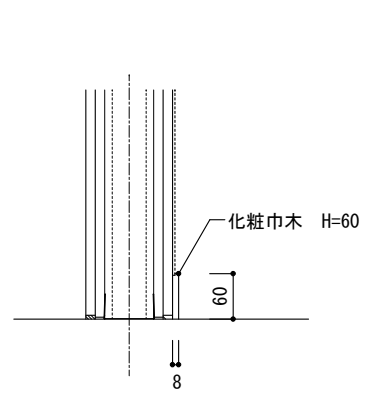


ECP板下端水切詳細図 1/5

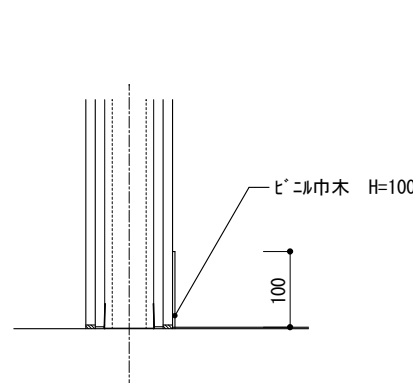




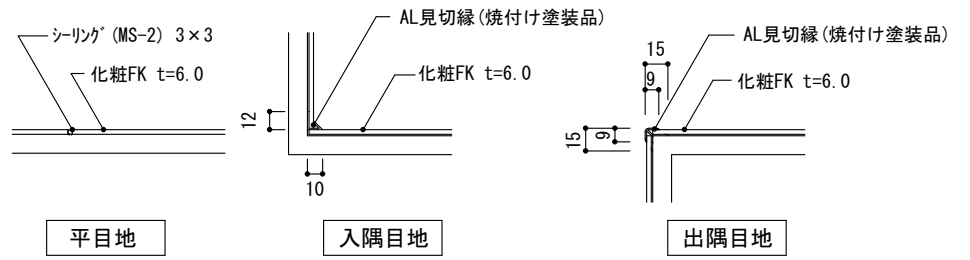
化粧巾木詳細図 1/10



ソト巾木詳細図 1/10

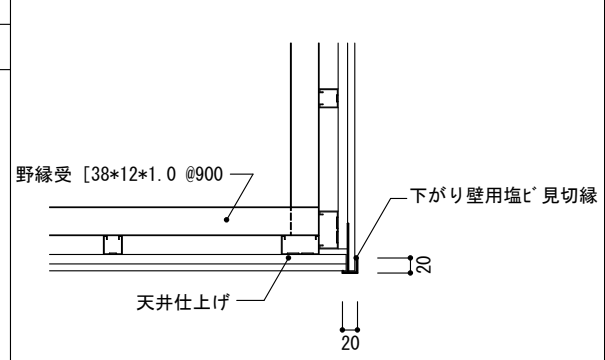


化粧FK t=6.0詳細図 1/5

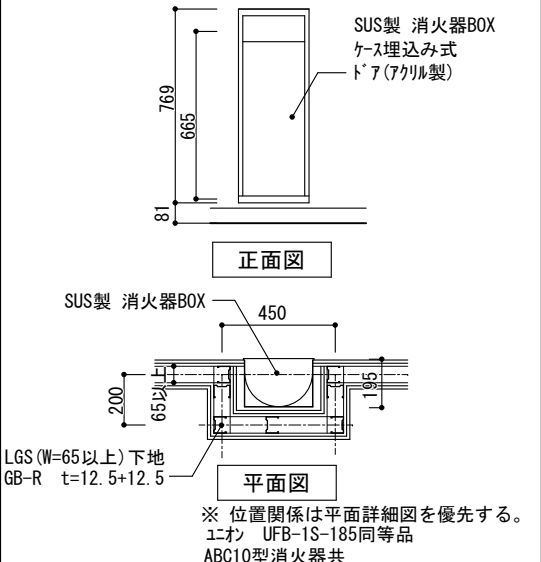


※化粧FK t=6.0は、化粧FK t=3.0に準ずる。

下がり天井仕上げ詳細図 1/10

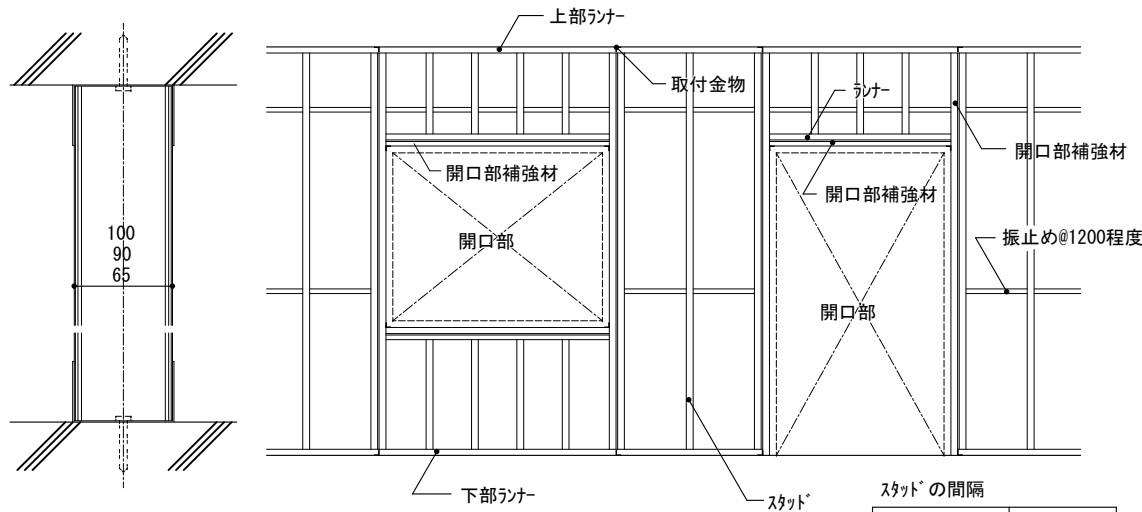


消火器BOX詳細図 1/30



※位置関係は平面詳細図を優先する。  
エオン UFB-1S-185同等品  
ABC10型消火器共

軽量間仕切壁詳細図 1/10



スタッドの間隔

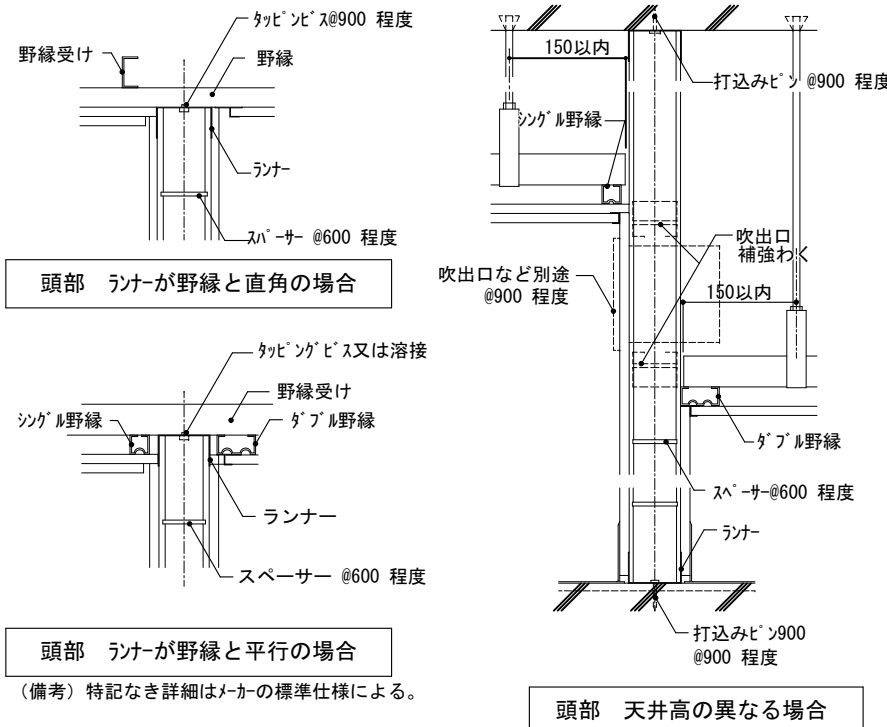
片面ボート 二重貼	@450内外
片面ボート 一重貼	@300内外

間柱・ランナーの種類

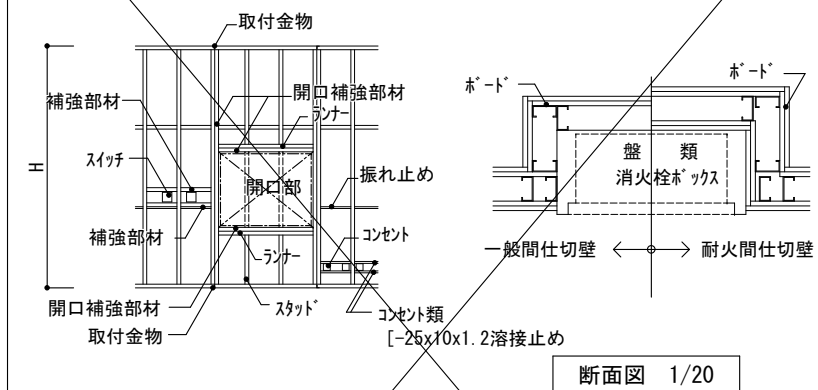
	スタッド	ランナー	開口部補強材	スタッド高さ	補強部材取付金物
65形	65x45x0.8	67x40x0.8	[-60x30x10x2.3	3.7M以下	L-30x30x3
75形	75x45x0.8	77x40x0.8	[-75x45x15x2.3	3.7~4.0M以下	L-50x50x4
90形	90x45x0.8	92x40x0.8	[-75x45x15x2.3	4.0~4.5M以下	L-50x50x4
* 100形	100x45x0.8	102x40x0.8	[-100x50x20x3.2	4.5~5.0M以下	〃

\* 目安値としメーカーと打ち合わせの上決定すること。(備考) 同一室で天井高に巾がある場合は高い方を適用する。

軽量鉄骨壁下地 一般間仕切り壁 1/10



壁下地 設備埋込ボックス類開口補強 1/20

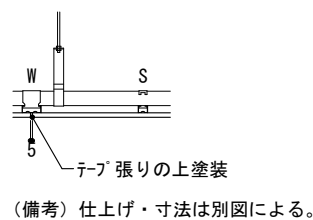


部材表

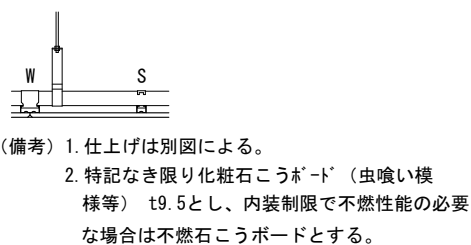
H (m)	補強部材	取付金物
H ≤ 3.7	C-60x30x10x2.3	L-30x30x3
3.7 ≤ H ≤ 4.0	C-75x45x15x2.3	L-50x50x4
4.0 ≤ H ≤ 4.5	C-100x50x20x3.2	
4.5 ≤ H ≤ 5.0	C-100x50x20x3.2	
5.0 ≤ H ≤ 6.0	C-100x50x20x3.2	

天井仕上げ詳細図 1/20

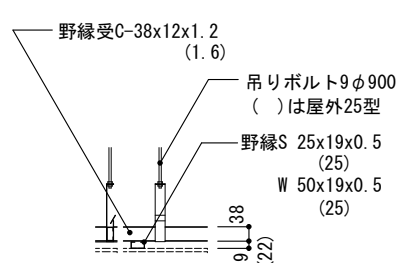
ボート類張り



化粧石こうボート貼



天井下地 LGS下地

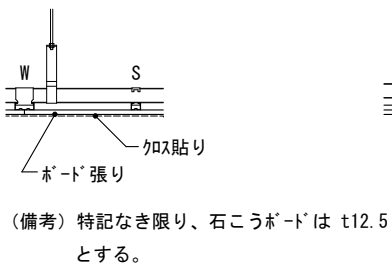


野縁間隔

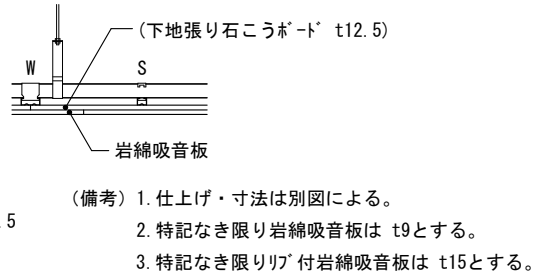
上張りの種類	野縁間隔	
ボード類で下地張りのある場合	360内外	
下張りのない場合	標準 (ボード寸法900x1800)	300内外
	特殊 (ボード寸法450x900)	450/2以下
金属成形板	360内外	

(備考) 天井ふところが、屋外1,000、屋内1,500を越える場合の吊りボルト振止め補強はφ9φ又は[-19x10x1.2以上@1,800とする。

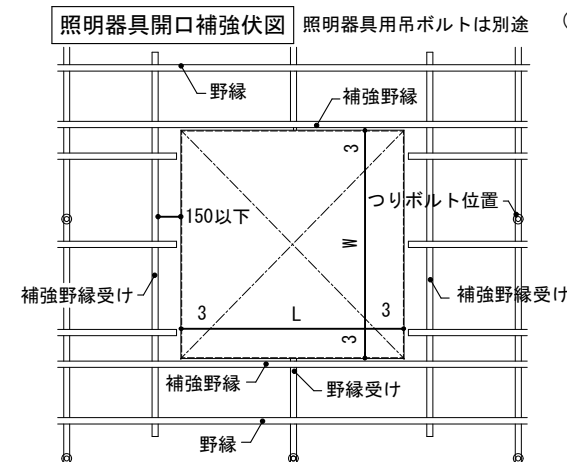
ビニルクロス貼



岩綿吸音板貼

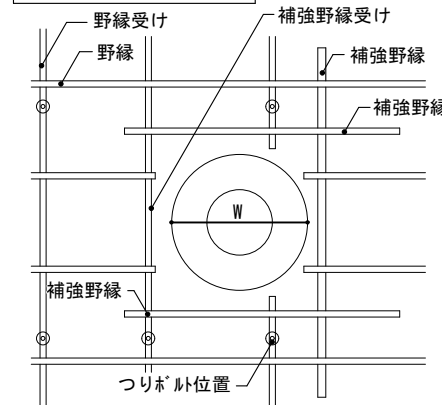


天井開口部下地補強 1/30

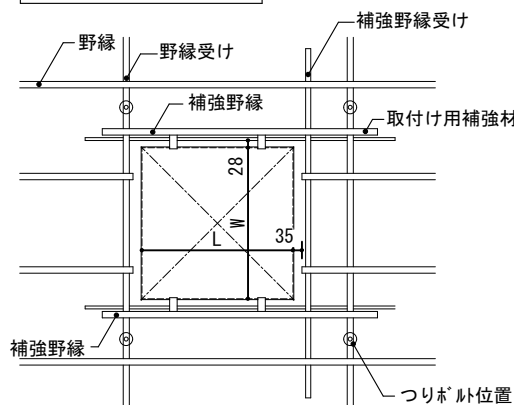


(備考) ・野縁受けの持出しが300mm以上の場合は増し吊りを行なう。  
・補強野縁受け材及び取り付け用補強材は野縁受け材と同材とする。

吹出口開口補強伏図



点検口開口補強伏図

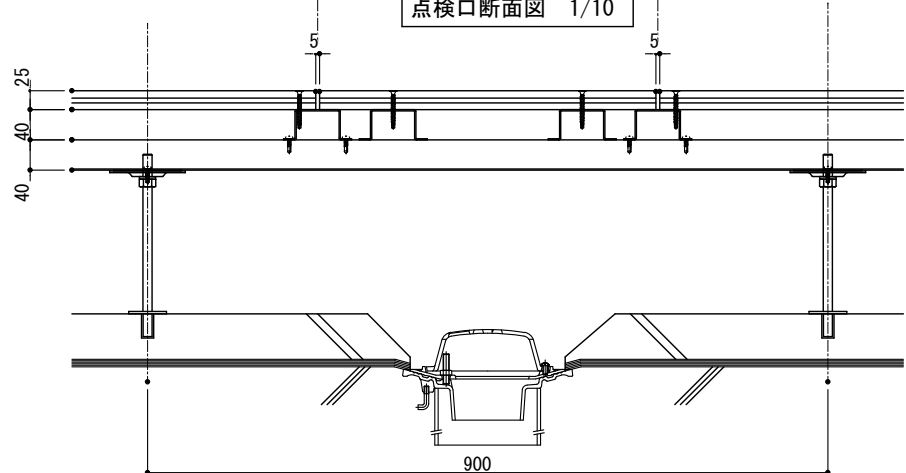
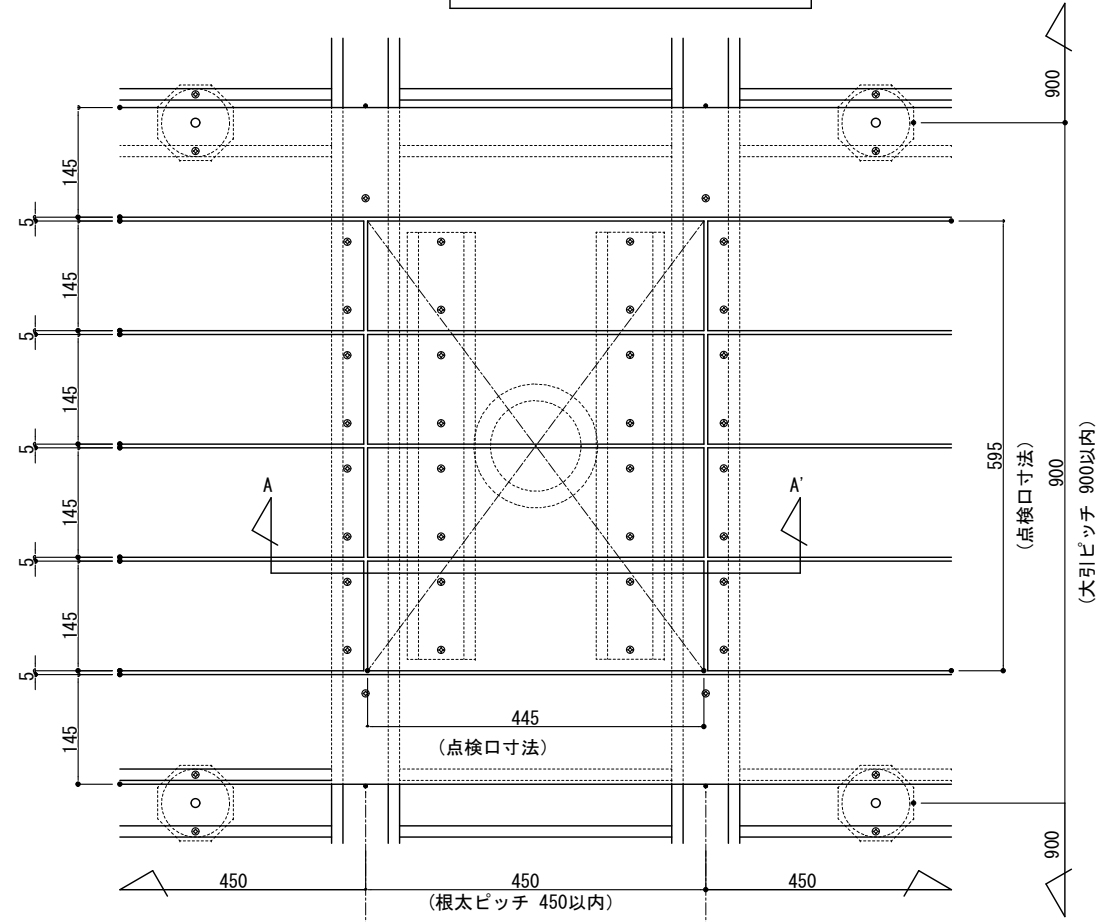
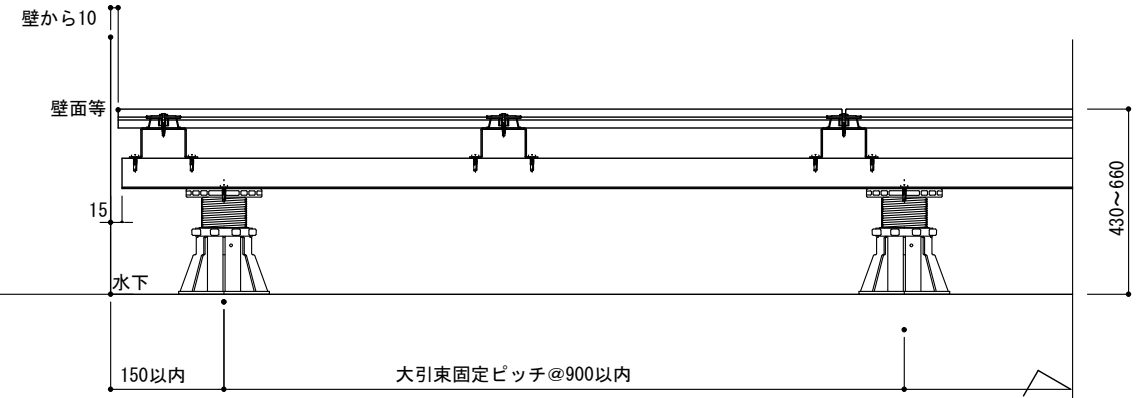
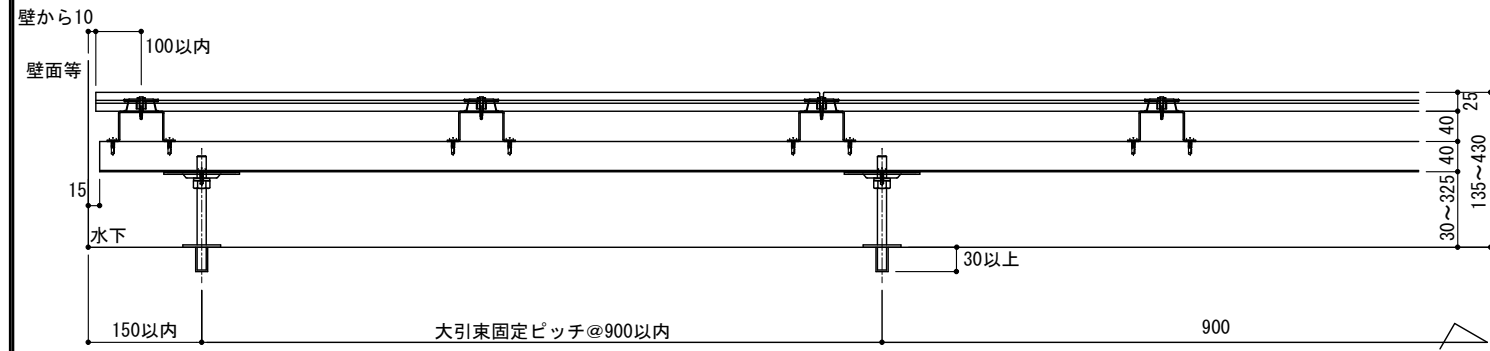


工事名称  
ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図名  
各部詳細図-4  
縮尺  
1/10, 20, 30 年月

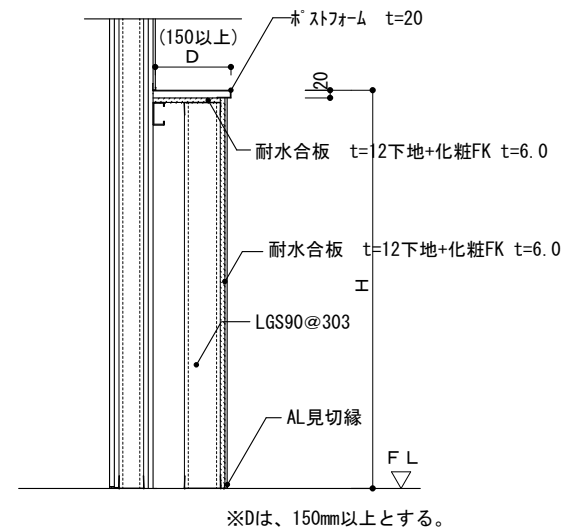
株式会社 宮建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士 係 図番  
1級333707 清水 康代 No. A-28



仕様	
デッキ	被覆加工廃材・廃材複合材二層発泡無垢材
根太	鋼製溶融亜鉛めっき材
大引	鋼製溶融亜鉛めっき材
束	SUS製支持脚 高耐候・高耐水樹脂製支持脚
備考	束については、床高さにより選定すること。

配管用ライニング詳細図 1/10



屋内用			
種類	D	H	L
HB-1	150	1,000	平面詳細図参照



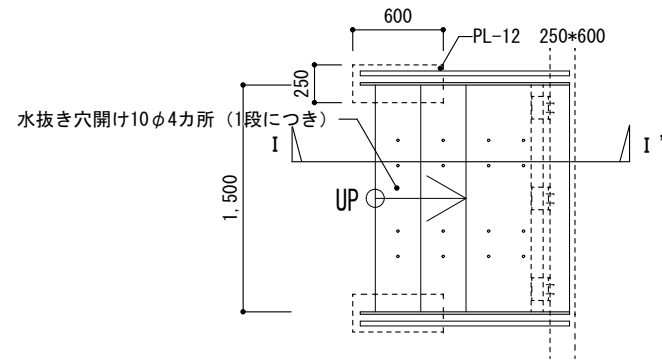
工事名称: ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン 2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図名: 各部詳細図-5  
縮尺: 1/10

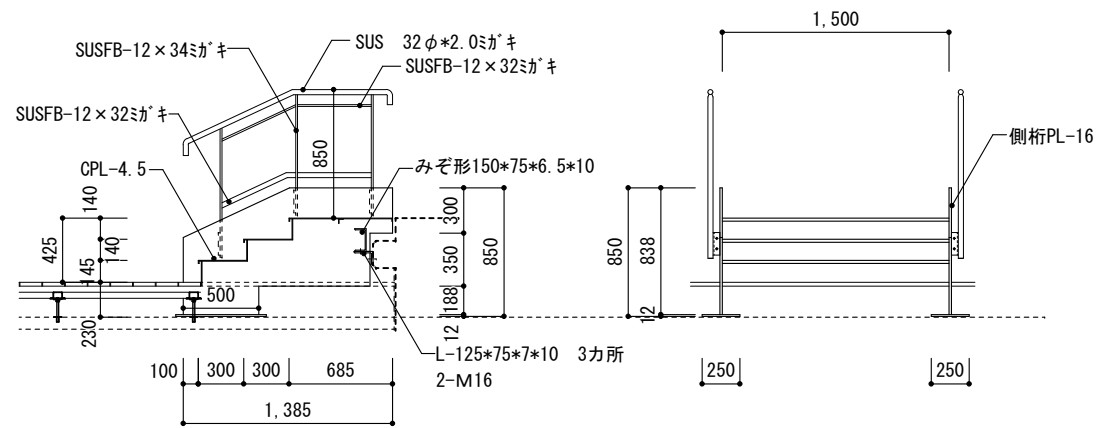
株式会社 宮建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士: 1級333707 清水 康代  
係:    
図番: No. A-29





東階段 平面図 1/50



I-I' 断面図 1/50

姿図 1/50

※鉄部(溶融亜鉛めっきドブ漬け)



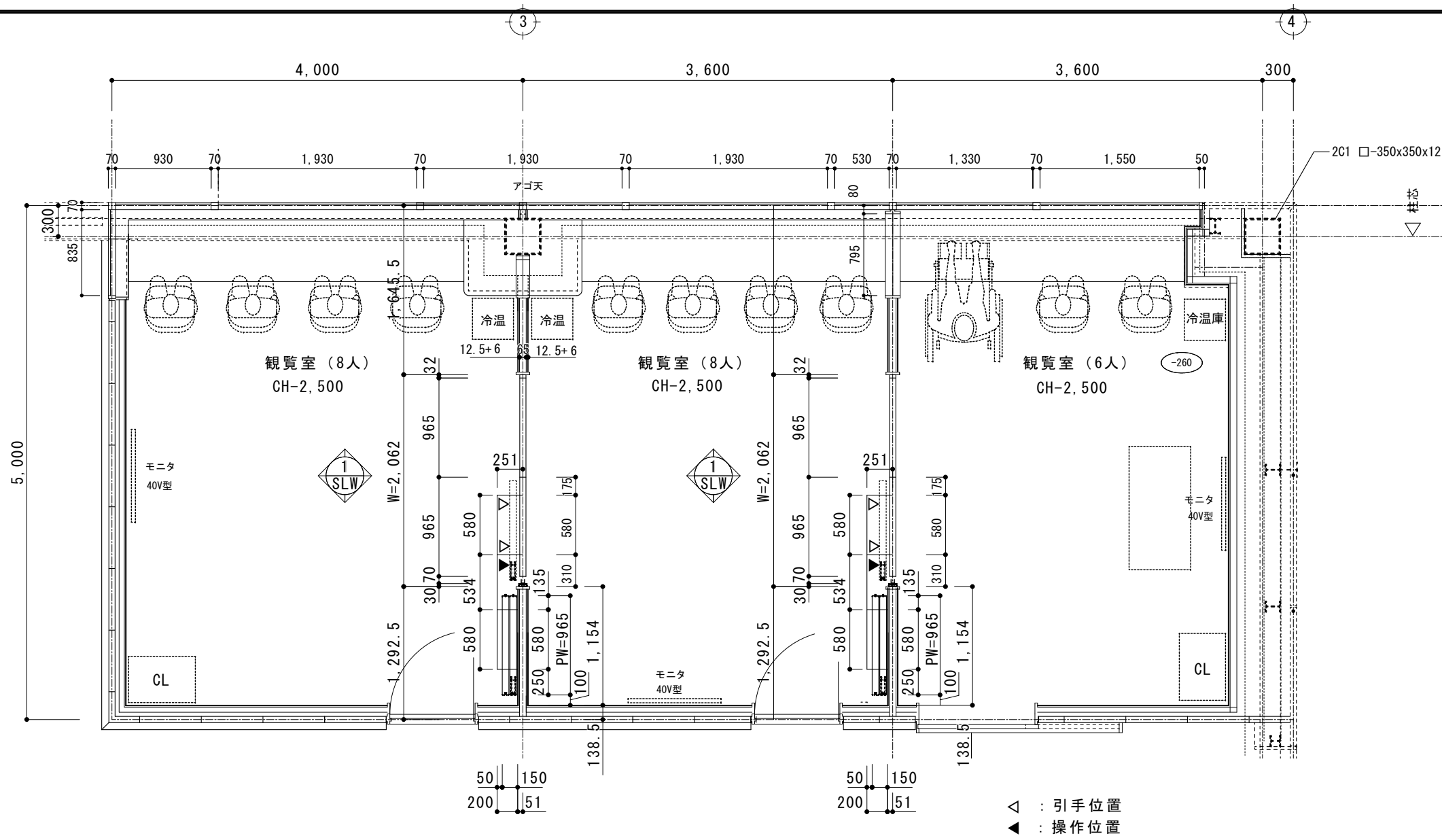
工事名称  
ボートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図名  
各部詳細図-7  
縮尺  
1/50

株式会社 宮建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

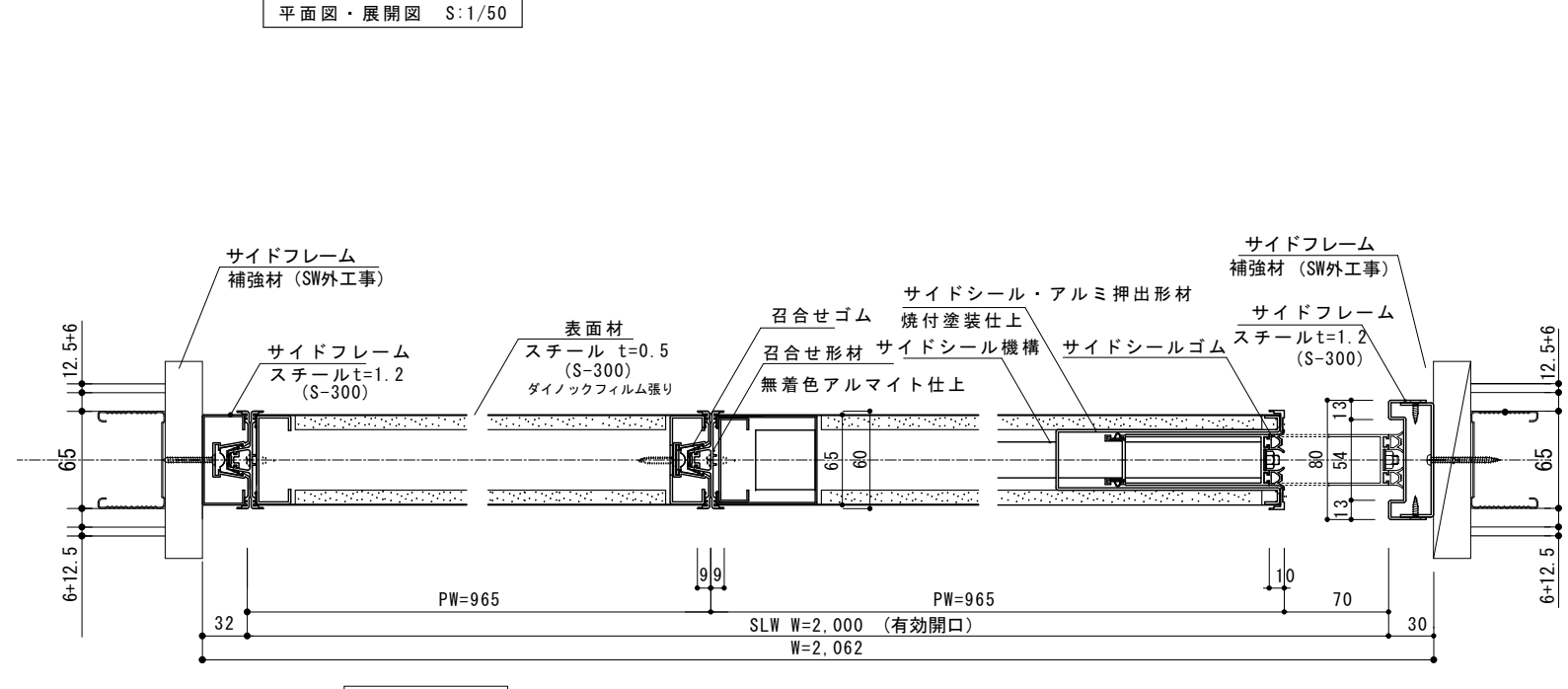
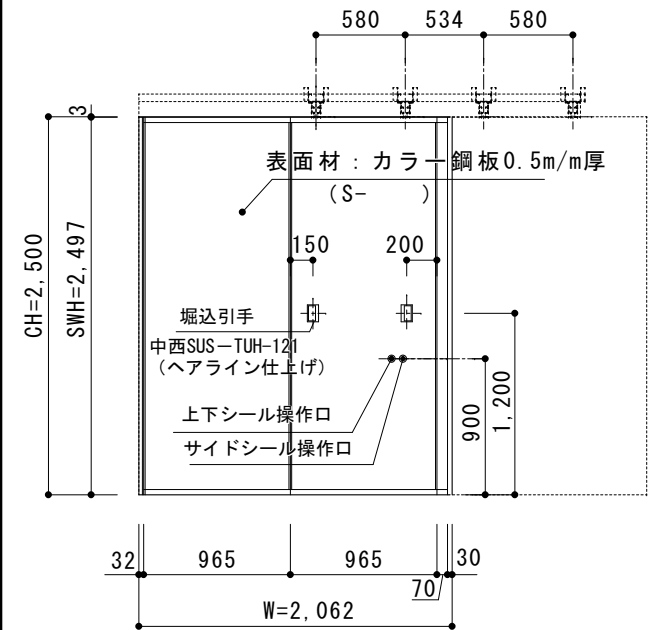
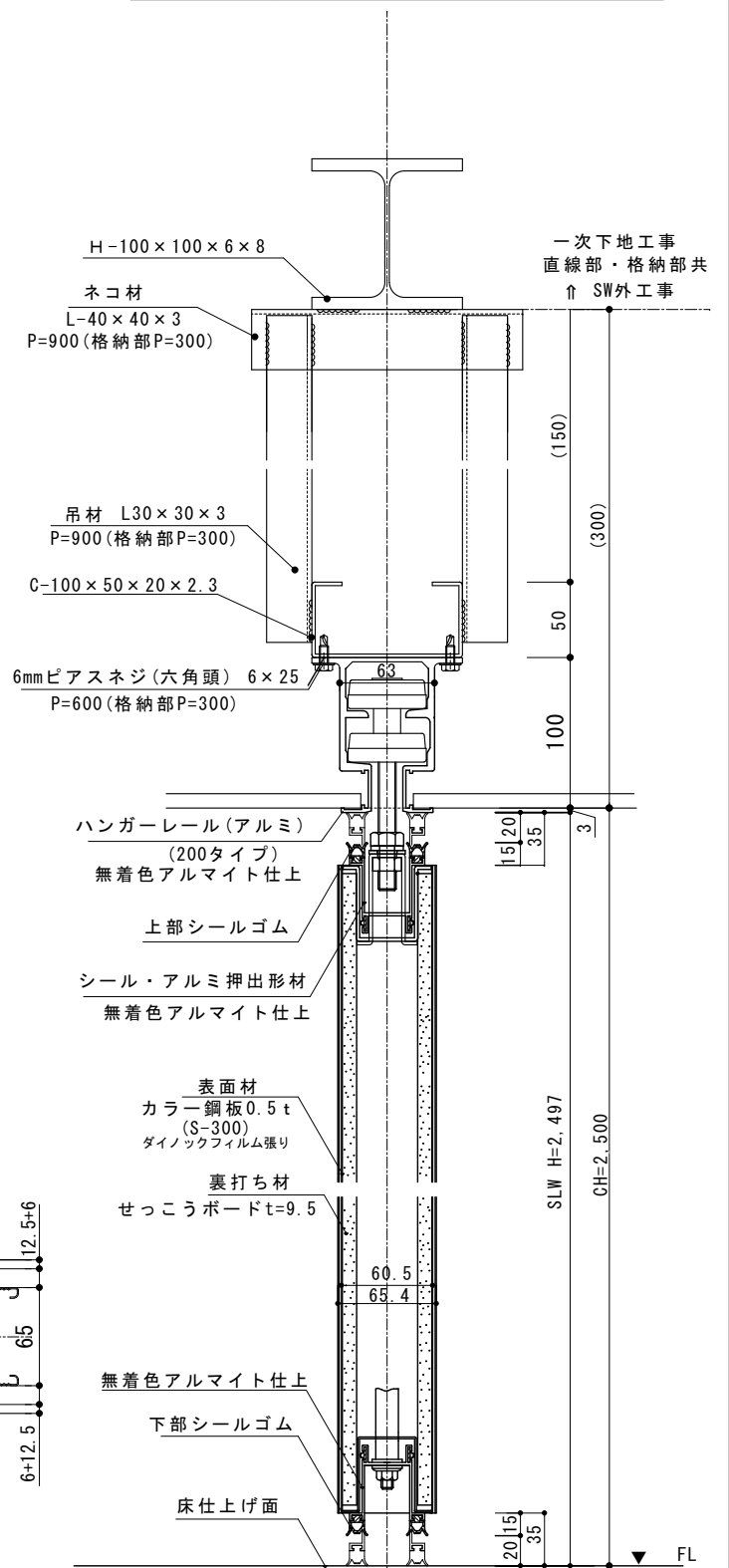
管理建築士  
1級333707  
清水 康代

係  
図番  
No. A-31



■仕様

商品名	遮音スライディングウォール60SB
商品略号	SW-60SB-L
シール機構	標準パネルレバー式 サイドパネル操作ハンドル回転式
レールランナー	クロスレール 200 アルミ押出し形材 4.5~5.5m/m厚(走行面)
パネル	表面板 カラー鋼板、0.5m/m厚 (S-300) ダイノックフィルム張り
芯材	石膏ボード
パネル厚	60.5m/m (框を含む厚さ: 65.4m/m)
重量	標準パネル: 32kg/m <sup>2</sup> 、サイドパネル: 41kg/m <sup>2</sup>
サイドシール形材	
召し合わせ形材	アルミ押出し形材 (A6063S-T5)
シール形材	
シールゴム	PVC



鳴門市企業局 ポートレース事業課

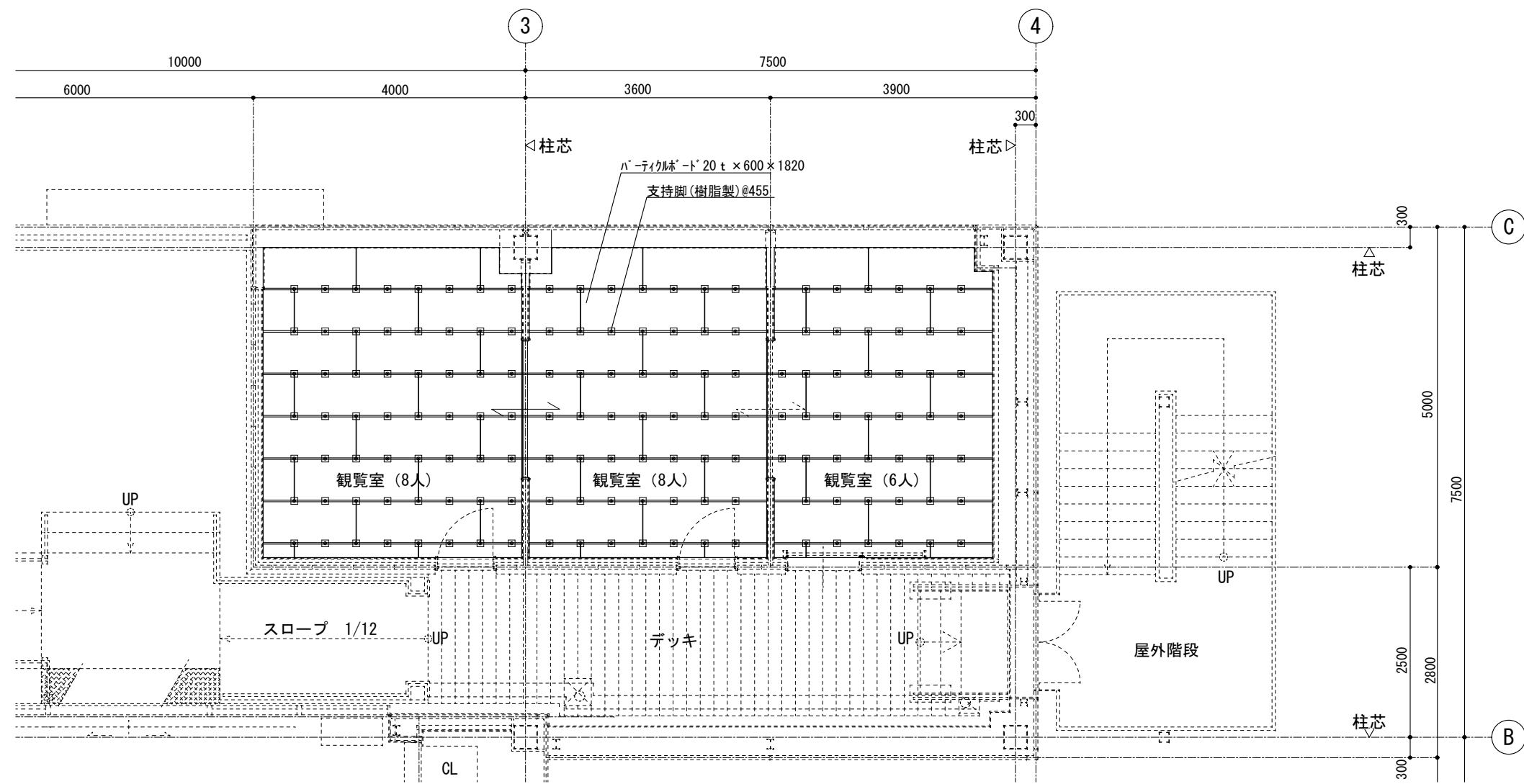


工事名称: ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

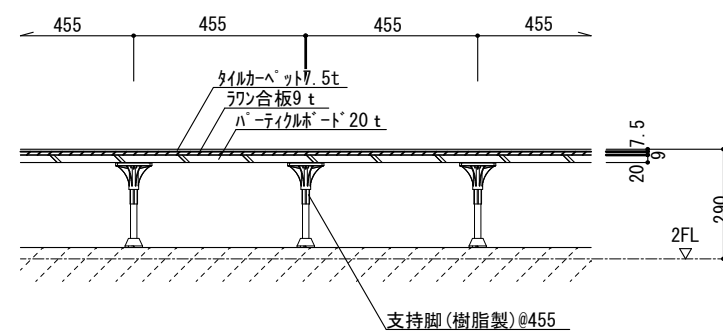
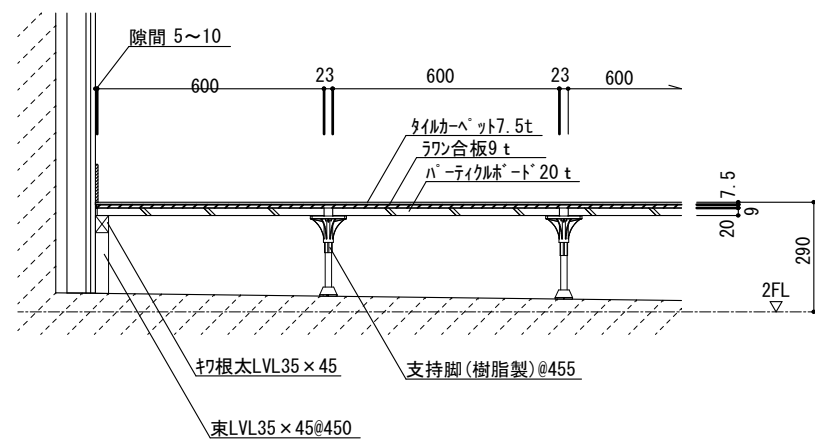
図名: 可動間仕切詳細図  
縮尺: 1/5, 50

株式会社 宮建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士: 清水 康代  
係: 係  
図番: No. A-32

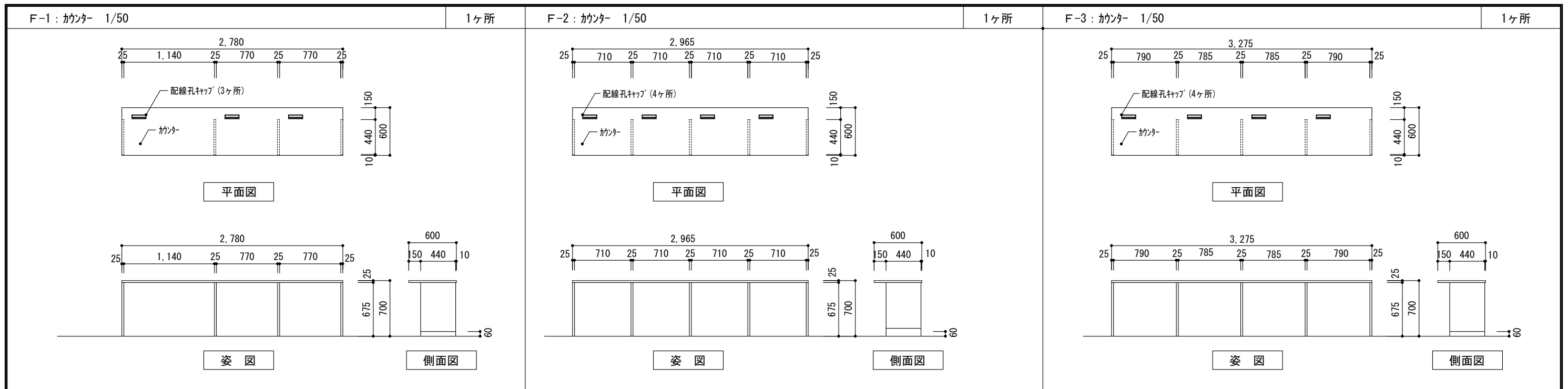


フリーフロア平面図 S=1/80

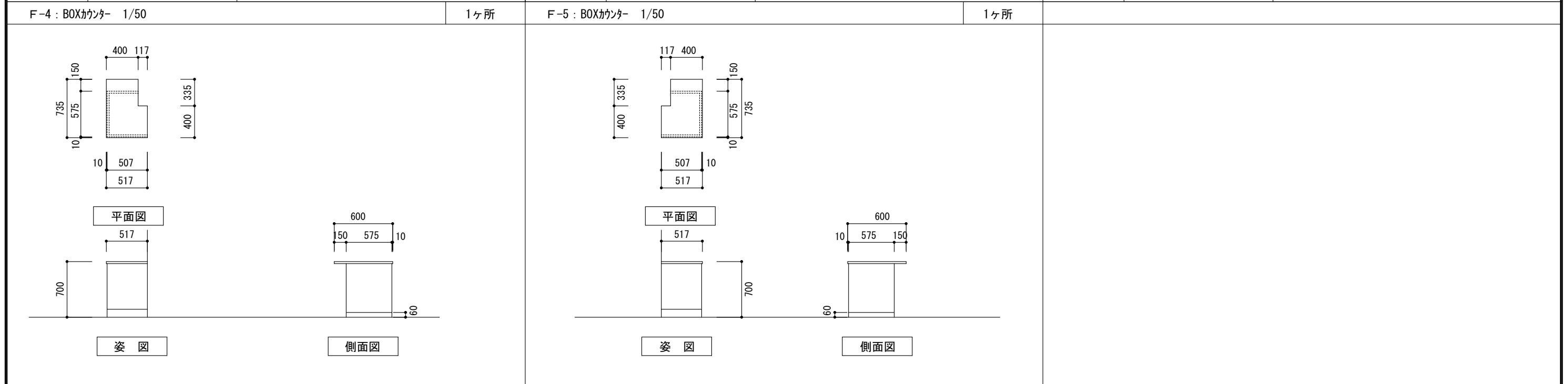


フリーフロア詳細図 S=1/20

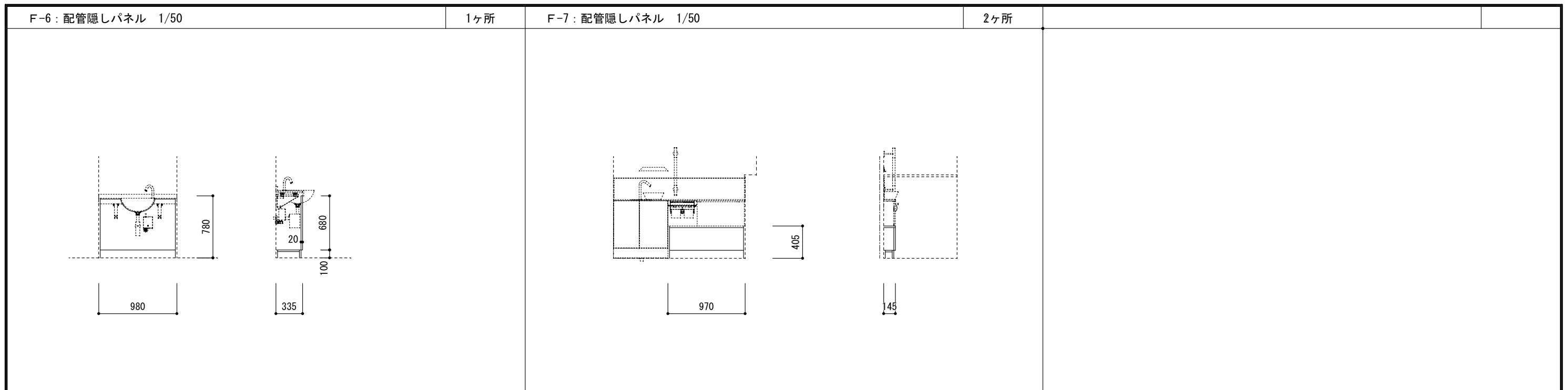




家具仕様			家具仕様			家具仕様		
部位	材質	備考	部位	材質	備考	部位	材質	備考
本体	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板は、ｱｲｶﾚﾌﾞﾞﾝ同等品	本体	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板は、ｱｲｶﾚﾌﾞﾞﾝ同等品	本体	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板は、ｱｲｶﾚﾌﾞﾞﾝ同等品
ｶﾝﾀﾞｰ	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	配線工ｷｯﾌﾟ：ｽﾞﾞﾞﾞﾞﾞ工業(株)PC2000Z180型同等品	ｶﾝﾀﾞｰ	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	配線工ｷｯﾌﾟ：ｽﾞﾞﾞﾞﾞﾞ工業(株)PC2000Z180型同等品	ｶﾝﾀﾞｰ	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	配線工ｷｯﾌﾟ：ｽﾞﾞﾞﾞﾞﾞ工業(株)PC2000Z180型同等品
巾木	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り		巾木	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り		巾木	木ﾌﾞｯｸﾞ下地ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板張り	
その他	配線工ｷｯﾌﾟ 180×50		その他	配線工ｷｯﾌﾟ 180×50		その他	配線工ｷｯﾌﾟ 180×50	



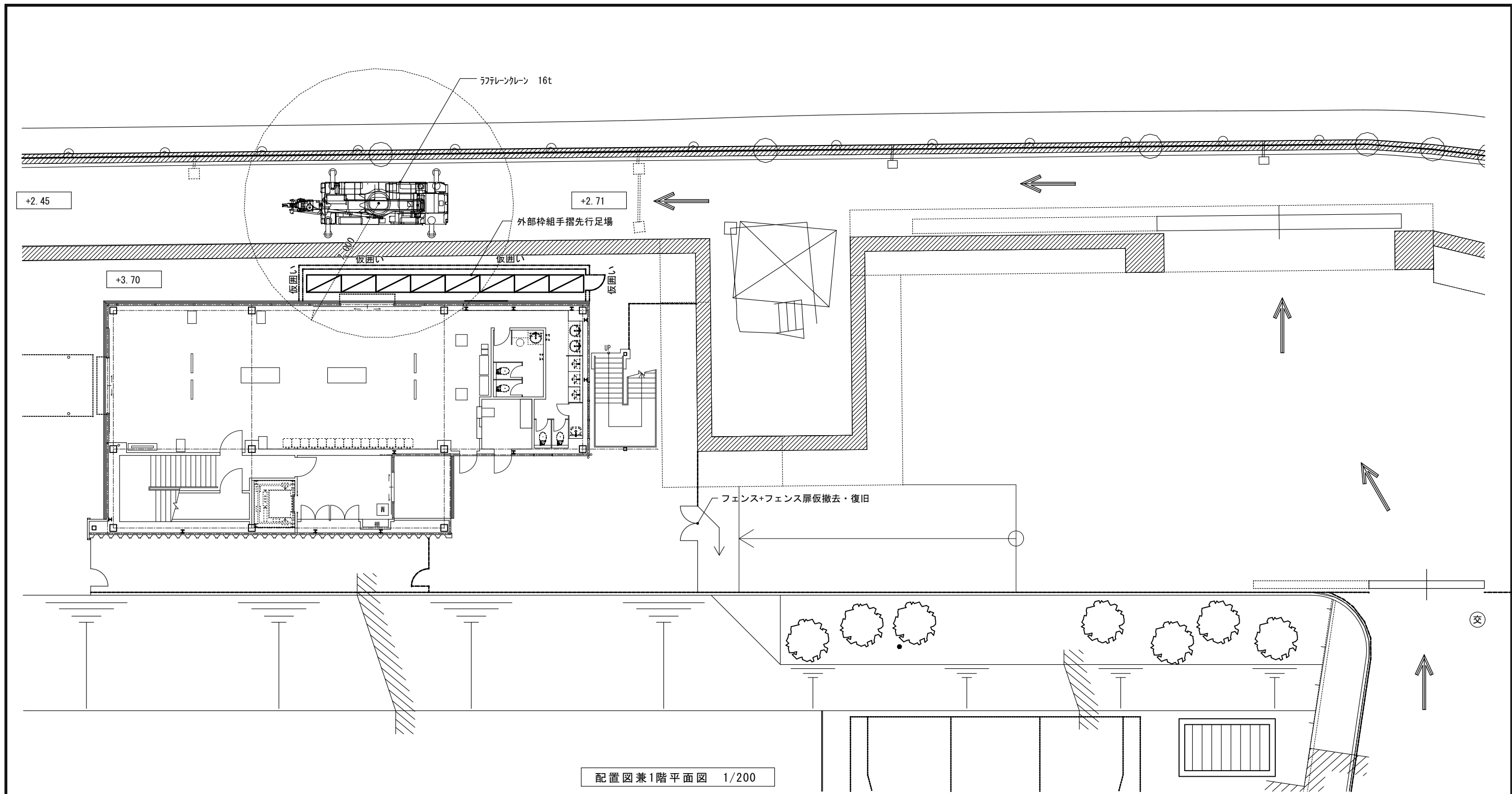
家具仕様			家具仕様		
部位	材質	備考	部位	材質	備考
本体	木下地+ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板ﾌﾗｼｯﾄ 25	見え掛かり部のﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板は、ｱｲｶﾚﾌﾞﾞﾝ同等品	本体	木下地+ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板ﾌﾗｼｯﾄ 25	見え掛かり部のﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板は、ｱｲｶﾚﾌﾞﾞﾝ同等品
ｶﾝﾀﾞｰ	木下地+ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板ﾌﾗｼｯﾄ 25		ｶﾝﾀﾞｰ	木下地+ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板ﾌﾗｼｯﾄ 25	
巾木	木下地+ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板ﾌﾗｼｯﾄ 25		巾木	木下地+ﾌﾞﾗﾝｼﾝ化粧板ﾌﾗｼｯﾄ 25	
その他			その他		



家具仕様			家具仕様					
部位	材質	備考	部位	材質	備考			
本体	木ブロック下地珪藻土化粧板張り	珪藻土化粧板は、アイカビアン同等品	本体	木ブロック下地珪藻土化粧板張り	珪藻土化粧板は、アイカビアン同等品			
カウンター	木ブロック下地珪藻土化粧板張り	配管隠しパネルはローラーキャッチにて脱着可能	カウンター	木ブロック下地珪藻土化粧板張り	配管隠しパネルはローラーキャッチにて脱着可能			
巾木	木ブロック下地珪藻土化粧板張り		巾木	木ブロック下地珪藻土化粧板張り				
その他			その他					

--	--	--

SA-1: ビトサイン(突き出しタイプ) 1/10 2ヶ所	SA-2: ビトサイン(カッティングシート張り) 1/10, 50 2ヶ所	SA-3: ビトサイン(カッティングシート張り) 1/10, 50 3ヶ所



配置図兼1階平面図 1/200

仮設リスト (参考)

記号	名称	摘要	数量	単位	記号	名称	摘要	数量	単位	記号	名称	摘要	数量	単位
	外部枠組手摺先行足場	W900mm	104	m <sup>2</sup>		ECP用枠組手摺先行足場	W900mm	23.3	m <sup>2</sup>		床養生	合板 t12+シート	82.3	m <sup>2</sup>
	外部枠組手摺先行足場 最上部手摺		17.1	m		ECP用枠組手摺先行足場 最上部手摺含む		11.7	m		階段養生	合板 t12+シート	32.7	m <sup>2</sup>
	ブツカット足場	D=450	13.0	m <sup>2</sup>		仮囲い	H=2,000	36.6	m	(交)	交通警備員		20	人
	脚立足場 (内部用) 天井改修範囲とする。		113	m <sup>2</sup>		片開き戸	W900×H2,000 通用口 鋼製片開き戸	1.0	か所		ラフレンクレーン 16t		5	日
	養生シート	防災1類	141	m <sup>2</sup>		フェンス+フェンス片開き戸	フェンス+フェンス扉仮撤去 ・復旧				工事車両進入口 工事作業員進入口			

鳴門市企業局 ポートレース事業課



工事名称  
ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図名  
仮設計画図-1 (参考図)  
縮尺  
1/200 年月

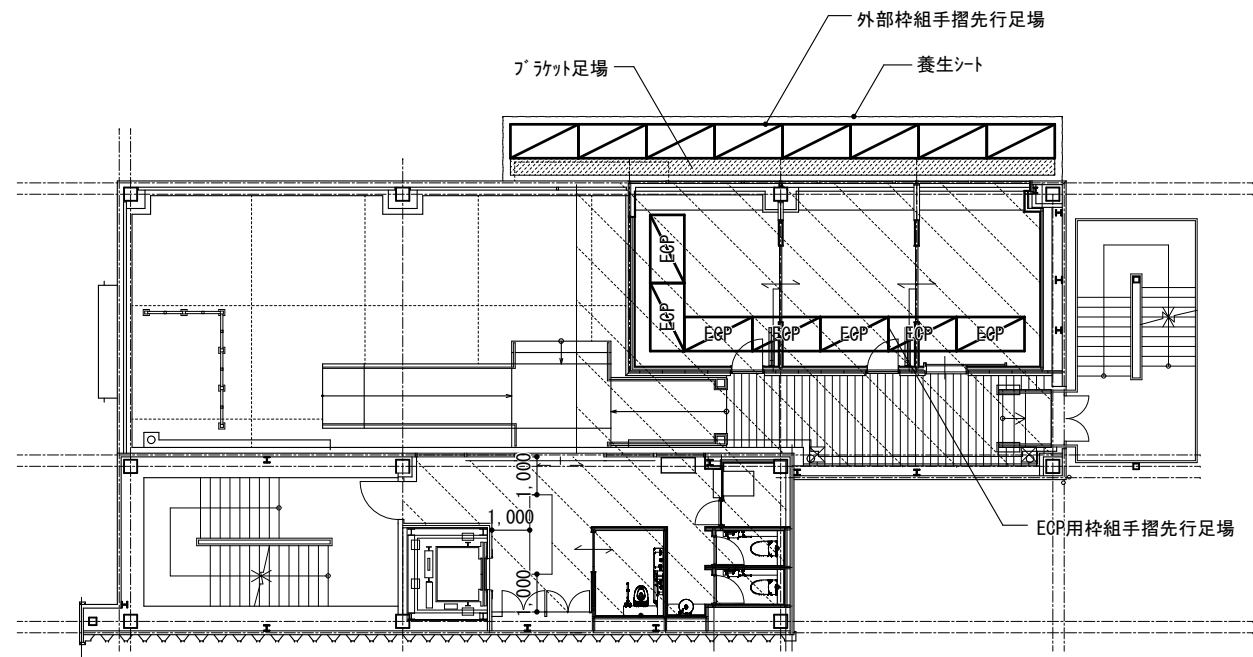
株式会社 宮建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士  
1級333707  
清水 康代

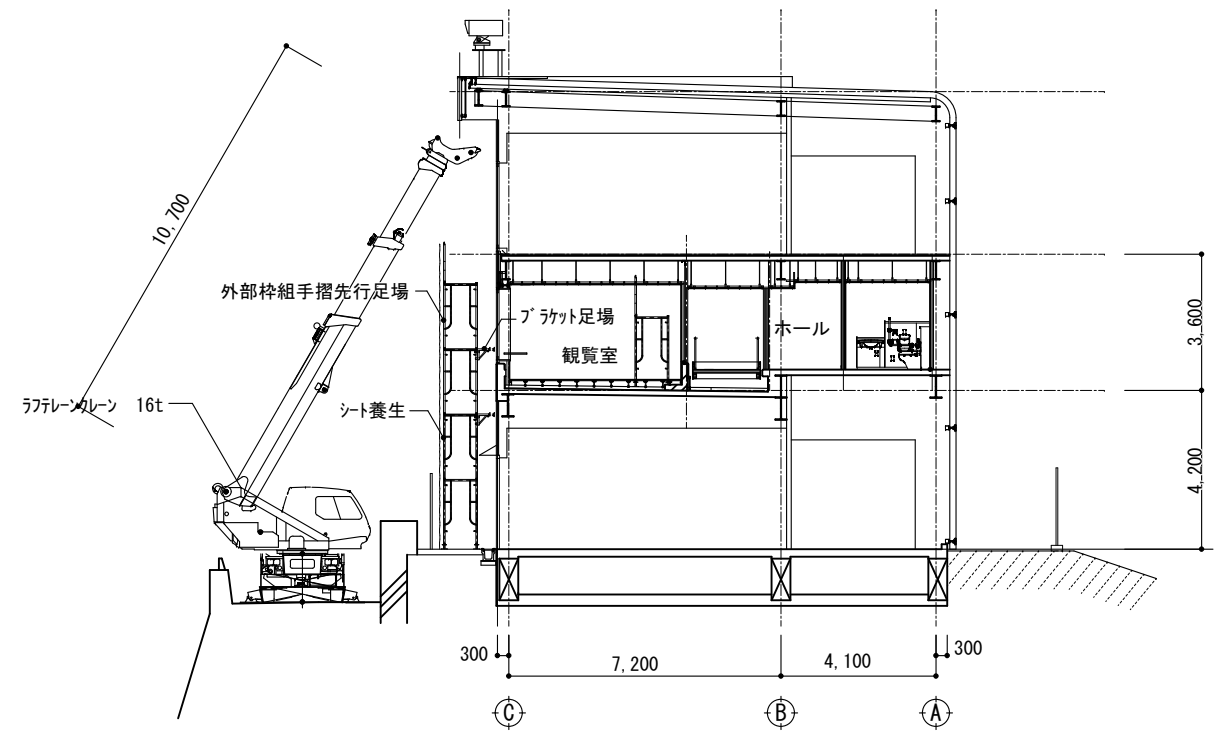
係

図番

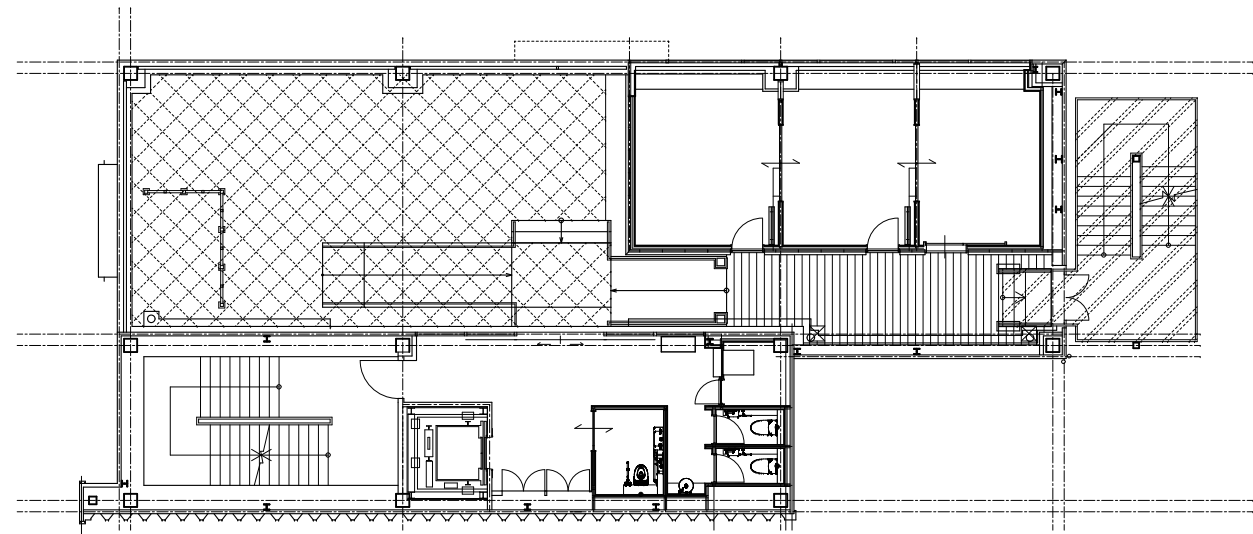
No. A-37



2階平面図 1/200



断面図 1/200



2階床養生計画図 1/200

鳴門市企業局 ポートレース事業課



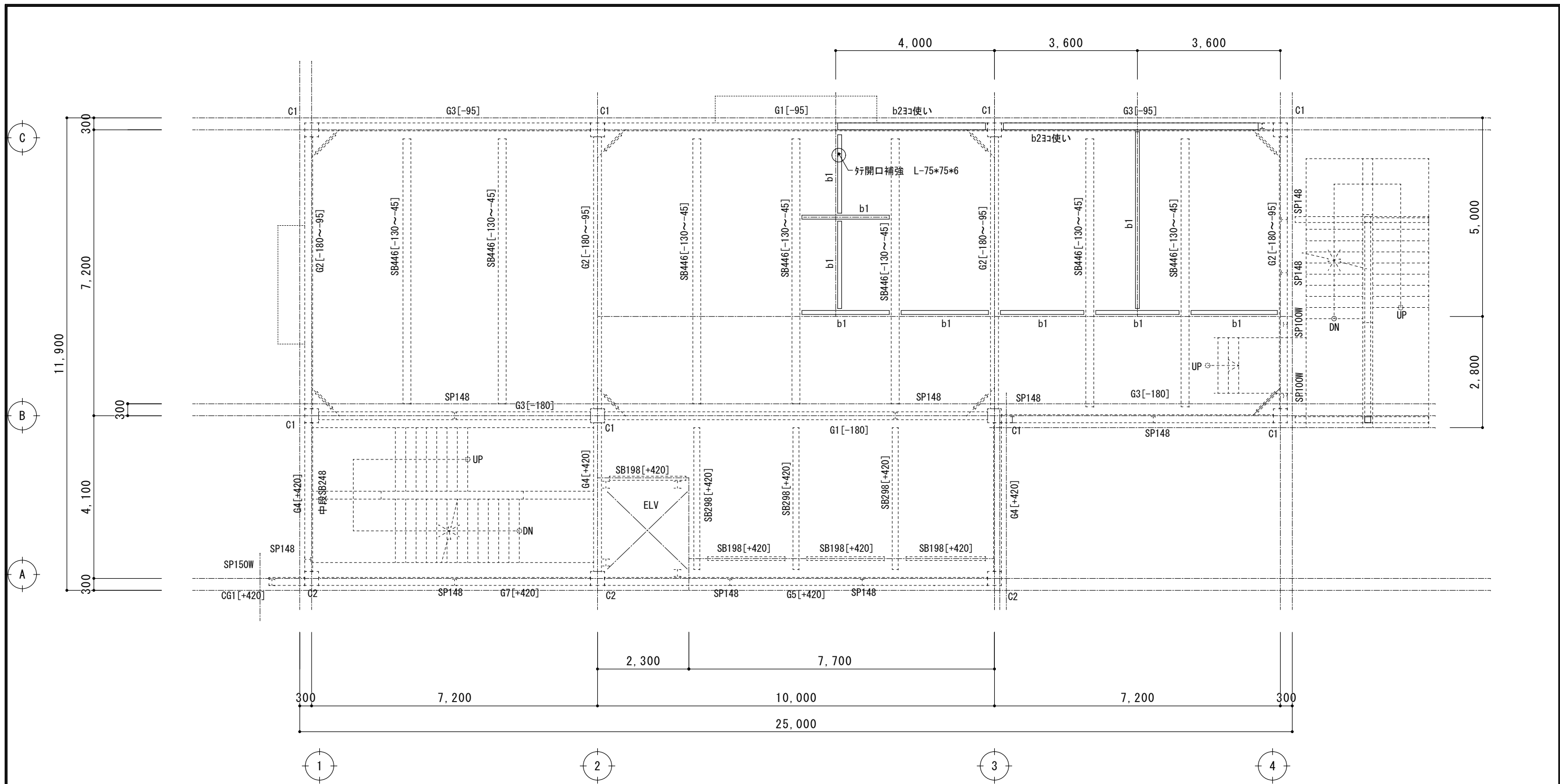
工事名称  
 ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
 2階個室等設置工事のうち建築工事  
 徳島県建築士事務所協会々員

図名  
 仮設計画図-2 (参考図)  
 縮尺  
 1/200 年月

株式会社 宮建築設計  
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士  
 1級333707  
 清水 康代

係  
 図番  
 No. A-38



改修後 2階梁伏図 1/100

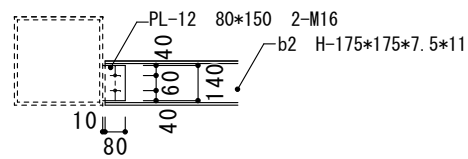
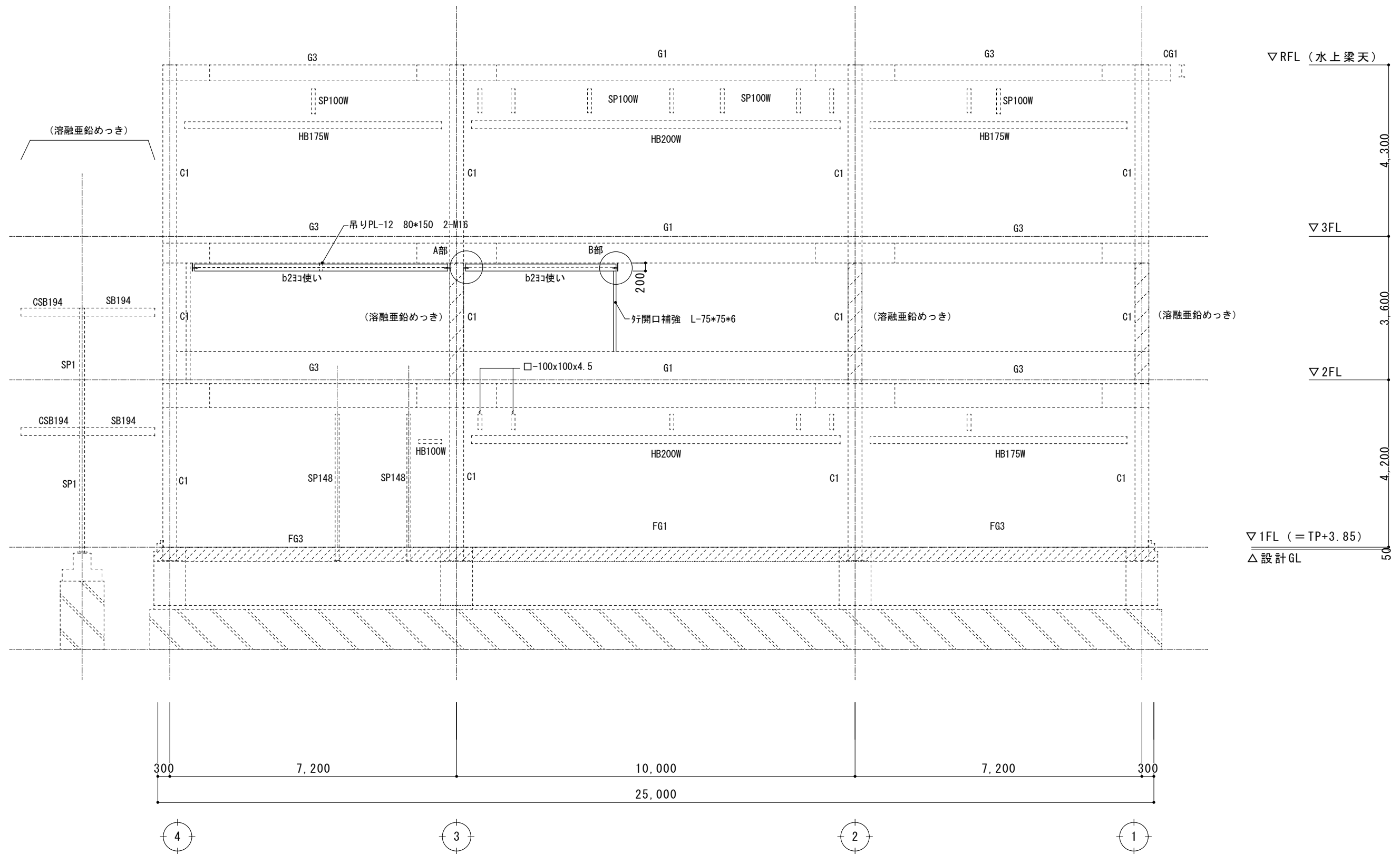
既存梁断面表

特記外 1. 屋外鉄骨は、溶融亜鉛メッキとする。  
2. 使用鋼材は、SS400規格品とする。部材番号又は部材厚さに○印のある場合は、SM490A規格品とする。

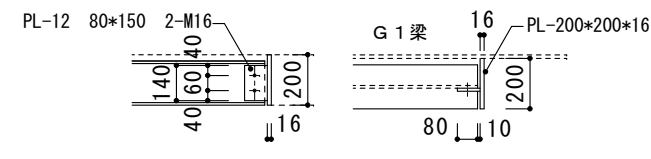
階	符号	①	②	③	④ ⑤ ⑥ ⑦	⑧
形状		I	I	I	I	I
3階	全断面	⊕500x200x10x16	全断面	H-496x199x 9x14	内端 ⊕496x199x 9x14 中・外 H-496x199x 9x14	全断面 H-496x199x 9x14
SB346		H-346x174x6x9				

新設梁断面表

階	符号	b1	b2			
形状・サイズ		H-100*100*6*8	H-175*175*7.5*11			



A部 詳細図 1/30



B部 詳細図 1/30

鳴門市企業局 ポートレース事業課



工事名称: ポートレース鳴門 ダイナミックキャビン  
2階個室等設置工事のうち建築工事  
徳島県建築士事務所協会々員

図名: 改修後 2階 軸組図  
縮尺: 1/30, 100

株式会社 宮建築設計  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士: 1級333707 清水 康代

係: 図番: No. A-40